

令和元年第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	9 月 1 0 日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第 2 日	9 月 1 1 日	水	本会議	一般質問
第 3 日	9 月 1 2 日	木	本会議	議案審議 (委員会付託)
第 4 日	9 月 1 3 日	金	休 会	
第 5 日	9 月 1 4 日	土	休 会	
第 6 日	9 月 1 5 日	日	休 会	
第 7 日	9 月 1 6 日	月	休 会	
第 8 日	9 月 1 7 日	火	委員会	決算特別委員会
第 9 日	9 月 1 8 日	水	委員会	決算特別委員会
第 1 0 日	9 月 1 9 日	木	休 会	
第 1 1 日	9 月 2 0 日	金	休 会	【閉会中の継続調査申出期限】 議事整理
第 1 2 日	9 月 2 1 日	土	休 会	
第 1 3 日	9 月 2 2 日	日	休 会	
第 1 4 日	9 月 2 3 日	月	休 会	
第 1 5 日	9 月 2 4 日	火	本会議	議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)

令和元年第3回（9月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（9月10日）（火曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 一般質問	
城後 光 議員	6
(1) 移住定住促進に係る事業の現状と見直し策について	
(2) 公衆無線LANなどのインターネット環境整備について	
堀池 主男 議員	26
(1) 高齢者に対する福祉政策等について	
(2) 空き家対策について	
(3) 教育行政について	
北村 清美 議員	46
(1) 国の重要文化的景観（国の文化財）について	
(2) 職員の働き方改革について	
横山 聖代 議員	67
(1) 『人生100年時代』における町・人づくりについて	
(2) 乳幼児・子ども福祉医療制度について	
1. 散 会	86

第2日目（9月11日）（水曜日）

1. 開 議	88
1. 一般質問	
脇坂 正孝 議員	88
(1) 鴻ノ巣公園の再整備について	
(2) 観光行政について	
福田 勝也 議員	105
(1) 観光事業について	
三石 孝 議員	118
(1) 農業行政について	
(2) 町の財産の取得と処分について	
1. 散 会	135

第3日目（9月12日）（木曜日）

1. 開 議	138
1. 議案審議	138
平成30年度各会計決算認定について（決算特別委員会付託）	
1. 散 会	154

第15日目（9月24日）（火曜日）

1. 開 議	156
1. 諸報告	156
1. 発議第3号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める」意見書	156
1. 提案要旨の説明	159
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	160
令和元年度補正予算について・平成30年度各会計決算認定について	
教育委員会委員の任命について	
波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結について	
1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	254
1. 報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	255
1. 報告第3号 平成30年度波佐見町一般会計継続費精算報告書について	255
1. 閉会中の継続調査	258
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	259

第 1 日 目（9 月 10 日）（火曜日）

諸 報 告

1 諸般の報告

(1) 委員会報告

(2) 例月現金出納検査結果の報告（5、6、7 月分）

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 町政に対する一般質問

第1日目（9月10日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。なお、本定例会前までに受け付けた請願、陳情はございません。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 三石孝議員、5番 北村清美議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの15日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ことしも梅雨明け後は記録的な猛暑が続き、熱中症による高齢者の死亡事故が相次ぎましたが、その後、相次ぐ台風や秋雨前線の活動により記録的な降雨が発生し、本町においても8月28日早朝には、町内全戸に対し避難勧告を発令し、災害に対処してまいりました。幸いにして大きな被害もなく乗り越えることができ、安堵しているところであります。しかし、長引く天候不順により、野菜の作付や水稻の防除がおくれており、生育に影響はないかと懸念されるところではありますが、この先、よい天候に恵まれ、実りの秋を迎えられるよう祈るばかりであります。

さて、ことしの中体連県大会では、野球、女子ソフトボール、それに個人戦では、柔道90キログラム超級で横田心真君が優勝、水泳では井石瑠七さんが自由形で上位入賞するなど、大いに活躍し、九州大会出場を果たしました。さらに柔道の横田心真君は全国大会にも出場を果たしました。出場した選手諸君はそれぞれ貴重な経験を得たものと思いますが、試合の結果はどうであれ、文武両道の言葉が示すとおり、心身ともに成長する中学生にとって、学問である文、部活動を中心とする武はバランスのとれた人間性の形成に欠かせないものでありますので、文にも武にも大いに励んでもらいたいと推奨するものであります。

また、JAFの企画による、全国52の支部がそれぞれの管轄区域内から推薦する観光スポットを、本県からは西ノ原エリアが紹介され、6月17日から8月30日までのキャンペーン期間中、全国1位のポイントを獲得することができました。このことは波佐見町が全国的に認知されつつあるあかしであり、今後ますますの観光客増加を期待するものであります。

本町の6月以降の事務事業につきましてはおおむね順調に推移しているところでありますが、7月に普通交付税の交付決定を受け、財源の見通しがついたことから、各自治会の要望事項に可能な限り応えるべく、必要な予算を一般会計補正予算に追加計上しておりますので、御決定いただければ、速やかに整備を図ってまいり所存であります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第38号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、今回1億7,900万円を追加し、補正後の予算の総額を70億7,600万円としております。補正の主なものは、歳入で

は、増額が、交付決定による普通交付税、国、県支出金が子供のための教育、保育給付費等前年度繰越金等で、減額は財政調整基金繰入金等であります。歳出では、増額は、私立保育所施設型給付委託費、小規模農林事業費、自治会要望道路等整備費、過年度分障害者総合支援事業費補助金返還金等で、減額は公共下水道事業特別会計繰出金等が主なものであります。また、4月の人事異動に伴う追加分を含め、給料等人件費の組み替えを全項目にわたって行っております。

議案第39号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回4,800万円を追加し、補正後の予算の総額を16億8,800万円としております。歳入では前年度繰越金を計上し、歳出では諸支出金及び予備費の増額が主なものであります。

議案第40号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回4,072万円を追加し、補正後の予算の総額を14億372万円としております。歳入は前年度繰越金を計上し、歳出では、地域支援事業費、諸支出金及び予備費の増額等が主なものであります。

議案第41号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回800万円を減額し、補正後の予算の総額を3億2,900万円としております。歳入では繰入金の減額及び町債の増額等が主なもので、歳出では人事異動に伴う人件費の減額が主なものであります。

議案第42号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動による人件費の補正で、収益的支出において人件費567万8,000円を減額し、補正後の収益的支出を2億8,139万円とするものであります。

議案第43号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時及び非常勤職員について任用等に関する制度を明確にするとともに、勤務条件等を規定する条例を新たに制定するものであります。

議案第44号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例については、西九州自動車道波佐見有田インターチェンジ駐車場を有料化するために、地方自治法第244条の2の規定に基づき、有料駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第45号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、本町において使用料等に同率を転嫁している関係条例を本条例において一括改正を行うものであります。

議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を本条例において一括改正を行うものであります。

議案第47号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第48号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、子供の福祉医療費の対象者年齢を15歳から18歳に引き上げるために所要の改正を行うものであります。

議案第50号 波佐見町水道条例の一部を改正する条例については、水道法及び水道法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第51号から議案第57号までの7件は、平成30年度波佐見町一般会計をはじめ、各特別会計に係る歳入歳出決算認定について及び波佐見町上水道企業会計ほか1会計については剰余金の処分及び決算の認定についてであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

議案第58号 教育委員の任命については、現委員の小柳吉喜氏が10月30日をもって任期満了となりますが、氏は平成27年11月1日から就任いただいております。引き続き任命したく提案するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります筒正俊氏が12月31日で任期満了となりますので、新たに岳邊忠彦氏を推薦するものであります。

報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率につ

いて、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

報告第3号 平成30年度一般会計継続費精算報告については、地方自治法施行令第145条の規定に基づき、平成28年度から平成30年度まで実施した旧公会堂耐震補強修復事業についてその実績を報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第4. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、移住定住促進に係る事業の現状と見直し策について。

2012年より移住する世帯での住宅建設などに際して定住奨励補助金等が支給されています。住宅購入を検討する家族のニーズや不動産状況の変化もあり、移住を検討している家族の実態に補助制度が即していない部分も出てきているというふうに伺っております。

その上で伺います。

（1）定住奨励制度の現状と利用状況はどうなっているのでしょうか。また、合併浄化槽設置補助など移住世帯に関して、その他どのような住宅関連の補助が設けられているのでしょうか。

（2）移住希望者向けのお試し住宅の利用状況推移と、利用者からの反応はどうでしょうか。

2番、公衆無線LANなどのインターネット環境整備について。現在あらゆる生活の場面でインターネットの活用が不可欠となっています。しかしながら、本町における公衆無線LANなどのインターネット環境は十分とはいえないと思っております。

そこで伺います。

(1) 他の市町では公的機関で公衆無線LAN環境が整備されていますが、本庁舎などでの整備の予定はどうなっているのでしょうか。

(2) 観光客が多数訪れるエリアなど、公衆無線LAN環境を拡大する考えはあるのでしょうか。

3番、観光事業を柱にしたもうかる波佐見町に向けた取り組みについて。本町は長年にわたって日用食器の生産拠点として国内外に商品を生産してきました。窯業が市場環境の変化により伸び悩んでいる中、産業としての観光事業に対する期待は年々高まっています。

そこで伺います。

(1) 近年の陶磁器産業の経営状況をどのように捉えていますでしょうか。また、課題はどうですか。

(2) 波佐見町を訪れる観光客数及び観光消費額の推移はどうなっているのでしょうか。

(3) 窯業、農業を取り入れた観光事業としての実績はどうでしょうか。また、今後の新しい取り組みの予定はどうなっているのでしょうか。

(4) 滞在型観光を増やすために今後注力すべき宿泊先の整備方針をどう考えていますでしょうか。

(5) 今年度予定している観光協会のDMO化に向けた進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、来年度以降の予定はどうなっているのでしょうか。

(6) 近隣自治体及び民間事業者との観光事業連携について、取り組みの予定はどうなっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、移住定住促進に係る事業の現状と見直し策について。住宅購入を検討する家族のニーズや不動産供給状況の変化もあり、移住を検討している家族の実態に補助制度が即していない部分も出てきていると聞く。そこで、定住奨励制度の現状と利用状況はどうか。また、合併浄化槽設置補助など、移住世帯に関して、そのほかどのような住宅関連の補助が設けられているかという御質問ですが。

持ち家指向のある町民や町外の移住指向者を町へ誘導するため、平成24年度から定住奨励

金制度を設け、町内への住宅建設の促進や既存住宅の取得促進を図っています。内容としては、居住住宅の新築や建て売り物件、中古住宅の取得について、現金及び商品券の交付を行っており、最大1件当たり現金66万円と商品券12万円を交付しています。平成30年度の実績は、新築30件、建て売り物件2件、中古物件7件の計39件の申請交付となっています。定住奨励金以外の移住者向けの住宅関連補助につきましては、転入後、既存の町民向けの住宅関連補助の中で条件に合うものを活用していただきたいと考えており、特に設けてはいません。

次に、移住希望者向けのお試し住宅の利用状況の推移と利用者からの反応はどうかという御質問ですが、移住者が移住を考えるに当たり、実際にそのまちに住んで体感しなければわからないこともあるのだとの考えから、平成28年度よりお試し住宅制度を設け、1回につき最長30日まで、移住希望者に対し貸しつけを行っています。

利用の推移を見てみますと、平成28年度は2名、平成29年度は4名、平成30年度は6名の方に利用いただき、今年度は現在までで5名の方が利用されています。利用者からは、築年数が古い建物だが、内装はきれいにされておりよかったといった声も何度かいただいたことがございます。

次に、公衆無線LANなどのインターネット環境についての御質問ですが、本町における公衆無線LANなどのインターネット環境は十分とはいいがたい。他市町では公的機関で公衆無線LAN環境が整備されているが、本庁舎などでの整備の予定は。また、観光客が多数訪れるエリアなど、公衆無線LAN環境を拡大する考えはないかという御質問ですが。

公衆無線LANなどのインターネット環境については、特に観光面や防災面での活用が全国的にも広がってきています。本町においては、防災面での環境整備は、昨年12月議会で城後議員の質問に答弁したとおり、費用対効果の観点からも、現在のところは導入の計画はなく、今後の検討課題と考えています。

一方、観光面では、主要な観光拠点には積極的に導入しており、現在、はさみ温泉一帯と陶芸の館、中尾山交流館、中尾山伝習館、町道中尾本線の通り沿いと、フリーWi-Fiの整備を行っています。今後も観光誘客が見込める公共的エリアの整備は検討しますが、設置費用やランニングコストも必要ですので、設置場所も厳選して見きわめる必要があります。

このように、まず観光地でのポイント的に整備するのは行政の役割であり、その後は、例えば窯元や商社のギャラリーであったり、飲食店や個々の商店などの民間の力も導入し、

徐々に広がっていき、点が線となり、線が面となるような取り組みが必要だと感じています。

次に、観光事業を柱としたもうかる波佐見町に向けた取り組みについてでございますが、本町は長年にわたって日用食器の生産拠点として国内外に商品を生産供給してきた。窯業が市場環境の変化により伸び悩む中、産業としての観光事業に対する期待は年々高まっている。近年の陶磁器産業の経営状況をどのように捉えているのか。また、課題はどうかという御質問ですが。

陶磁器業界の景況感は、業界や関係団体が集まって開催される月1回の会議や事務局間のヒアリング等でも情報共有されており、ここ一、二年の落ち込み状況は聞き及んでいます。特に百貨店などの既存流通卸部門での落ち込みが顕著とのことで、厳しい販売戦略に打開策を求め奔走されています。

一方、産地を訪れて購入されるお客様は増加しており、小売りで粗利をカバーしたり、ふるさと納税やネット販売に取り組むなど、販売チャンネルを拡大させ、収益を確保する努力が行われています。また、新たな販売や取引機会の継続、拡大を求める声もあり、あらゆる角度からの販売戦略が必須であり、業界との意見交換など密に行い、対応策を検討していきたいと考えています。

次に、波佐見町を訪れる観光客数及び観光消費額の推移はどうかという御質問ですが、波佐見町の観光客の推移は、「来なっせ100万人」のスローガンを掲げた平成18年の48万人から。済みません、失礼しました。平成13年の48万人から平成30年が103万人と、その間、右上がりで順調に伸ばしております。観光消費額の推移は、ホテルが開業する前の平成26年で比較すると、日帰り客は、1人当たり26年が3,645円、30年が4,455円であり、わずかながら増加しています。宿泊客では、1人当たり26年が4,855円、平成30年が8,826円と大きく伸ばしています。

次に、窯業、農業を取り入れた観光事業としての実績は。また、今後の新しい取り組みの予定はどうかという御質問ですが。波佐見町の体験型観光は、10年ほど前に来なっせ体験塾として体験プログラムを開発し、その後、新たなコンテンツやプログラムのブラッシュアップを図り、波佐見町に来ればいつでも何らかの体験プログラムを楽しめるようにと、平成25年度から本格的に窯業と農業を組み合わせた体験観光博覧会「とうのう」を企画し、実施しています。これまでの実績としては、平成25年に26プログラムに228人の参加者を集め、その後もプログラムのブラッシュアップを図りながら、「とうのう」の定着とお客様の満足度

向上を目指し、取り組んできているところです。

しかしながら、ここ一、二年はプログラムのマンネリ化などもあり、参加者も減少傾向にあります。今後は新規プログラムの開発はもとより、よそにない波佐見町の産業の特徴を生かしたコンテンツや資源を発掘し、また、これまでより収益が確保できるように、設定価格の適正な見直しを図りつつ、稼げる観光の柱となるよう工夫が求められていると思います。

(4) 滞在型観光客を増やすために今後注力すべき宿泊先の整備方針をどう考えるのか。
従来までの波佐見町の観光は、周辺のハウステンボスや有田、嬉野温泉などの有名な観光地のついでに立ち寄るなどの通過型観光地でした。このような通過型の日帰り観光から、滞在型の宿泊を伴う観光地へシフトチェンジするためには、宿泊施設は必須でありました。そこで、長崎キャノンの誘致もあったことから、ビジネスと観光を融合した宿泊施設の誘致を行い、平成27年2月に待望のホテルが波佐見町に初進出されました。その後、立て続けに他事業者が2件目のホテルも進出され、二つのホテルで134室の部屋を確保でき、観光面において滞在型観光を実現できる環境は整いつつあります。また、民泊の推進もいろいろな事業を活用し行っていますが、件数は微増であり、これからも地道に推進していきたいと考えています。

このように宿泊施設にも観光ホテルからビジネスホテル、旅館、民泊、素泊まり、ゲストハウス、車泊など、あらゆるジャンルがあり、それぞれにターゲットや客層は違いますので、今後の宿泊環境の推進については、いろいろなチャネルに対応できるよう、幅広く研究していきたいと考えています。

次に、今年度予定をする観光協会のDMO化に向けた進捗状況は。また、来年度以降の予定はという御質問ですが。観光庁が規定した日本版DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人ということになります。

Destination Management Organizationの頭文字をとってDMOといいます。波佐見町観光協会を母体に、DMO法人への候補登録を目指して準備を進めており、進捗状況のことですが、まず母体となる観光協会の組織力強化のために本年度から人員増を図りました。事務局長を全国公募し、事務職員の公募も行い、それに町

からの派遣職員を合わせて3名の体制を整えました。全員そろっての新体制が8月からであり、経験年数が短いのが不安要素ではありますが、順調に経験を積んでいかれています。

また、地域の稼ぐ力を引き出していかなければなりませんので、各種事業での手数料収入やレンタサイクルの運営、将来的には観光案内所などでの物販など、いろいろな角度から収益を上げることができるよう、現在、検討研究を進めているところです。

なお、あわせて一般社団法人への法人化も12月をめどに行う予定であり、関係機関や関係者との調整を行っているところです。

次、(6) 近隣自治体及び民間事業者との観光事業連携についての取り組みの予定はという御質問ですが、現在取り組んでいる近隣自治体との連携は、長崎県、佐賀県と県境をまたいでの肥前窯業圏での連携を5市2町で行っています。過去にはハウステンボス周辺の自治体との連携や、JR佐世保沿線や、JR大村沿線での協議会など、いろいろな連携がありましたが、それぞれの自治体の規模や特徴、売り出し商品の違いなどがあり、また温度差もあり、連携することが全てよいほうには転がらなかったということも多々あります。

観光関係における民間事業者や各種協議会との連携は以前より積極的に行っており、関係事業者や関係機関と連携しての観光会議を定期的に行い、情報共有を図っているところです。特に観光事業者や地域未来牽引企業との観光事業を通じての連携は必須であり、ツアーや旅行商品の開発や、インバウンド対策、体験型観光のブラッシュアップなど、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今回、私以外に非常に観光について同僚議員から質問されるということで、非常に観光に対して関心が高いなというのを感じております。

それで、今、町長の説明にも最初ありましたとおり、JAFのコンテストで西ノ原地区が全国1位ということで、現実としても波佐見を訪れる観光客が増えていく、非常に大きいきっかけになっているんじゃないかなと思います。

それで、皆さんのお手元に長崎県の観光統計からちょっと数値をピックアップして並べました。実際に町長の答弁があった数値と若干違うのは、多分統計のとり方が少し違っているので、そこは御了承いただきたいと思います。

それで、ちょっと私が気にしているのが、やはり観光客1人当たりの消費額なんですね。

ここで記載させていただいているのは、佐世保市と川棚町と波佐見町を比べた数字なんですけど、例えば、2018年でいうと、佐世保市は1万7,215円、宿泊客、日帰り客が合わせて、飲食、娯楽、お土産代、そういうものでこれだけ使っていただいていると。その中で、川棚町は7,218円、佐世保に比べると当然低いんですけど、さらに下って、波佐見町は4,647円、佐世保に比べると3分の1ぐらいしかない状況なのですね。

実際、もしかしたら、佐世保は宿泊客が多いから少ないんじゃないかなとも思って、宿泊客も調べてみたんですけど、川棚町は減っているんですね、宿泊客が。ホテルが撤退されたというところもあるみたいなんですけど、宿泊客は減っているんですけども、若干は消費額は落ち込んではいらっしゃるんですけども、まだまだ波佐見町は全然及んでない、川棚町に及んでいない状況なのですね。

要するに、今までは人、観光客を呼びましょうというスローガンは町としてもたくさん掲げられているんですけども、まだまだ消費に反映されていないという部分が大きいんじゃないかなと思っています。そのあたり、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう面では、やはり波佐見はまだまだ、おいでになった方々が、ある面では、何ですか、焼き物に特化したというところもある。それと同時に、飲食についての、やはりもうちょっと価格の高いものとか、やっぱりわざわざ食べたいなというような、そういう差別化できるような、やっぱり料理あたりも大事じゃないかなと。それと、御承知のとおり、川棚は夜が大変にぎわって、そういうふうなお店の、やはり、飲むあれになってくると、1軒で終わらないところもあるだろうし、ちょっと太っ腹になって消費も大きいんじゃないかなと、そういう傾向、そこあたりが差になっているんじゃないかなという感じがいたしております。

そういう面では、今後やっぱり、いろいろ特性のある料理屋さんがどんどん増えてくることをですね。増えてこれるような、そういうお店ができるような状況をつくるというのが、今からの努めじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この統計については、町長がおっしゃったとおり、波佐見町の分が低いというのが今から取り組んでいかなければならないんですけども、まず誤解がないように一つ言っておきま

すけれども、この統計はあくまで観光地でのポイント、観光地のポイントを抽出しての調査をした結果での数字を上げております。普通の町民の方が利用されるような一般のレストランだとか、そういうところは観光地としてカウントしていませんので、この数字に反映されないというような状況もあります。ですから、これが観光のお客様が落としたお金の全てではないということをまず前提条件として御理解いただいた上、検討をお願いしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

統計なので、取り方はいろいろありますので、その辺は私も十分踏まえて議論していきたいと思います。

あと、一つ、波佐見町にとってすごい大きな風だなと思っているのが、町長も出席されたんですけれども、経済産業省が、先日8月28日に西ノ原で発表会があったんですけれども、ローカルクールジャパン推進事業という取り組みをされていまして、全国22応募があったんですけれども、波佐見町がその中、5個の中の一つに選ばれてまして。これは何かというと、クラフトツーリズム産業というものを、波佐見を切り口に立ち上げていこうという事業に対して、経済産業省が推進して、民間事業者さんといろんな形で連携していきながらこの事業を取り組んでいきましょうというものに採択を、選んでいただきました。

これは要するに海外にも波佐見をどんどん展開していこうという御支援という動きというふうに聞いています。非常に国が注目を得られるような形で後押しがつく状況ですので、やはり、ここにも書かれているのですが、産業としてクラフトツーリズムをやっていこうという動きがありますので、町としてもぜひ後押しをいろんな形でしていかないといけないと思うんですけど、町長はその辺、考えはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

地方創生、そして、またいろんな国の地方が元気になるようなそういう補助制度をどんどんやっても、やはり従来どおりの国から県、そして市町村といった場合は、民間的な発想、そういうとができないわけですね。どうしても事務的にずっとやってきているというような状況で。そして、やはりそういう方では、もう同じようなあれで、余り効果として上がってきていない。

経済産業省が今度やったのは、やっぱり民間的な発想、そして、それに応え得るだけの、やはり地方と、それからそういう事業者も、県とか市町村を入れない。しかし、経済産業省が出すんだと。そして、それは全部審査をした上でやっている。これは全国の中で五つのあれに選ばれたというのはすごいことだと僕は思っておりますし。そして、そこにアドバイザーとしてJTBが入ってくる。経済産業省が金を出す。そして、それをJTBが持って、そして、それにJTBがいろんな観光事業に対していろんなことをしているんですね。そして、海外にやるにしても。

だから、そのことを生かして、そして、その地域がぐっと上がったら、周りも上がっていくような、そういう効果もあるんじゃないかなというようなことですね。やっぱり僕はローカルですね。ローカルというところに一番感動をしたところですね。やっぱりもうインバウンドは、東京、京都、福岡という、もうそこにばかりというような形で、やっぱりそれから先はどこかなというとき、日本の伝統的景観とか、そして文化とか、そういうところがあるところに、またインバウンドのお客さんも来るんじゃないかというような、そういう先まで読んでいるんじゃないかなと。

だから、今までの行政的な取り組みの発想では、もう全然そういうことにはたどり着かんだろうし、いいチャンスじゃないかなと。だから、そういう面では、企業が一つの企業じゃなくして、中小企業がそれぞれ集まってクラフトツーリズム産業という会社をつくっていくという、それに対する周りの雰囲気、環境づくりの、やはりそこの中には入れないんですけど、行政は。だから、そういう面では、そういうことがどんどん活躍できるような、そういう状況に対しては十分支援をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

本当にいい機会だと思います。町長が昨年、施政方針の中でも言われた、1番が窯業と農業、基幹産業の促進、次が観光交流人口の拡大ということでうたわれていますので、全てをその取り組みに後押しするきっかけだと思うので、ぜひ積極的に、民間の事業者さんとともに歩んでいただきたいと思うんですね。

なぜかという、まずここで、質問の中でもちょっと伺ったんですけど、やっぱり皆さん、窯業関係の方にお伺いすると、なかなか売り上げが伸び悩んでいるということをおっしゃい

ます。現実的に役場のほうでどういう状況、各個別の企業さんの経営の状況はどういうふうな認識をされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

個々の企業の、どこの企業がどうだというような分析とか、当然ながら行っておりませんが、全体的な景況感だったり、今、対策を打たなければならないことだったりとか、そういうのをいろんな業界関係者の人とも話をしながら共有しているというところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、私の聞き方が悪かったのですが、要するにかなり落ち込んでいるというふうに伺っています。いろんな、これも統計がたくさんあるので、工業組合さんが持たれている統計で、波佐見焼の生産額で、平成26年が46億円、同じく平成12年は97億円、この数値であつたということなんですけれども、10年ぐらいで半分に生産額が減っている状況なんですけど。

もちろん、今答弁にもあつたとおり、いろんな形で販路を開拓されて、小売りを増やされたり、いろんな努力はされているんですけれども、やはり一般消費者の方が食器を買う機会も減っていると思いますし、単価も下がっている。こういう現実はなかなかその1業界だけで食いとめられる問題じゃないと思うんですけれども、やっぱりその陶磁器の生産額が下がっている要因というのはどういうふうに考えているのでしょうか、役場としては。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

我々、やはり一番の大きな課題、問題は事業経営者です。ですね。我々はやっぱりそういう事業経営が健全でやっていくという下支えをするような役割で、その中に入っては、とても経営者のような形の中ではいけない。しかし、全体的なやはり低下というのは、もうこれは日本全国的な地場産業、特に窯業あたりは風当たりが強いんじゃないかなと。その中で、今、波佐見が元気だというのは、常に前向きな、感性豊かな、やっぱりそういう商品開発に非常にたけている。ただ、先ほど話もしましたように、既存の販売ルートでは、これはちょっとなかなか尻すぼみじゃないかと。デパート、スーパーというところが一番の波佐見の流

通の大きな流れやったわけですけど、そこがアマゾンとか、そういうふうなネットの社会のほうにずっと行っただと。その間には、雑貨屋さんにもよく入っていたわけですね。だから、そういうふうな市場のニーズというか、それと同時に、個々の窯元のそれぞれの企業の考え方、それはちょっとなかなかどうしようもないことですので、やっぱり差別化といいますか、そういうふうな個性のある商品をつくりながら、どのルートを使ったほうが一番いいのかというとは、やはりそれぞれの経営者の感覚でしょうからね。

全体的な底上げになるぞというようなこととか、例えばこういう方向性の中で、こういうことをやるのに、やはり行政の力が必要だということであれば、やっぱりそういう面があれば、やっぱり民主導ということが一番大事じゃないかなと。だから、業界としてもこういう方向でいこうというが、なかなかまとめづらいというところもあるんじゃないかなという感じがいたしますけど。しかし、黙っておられندすよね。何とかやっぱりそういうふうな形の中で前に進んでほしいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

町長、何度もおっしゃるように、個別企業さんが一生懸命努力されることが大前提だと思いますので、そこを行政でどうこうとか、業界でどうこうというのは、間違っているというか、それはあくまでも個別の企業の御判断ですので。ただ、クラフトツーリズム産業ということで、今回その採択を受けて立ち上げられようとしているのは、今までその焼き物を販売するだけだったところに、観光客を入れたり、体験していただいて、そこでお金を上げていただくような仕組みをつくっていこうという取り組みだと思いますので、当然、各窯元さんとか生地屋さんとか、いろんな部分で新しいことが増えてくるので、手間になる部分はあると思うんですけど、それを新しい収益の仕方という形で、機会として捉えていただいて、新しいものが、お金を生み出すものがつかれるというものを、先行事例が生まれてくれば、多分いろんな形の企業さんが取り組まれようとしていくと思いますので、その辺、生まれたときには、発信を行政として支援するとか、その辺はぜひ考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今までは外に行っての販売とか、そういうところでの既存の流通だったりとか、そういう

ところが中心でしたけど、今言われるように、来ていただくことが一番コストがかかりません。それはほかにも飲食代とか、お金も落ちていきますので、今回のクラフトツーリズムでの取り組みの中で、最大限にそういう仕組みづくりができていくきっかけにですね。これはまだ初めのきっかけにすぎませんので、これからいろいろ肉づけをしていきながらやっていきたいと思っていますし、当然、情報発信なり、町ができるような支援というのは引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

あと、滞在型観光ということで、非常にキーワードになっているんですけども、答弁にもあったとおり、ホテルが2個稼働されて、今たくさんの宿泊客が訪れていらっしゃる。例えば、陶器まつりのときとか、イベントがあるときとかいうのは、もう逆に満杯で入り切れない状況。近隣の嬉野とか、そのあたりもいっぱいタイミングとか出てきて、今度逆に不足していて取り逃してしまっている部分というのもあるんですけども、その辺は何か町としてどういう対策を検討されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

陶器まつり期間中においては、機会喪失というのは確かにあっていることは事実でありまして、その部分では、余りにもちょっと大規模な観光客が訪れますので、なかなか厳しいところはあるんですけども。今、今回、町長が答弁しましたとおり、いろいろなホテルだけじゃなくて、民泊を増やしたりとか、素泊まりだったりとか、極端な話、車に泊まれる、もっと言えばキャンプ場とか、そういったところも、いろいろな選択肢を選べるような、そういったところをもっと考えながらやっていくということが非常に大事ではないかと思っています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

本当にそうですね、いろんなところが大事だと思っています。私も職員さん等含めて、あとは観光協会等の方の有志で、岡山県の矢掛町というところに視察に伺いました。ここがもともとホテルがなかったんですね。そこに民間の事業者さんを誘致されて、古民家を改修してホテルをつくられています。非常にその経営者の方がやり手というか、そういう形で、ど

んだんその新しい古民家をホテルにしようというふうな取り組みを進められています。

波佐見もたくさん古民家がありまして、もちろんそういう農家民泊を進めていくのは今まででもやられてきた部分の延長線上でやっていかないといけないと思うんですけど、今度、一時的に宿泊者が増えたときの、宿泊ニーズが増える場所、イベントとか、棚田まつりとか、いろんなものはあるんですけど、そういうときに対応をするに当たって、例えば、私、提案なんですけど、たくさん地域に公民館があると思うんですよ。そこを炊事施設とかありますので、ちょっと改修して、その多いときに、例えば、合宿、大学生が来たときに1泊できるようにするとか、そういう何かちょっとした改修で賄える部分は、もしかしたら地域で公民館、毎日使っていないので、ある程度維持していくためにも、そういう部分を改修するか、そういう取り組みというのは検討は値しないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

言われるように、そういった公民館等を活用して大量に宿泊していただくというのもありかと思うし、今後、検討というか、研究をしなければならないでしょうけど、まず、法的な問題ですね。旅館業法とか、消防法とか、昨年、民泊新法もできましたので、そういったところを少し研究させてください。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな形で研究していただきたいと思いますね、というのが、今多分、そういう業界というのは過渡期になって、いろんな形でその事業者も宿泊に関して参入されて、支援のサービスというのもどんどん増えていますので、新しい動きができてくる可能性もあると思いますし、町内でも民泊、要するに簡易的な宿泊施設を検討しようという動きも出ているようですので、その辺も含めて検討いただきたいなと思います。

それでは、これでちょっと切り口は変わるんですけども、ふるさと納税の返礼品に、ほかに寄附額が多い自治体さんとかだと、旅行券とか、あとはその民泊体験とか、そういう返礼品があるんですね。波佐見町は今ホテルの宿泊券と温泉の入浴券というのは返礼品はあるんですけども、今後そういう部分も入れていったら、相乗効果というか、今現実には波佐見焼が返礼品の中心になっていますけれども、やはり何回も使っていただくようなものを入れたほうが寄附額が上がってくると思うんで、その辺も検討すべきじゃないかと思うんですけ

ど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、他の自治体ではそういった旅行券だったりとか、そういった来ていただくような、何回も来ていただくような商品が組み込まれているところもありますし、幸い地元にも旅行会社はありますので、そういったところとか、近年、ソラシドエアとか、ANAさんとか、そういったところとの連携もちょっととっておきまして、ふるさと納税の話も出ております。そういったところをもう少し詰めながら商品化できるように検討していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

あとは、一番最後に、近隣自治体との事業連携についてお伺いしたんですけれども、これまでいろんな経緯があったと思いますし、うまくいかなかったものもたくさんあると思うんですけど、今後、近隣で抱えているというか、目指していかないといけないと思っているのが、長崎新幹線ですね。九州新幹線長崎ルートが開通します。武雄とか、嬉野とか、諫早とか、駅ができる場所は非常に力を入れて、どうやってその観光客を、新しくいらっしゃるだろう方を取り組もうかと、必死にルート開拓とか地域の連携とかをされています。

例えば、武雄市では、長崎空港にもバスを、自らの自治体が負担をしてバスを貸し切りですね、タクシーを運行されているということをされていますし、いろんな面でやっぱり新幹線というのは連携していかないといけないと思うんですけど、そのあたりは波佐見町としてはどういう考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

当然、一番近い新幹線の駅が嬉野になりますので、嬉野からのアクセスだったり、そういうところを考えていかないといけない。もちろん既存のバス路線もありますので、そういうところと連携しながらというのもやっていきたいと思っています。

それと、今からのその観光客の流れといいますか、今、有田を経由して来ていたものが、少し方向が変わるのではないかな。また、高速バスにもシフトしていくのではないかなというのもちょうと考えておりますので、そこは当然見据えてやっていかなければならないというふ

うに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

観光ばかりしていると、ほかのがなくなるので、ちょっと定住奨励とかに行くんですけど、済みません、まず、定住奨励制度について、私がちょっと1点、その関係する事業者さんから伺って確認したところ、今の補助制度が、建て売りとオーダーメイドでつくられるケースと、補助金の仕組みが違っているということなんですけれども、この制度設計は5年ぐらい前にされたということなんですけど、今、建設、要するに住宅を買われる方のニーズがいろいろ変わっているみたいでして、ある程度できたものを見て買いたいというニーズも結構増えているみたいなんですね。あとは、つくるにしても、セミオーダー、ちょっとした改修でやれるというのも増えているみたいで、その辺で建て売りと、そのオーダーメイドで補助金を分けるというのは、もしかしたら今のニーズと合っていないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

こちらの定住奨励制度につきましては、制度創設時点と今ではちょっと確かにニーズが異なっております。創設時点では建て売りというものが余りなかったと。そして、この定住奨励金の支給についても、29年度までは建て売りの実績自体ございませんでした。昨年度2件出てきたという中で、過去の経緯で、新築、建て売りでやはりちょっとかかる費用が違うんじゃないかと、そういったのはあったんですけれども、ただ、やはり最近我々もそういった話もいただくようになっていますので、建て売りについても何らか見直しは行っていないといけないんじゃないかと。

特に町内施工業者ですね。新築であれば、町内と町外の施工でちょっと分けているところはあるんですけれども、建て売りについても、その辺のものは予算の上限の中でどう動くかというのものもあるんですけれども、ちょっと考えないといけないなというところで、検討は始めているといった状況ではございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ありがとうございます。検討を進められているということなので、1点ちょっとお願い、

その検討の中に入れていただきたいのが、せっかく町内と町外を分けて、さらに建て売りとオーダーメードを分けるという、実際に入られる方からしたら、余りよくわからなくなるんじゃないかな。例えば、隣に分譲地で、隣に建っているところ、その自分のところのが全然補助金が違うというのも、いまいちぴんとこない部分もあると思いますので、その辺は今の現状に即した形で、十分その業者さんとヒアリング等をされた上で、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それと、もう1点、あえてちょっと合併浄化槽の設置補助とかをうたっているのはなぜかというと、4月の広報に合併浄化槽の補助金制度が変わりますというのが書いてあって、土地造成を行い、住宅団地の整備を行うものについては補助対象外というふうな表記があったので、あえてここに入れたんですけど。やはり新しい建物をつくられて住まわれる方、その方は、例えば町外だと、どの辺がその下水道の普及地域とか、どの辺が非普及地域というのがわからないと思うんですね。

その中で、片方はその補助金が得られる、片方は得られないというのは、いまいち、わかっている町民の方はわかっていて、そこに住まわれると思うんですけど、そのあたりがあるので、ぜひ、新築を分譲される部分に関しては、移住奨励とかいう意味でも、もう少し柔軟に補助金のあり方とかを考えていただくべきなんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

浄化槽の補助金に関しては国のほうの制度でありまして、決められたことなんで、やるとすれば、町独自で上乘せということになってしまうので、今のところは現行の制度でやっていくしかないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

当然、国の制度というのはわかっているんですけども、他市では、移住促進のために、そのあたりはもう市単独の事業として補助金を増しているところもありますので、国の制度はまだ流動的で、いろいろ動きがあってくるとは思うんですけど、ぜひ移住を進める上で、今、分譲地、宿郷あたり、非常に増えてきています。今後、多分住宅が建とうというふうに思われますほかの地域でも、分譲されている新しい住宅、新築物件を建てようとしている

ハウスメーカーさんはたくさんあるみたいですので、地区によって、もちろん下水道が普及されているところは問題ないと思うんですけど、普及されていないところにも住んでいただけるような仕組みは、ぜひ移住促進の意味でも考えていただきたいなと思います。

あと、もう1点、ちょっとあわせてなんですけど、今、武雄市、大町町、たくさんの方が雨によって被災されておりまして、もしかしたら、今後、今はまだ復旧作業をされている状況ですのであれなんですけど、やはり大雨のことを考えたら、移住を検討したいという方も出てくると思います。そのときに、そういう災害に遭われて移住を検討される方には、何らかの優遇というものも考えていけないんじゃないかなと思うんですよ。もちろん県は違うんですけど、隣町なので、近いところに住みたいという方もいらっしゃると思うんですけど、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かに災害に遭われた方については、やはりかなり家財道具なども失っているといった事情もございますので、ちょっと今までそういったことの観点で検討したことはなかったんですけども、例えば罹災証明があった場合にとかいうことが可能なかどうかというのは検討はさせていただきたいと思っております。

ただ、やはり先ほど申したとおり、どうしても予算の範囲内で動くという中で、どっかを増やすということになればどっかを減らさないといけないということになったりもしますので、その辺のバランスはとらせていただきたいなと思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

これは、あくまでもその激甚災害に指定されていますので、国も当然佐賀県がメインになると思うんですけど、そういう事情があれば、何らかの補助が得られると思いますので、もし、そういう問い合わせとか、あった場合には、柔軟に対応していただいて、うちはその保障がないのでできませんというんじゃないくて、やはり災害に遭われた方に寄り添って、国の制度は対応できないかという形で、その該当する国の機関にも相談をいただいた上で、親身になって対応していただきたいなと思います。というのが、やっぱり、いつ波佐見が今度被害に遭うかもわからないですので、お互いさまだと思うのですね。災害に遭われた方というのと。その辺は柔軟に対応していただきたいなと思います。

1点、移住のことで見ていて気になったのが、佐世保市からの転入が多いというのは皆さん御承知おきだと思いますし、なんですけど、転出は川棚町に提出されている方が多いんですよ。このあたりで要因ってどういうふうに考えられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

ちょっとそこは、特定の要因というものが余り思いつかないなというか、川棚に行かれている人もいれば、伊万里にも行かれている人が多いという中で、多分に個人的な、例えば家族構成の変化だったりとかいうのもあるのかなとは思いますが、ちょっとそこまでの分析はできていないというのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

なかなかその個別の案件を判断するのは難しいとは思いますが、ただ、せっかく定住奨励制度がありますので、どういった理由でこの町に来られたかとか、どういった形で出ていかれるのかとか、アンケートとか、できる範疇で分析していただいて、どういうものを補助としてやれば、より住んでいただけるような環境になるかという分析は、ぜひ今後やっていただきたいなと思います。

次のお試し住宅についてなんですけど、今、数件、御利用されたケースというのが実績があるというふうに伺ったんですけども、大体、その担当の方が聞かれて、どういう理由でお試し住宅が使われているケースが多いという認識でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

やはり、なかなか宿泊施設に長く泊まって実情を知るとか、やっぱり1日、2日ではわからないことを知りたいということをする中で、ある程度まとまった期間とりたいけれども、やはり住んでいるところも遠かったりで、通ったりもなかなかしにくいという中で、何とかお願いできないだろうかというようなニーズが多いのではないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

これ、私が使われた方とかに聞いた話なんですけど、やっぱり今お試し住宅がある場所がちょっと山手で、暗い場所で、女性が使うには、女性だけとかのグループとかだけで使うに

はちょっとネックがあつて、使いたいんだけど使わなかったということを聞きました。そういうのを踏まえると、もう少し便利な場所に、例えば1泊だけとか、何かそういうものが代替としてあれば、移住を検討されている方向けにもう少し使いやすいんじゃないかなと思うんですけども。

実は、それこそ建築関係の企業さんから、モデルルームを古民家を改修してつくりたいんだけど、昼間しか使わないので、夜の間を、例えばお試し住宅として使うことが可能だったら、町として検討してみてもはどうですかという御提案をいただいたんですけど、そういう部分、法律的な問題とか、いろいろあると思うんですけど、実際に例えばそういう対応があれば検討する値はできるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

移住希望者のニーズに、ニーズというか、ニーズに合うということであれば、当然それは協議に値しますし、町としてもそちらのほうがいいということもあるかもしれませんので、もしお話が、私はまだというか、企画財政課のほうで直接聞いたわけではございませんけれども、その辺がありましたら当然聞かせていただきたいと。法的なもので言いますと、例えばこの運用形態であれば民泊の法律の許可、許可ではない、届け出が要るよねとか、ちょっとここまでいけば旅館業法の許可をとっておいたほうがいいんじゃないかとか、あと、そのモデルルームをいつまで使われるのかなとかいったことは、今、聞いただけだと、思ったりはしておりますけど、そういった、実際やるときにどういうことを考えていかないかを検討したりするというのは、当然やぶさかではないと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

最後に、公衆無線LANについてお伺いだったんですけど、私、調べました。近隣の市町で、東彼杵町、佐世保市、武雄市、嬉野市、有田町はみんな本庁舎でWi-Fiを使えるんですね、一般の方が。川棚も新しい庁舎を建設されていると思いますので、今後そういうものも検討されてくるかなと思うんですね。波佐見町に来られた業者さんで、例えば打ち合わせをしても、インターネットを使うとか、資料なんかをいろいろ出さないといけないというケースも私も遭遇しまして、え、ここ、Wi-Fi使えないんですかということ言われたケースもあるので、その辺はちょっと、せめて庁舎だけでもWi-Fiを整備する予定

というか、その辺は検討はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先般も質問をされたところでございますので、回答はいたしたのですが、近隣の状況を調べてみたら、東彼杵町はもう既に整備済み、川棚町は新庁舎を建設の予定ですが、今のところ整備の予定はないという状況でした。でも、いわゆる役場の中にWi-Fi環境をつくるというのは、一つはやっぱり目的、何のためにつくるのか、設置をするのかというのが一番大きなネックになるところだと思いますが、これまで想定していたのは、いわゆる観光であるとか、あるいは防災であるとか、そのあたりを想定をいたしておりましたので、設置については今のところ計画はないという回答をいたしたところですが、東彼杵町におきましては、いわゆる会議等で、やっぱりタブレット、あるいはパソコン等を使う機会が非常に多いので、そういう要望が多かったと、そういう状況があったので設置をしていますということでした。

これまで、私たちも窓口等の対応とか、会議等の開催もいたしておりますが、そこまでの需要といたしますか、要望といたしますか、そういったものが余り、余りといたしますか、私はほとんど聞いたことがなかったのですが、今後そういった要望等が多くて、どうしても不便で支障が出てくると、そういうことであれば、相応の設置をする方向なのかどうか、必要かどうかについては前向きな検討が必要だというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

最後に、ぜひ教育委員会に伺いたいんですけど、総合文化会館で、例えば今までも学校とかの新しいそのプログラミング教育でパソコンを使われたケースとかもありますし、今後そういうパソコンとかを使うケースで、Wi-Fiとか、そういうものも必要になってくるだろうなという感覚はありますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町全体を見渡して、やはりそこが必要かどうかという観点が必要だと思いますので、これは首長と教育長と話をして検討していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。私はさきに通告しておりました3項目について質問いたします。

初めに、高齢者に対する福祉政策等について。全国的に高齢者の交通事故や特殊詐欺による被害が報道されています。高齢者に対する福祉政策等について次の事項を質問いたします。

（1）自動車のアクセルとブレーキの踏み間違えによる事故が全国で相次いでいますが、暴走や誤発信を防止するために何か検討されたことがありますか。

（2）今年度、運転免許証返納奨励品として50万円予算に計上されていますが、自主返納された方は何人ですか。また、本人や家族からの相談がありましたか。

（3）特殊詐欺に対する本町と警察、金融機関、コンビニなどの連携はとれていますか。また、被害防止などの対策はどのようになっていますか。

（4）高齢者のみの世帯はどのくらいおられますか。また、その方々に対する支援は十分できていますか。

次に、空き家対策について。

（1）平成30年12月現在、148件の空き家があると聞くが、その後、状況はどうなっていますか。

（2）特定空き家（危険と判断される物件）は何件ありますか。あるとしたら、その対策はどうなっていますか。

（3）空き家改修事業補助金の申請と実績の状況はどうなっていますか。

（4）空き家の所有者は全員把握しておられますか。また、固定資産税等はどうなっていますか。

次に、教育行政について。

(1) 夏休み明けには不登校の児童生徒が増えると言われますが、基本的な考えと対応はどうなっていますか。

(2) 夏休み期間中における各学校のプールの利用状況と、事故等はありませんでしたか。

(3) 歩道に草が生えている箇所があります。また、工事のために車が出入りする箇所もありますが、児童生徒の登下校時の安全対策は万全ですか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者に対する福祉政策等について。全国的に高齢者の交通事故や特殊詐欺による被害が報道されているが、高齢者による自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が全国で相次いでいる。暴走や誤発信を防止するために何か研究検討などをされたことがあるかという御質問ですが。

アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故がどの程度発生しているのか、統計的なデータまではつかんでいませんが、川棚警察署管内では、先般1件あった程度で、少ない状況のようです。近年では、自動車本体の機能に衝突防止装置が標準で装備されているものも多く出回っていますが、後づけの踏み間違い防止装置も考案され、県内の自治体主催による販売事業者の体験試乗会が開催されているところもあります。報道や関係機関からも情報を得ていますが、本町においては、まだ装置そのものを見聞した経験ありませんので、どのような有効性があるのか、これから研究をしていく段階であります。

次に、今年度、運転免許証返納奨励品として50万円予算計上されているが、自主返納された方は何人か。また、本人や家族からの相談はあったのかという御質問ですが。

昨年10月から受け付けを開始した高齢者の免許証返納推奨事業は、元年度では22件の申し込みがあります。最近の事故の発生が増え、報道で取り上げられているケースが多いこともあり、警察署の情報では免許証返納者の実数も増えている傾向にあるようです。また、相談に関しては、町の窓口にはそれほどありませんが、警察の窓口では月に二、三件程度があり、傾向としては、本人よりも家族からの相談が多いと聞いています。今後は高齢運転者の数も増えれば、返納を検討される運転者も増える傾向にあるのではないかと見込まれます。

次に、特殊詐欺に対する本町と警察、金融機関、コンビニなどとの連携はとれているのか。

また、被害防止などの対策はどうなっているのかという御質問ですが。

全国的には特殊詐欺の被害が多く、国民生活センターも警察と連携した被害防止策をとられています。波佐見町においては、2年前に実際に数百万円の被害に遭われたり、昨年は還付金詐欺の被害が起こっています。本町でも当然ながら警察や金融機関との連携は密にっており、警察からの依頼での有線放送や町独自での啓発のための放送など適宜行っています。また、町内のコンビニやATMがあるスーパーへ注意喚起及び張り紙の配付と設置依頼を行っています。

また、対策としては、町内で出前講座を開催し、多くの高齢者に周知を図ったり、補助事業を活用して専門の消費生活相談員を登用し、相談業務を行ったり、電話録音装置の導入や設置に対しての普及活動を行うなど、積極的に啓発活動を行っているところです。また、カレンダーなどの配付物による啓発も同時に行って、少しでも被害に遭う人を未然に防ぐ努力を行っています。

次に、高齢者のみの世帯はどのくらいおられるのか。また、その方々に対する支援は十分できているのかという御質問ですが。

住民基本台帳におけるシステムでは、年齢別人口や一定年齢以上の人口検索はできますが、例えば1人世帯や2人世帯など世帯員の人数をカウントして抽出する機能がありません。したがって、住民基本台帳上の正確な数字はお示しできませんが、本町の民生委員児童委員が担当地区内におられる高齢者や障害者の状況を集めて名簿化した要援護者名簿によりますと、本年7月末現在における65歳以上の一人暮らし高齢者が429世帯、高齢者のみの世帯が486世帯で、合計しますと915世帯ということになります。

また、その方々に対する支援は十分できているかとの御質問であります。行政が全ての高齢者世帯の生活状況を把握することは難しい状況がありますので、本町の民生委員児童委員やシルバーボランティア連絡会の会員さんに担当地区内における高齢者世帯の定期的な訪問をお願いし、安否確認を含めた心配事や困り事などの相談支援等を行っていただいております。その中で支援が必要な方々については役場の担当課に至急つないでいただいておりますし、また、役場窓口における相談等におきましても、特に高齢者福祉を担当する住民福祉課の社会福祉班や健康推進課の介護保険班並びに地域包括支援センターが連携をとりながら、それぞれの状況に応じた必要な支援について対応している状況であります。

2番の空き家対策についてです。平成30年12月現在148件の空き家があると聞くと聞くと、その

後の状況はどうなっているかという御質問ですが。

空き家調査については、昨年12月の調査が直近の実績ですので、その後の状況の変化までは現状で把握していないものの、空き家減少のための取り組みを継続して行っています。調査後1件の空き家が町に寄附されましたので、今年度中に町が解体し、その後、地域コミュニティ活動に資する活用を検討する予定があります。また、現在、空き家バンクには7件を登録しており、新たな所有者を見つけるためのインターネットを通じた情報提供などを行っています。

特定空き家（危険と判断される物件）は何件あるのか。あるとしたらその対策はという御質問ですが。

平成26年に制定された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家に該当する物件はありませんが、近隣の住民からの情報等により、町独自に外見から危険と判断される空き家は10件程度を確認しています。危険度の程度にもよりますが、道路に接している屋根の瓦が落ちるケースや、危険ではなくても敷地内の草木が茂って周囲に影響があるなどの例もあり、町としては所有者や管理すべき関係者の調査を行い、口頭や文書で適正な管理をしてもらうよう通知しているところです。通知をしても反応もなく、遠隔地で全く対応されない、関係者も存在しないなどの事例では、隣接の住宅等に影響があるため、周辺の住民の方が草刈りなどを実施されている実態もあり、環境整備等は行政での対応も実施すべきではないかとして計画しています。

（3）空き家改修事業補助金の申請や実績の状況はどうなっているかという御質問ですが、空き家活用促進事業補助金として、空き家を売買、賃貸する際の改修等に要する費用に対し、平成29年度は1件、46万円、昨年度は6件、116万6,000円の申請交付の実績があります。

空き家の所有者を全員把握しているのか、また固定資産税等はどうなっているのかという御質問ですが、外観判断からの老朽度判定を行う調査となっているため、必要に応じて自治会の方と同行して現地調査を行う中で、所有者が判明することはありますが、全ての所有者を本調査で把握できているわけではありません。今後、そういった空き家の所有者への啓発や注意喚起を行うという場合があれば、登記情報をはじめとする活用可能な情報をもとに調査を行うことになると考えられます。

地方税などの賦課徴収時の義務者把握については、固定資産税における納税義務者の把握方法を例として挙げますと、原則として登記名義人に対し課税されますが、転居により空き

家となった場合は、法令に基づき、住民基本台帳などの情報から転居先を調査し、その住所へ納税通知書を送付することになります。所有者が死亡し、空き家となった後、相続人が確定していない場合などの所有者が明確でない場合は、親族など窓口に手続に来られた方に次の納税義務者を決めてもらい、その方へ納税通知書を発送しています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

皆さん、こんにちは。

3、教育行政について。（1）夏休み明けには不登校の児童生徒が増えると言われるが、基本的な考えと対応はどうなっているかということの質問にお答えをいたします。

不登校の定義は、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上学校を休んだ児童生徒が対象になります。この不登校については、議員お説のとおり、夏休みをはじめとする長期休業後に増加する傾向があります。また、不登校に至らずとも、その傾向にある登校しぶりも増加する傾向があります。

そこで、本町の対応でございますが、教育委員会事務局に配置していますスクールソーシャルワーカーが、夏休み期間中においても各学校を定期的に訪問し、夏休み期間中の登校日時の様子や地域での生活等の情報収集を行いながら、これら不安を抱えている児童生徒への家庭訪問を実施し、相談に応じる等の対応を行っています。

また、学校の対応でございますが、スクールソーシャルワーカーと情報交換を行いながら、小中学校に県から派遣されているスクールカウンセラーと連携し、学校での児童生徒の動向を注視しながら、さまざまな相談に応じているところです。

また、不登校、または登校しぶりになる要因としては、学業の不振、身体的な比較、友人関係、部活動、先生との関係など学校生活に起因するものに家庭状況等の問題が複雑に絡む事例が大多数であり、特定の原因で不登校や登校しぶりになっている児童生徒は少ないのが現状です。このため、これらの兆候がある児童生徒が見受けられた場合には、一人一人の状況に寄り添いながら、先ほど申し上げた対応を行いたいと考えています。

（2）夏休み期間中における各学校のプール利用状況と事故等はなかったかについてですが、ことしの夏休み期間中においては、小学校3校についてプールの開放が実施されています。この3校の利用状況ですが、東小学校では5日間の開放で延べ77名、中央小学校は17日

間の開放で延べ453名、南小学校は14日間の開放で延べ267名が利用しており、事故の発生は起きておりません。

(3) 歩道に草が生えている箇所がある。また、工事のため車が出入りする箇所もあるが、児童生徒の登下校時の安全対策は万全かについてですが。

通学路の安全確保については、これまでも保護者に対するアンケートの実施等により危険箇所の把握に努めており、定期的に関係機関等との合同点検を実現しています。歩道の草については、それぞれの道路管理者で管理がなされていますが、夏等の雑草が生い茂る時期には一部管理が追いついていない場所が散見されるようです。教育委員会においても気づいた箇所は関係部署に連絡の上、除草作業を依頼しておりますが、お気づきの箇所がございましたら御一報いただければ幸いです。

また、工事車両の出入りについて、通学路に面している場合は、工事業者から学校に連絡がある場合や関係機関から学校に連絡があるとともに、工事業者においても侵入防止の防護柵設置等の対策が講じられています。これらの連絡があった際には、該当する登校班や区域の児童生徒に周知を行い、登下校時に注意するよう指導をしているところです。

○議長（今井泰照君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどの高齢者に対する安全対策、自動車についていろいろありましたけれども、まず、アクセルとブレーキを踏み間違っただけで事故をしたということが、大体川棚署で1件ぐらいということでございました。本町では確認しておりませんちゅうような答弁でしたので。

実は新聞を見てみますと、島原市では8月の25日に、高齢者を対象にこの誤発進を防止するペダルを取りつけた車の体験発表をしたということでありました。東彼3町でそういう考えはないかですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

8月の25日には島原市が主催で、この踏み間違いのペダルの実証、体験試乗会が行われておりますが、まだこのワンペダル、ストップペダルの活用については、東彼管内では余り話をしたこともございませんし、また本町でも、まだ具体的に検討をしているという段階ではございません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

調べてみますと、種類も二つあるようです。ワンペダルとストップペダルということで、そういうことで、この前、新聞に載っておりました。東京都が大体10万円、上限の。そして、9割補助ということでございます。これは財政が豊かですから、そういう記事が出たんじゃないかと思っています。

それで、オートバックスとイエローハットが取り扱いをしているようなことでしたので、ちょっとお尋ねしたら、大体オートバックスがやっとなということで、金額が大体4万3,200円ということで、かなり今来とるような話で、市からの補助はありますかといったら、まだそこまではしていないということで、県内でどこもしていないんじゃないかという話でございました。

そいけんが、やっぱりこの辺は、今後は何らかの研究をするべきじゃないかと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まだ団体、地方公共団体での補助の導入計画といえますか、そういった情報も幾らか入っておりますけれども、東京、あるいは福井ではもう予定があると。それから、これは岐阜、それから、熊本、大分、この辺では県レベルでは補助の検討をするとかいうような考え方を出しているところもありますが、まだ市町のレベルでそのような情報というのを、まだ詳しく入ってきておりませんが、8月31日の西日本新聞社が出した記事の中では、九州管内では後づけの購入費用について助成をしているというようなところが5市町あると。あるいはその装置取り付けについて助成を検討しているのが13自治体ぐらいあるとか、そのような情報を聞いております。本町におきましても、まだこの情報については、具体的にどのようなも

のなのか、どのような実効性があるのか、そういったものがまだ研究できていないという段階でございますので、今後そういったものの研究をやっていくと。その上で、そういった助成の措置ができるのか、できないのか。あるいはそういう方向性を探っていくというような段階にあると思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけれども、運転免許証の返納奨励品についてですが、町長は先ほど昨年の10月からということでございましたけれども、4月から、新年度になってからどのぐらいかなって、半年ぐらいですから、半分ぐらいかなと思っておりますけれども、50万ということは50件ということになるわけでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

昨年度の受け付けそのものは10月の1日から始めたんですけれども、今年度になりましてからは、既に8月までに22名の方が申し込みをされているという状況になっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

町にも、ここにあるわけですがけれども、この乗合交通及びタクシー、共通券の1万円分、200円掛けるの50枚ということでございます。昨年の10月からでもいいですが、今一番多いのは何ですかね。タクシーの券、例えばそのほかもあるでしょうけれども、わかればお知らせをお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

30年度の実績で言いますと、申請件数が22件ありまして、そのうちの18件はタクシーのチケットとなっております。また、31年度の4月以降、8月までに申請をされた方が22名いらっしゃいますけれども、そのうちの21名がタクシーのチケットとなっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次、行きます。

特殊詐欺について、本町と警察、金融機関、コンビニということでございますけれども、

資料をちょっと見てみしたら、2017年、川棚署と波佐見町、川棚警察署で特殊詐欺を防ぐ啓発についてという、この取り組みについてを協議をされております。そこで、町長は、特殊詐欺を防ぐ啓発について一層取り組みたいという話がありましたけれども、そういう相談があつて取り組みをされたか、その点について。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

防犯関係については、総務課のほうが少し関係がございますので、特殊詐欺関係、特殊詐欺に限らずですけれども、防犯に関する緊急な情報を住民に周知する必要があるという場合については、防災行政無線を通じて住民に知らせるというようなことを取り決めをしておりますので、その約束事に基づいた啓発は幾度となく実施をいたしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと前に、一つ戻りますけれども、ちょっと新聞の切り抜きを持ってきたのですが、県の特別委員会の中で協議をされたのが載っておりました。大体いろいろ話はあるんですが、県の部長は、各市町村、連絡して取り組みたいということで、大体去年は65歳以上の方が441名ということでございます。波佐見町の方も結構今されておりますが、これがだんだん増えてくると思いますが、奨励品の見直しというのは考えていないですか。

○議長（今井泰照君）

運転免許返納者に対することですか。一つ前に戻って。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

免許証の返納に関する奨励品のことかと思えますけれども、現在のところは65歳以上ということで、本町の場合は返納された方についてはその奨励品を申請してもらっていただくという形にしておりますけれども、それ以外の、それを拡大するとか、それ以外のことについての検討はいたしておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、高齢者のみの世帯ということで、先ほど答弁いただきました。一人暮らしや高齢者について、十分配慮しておりますかということでございます。支援の方法について、先ほど

あったと思いますけれども、どういうものがちょっとあったか、主な分だけでも構いません。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

高齢者世帯につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり、全体で915軒ありますので、その全体を行政で生活の実態を調査するというのは非常に厳しいものがありますので、一つは、民生委員さん、あるいはシルバーボランティアの会員さん方にちょっとお願いしまして、担当される地区の中で生活支援が必要な方については定期的な訪問を行っていただきまして、安否確認を含めた困り事の相談、支援をやっていただいております。そのほかには、これは独居老人、独居高齢者のみになりますけれども、緊急通報システムの貸与制度というものもありまして、現在は35軒ほど出している状況があります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

議事録を見ますと、平成30年10月の一般質問でも答弁をいただきましたけれども、平成28年11月8日に生活協同組合ララコープ並びに株式会社セブン-イレブン・ジャパン2社と波佐見町高齢者を見守る活動に関する協定を締結されたということでございますけれども、その後、そのララコープ、そしてセブン-イレブンからと、何か報告がありましたか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどちょっと言い忘れておりましたけど、議員さんがおっしゃったとおり、高齢者とか、障害者とか、支援を要するような方の民間企業さんとの見守りの体制づくりというものをしております、おっしゃったように3者と提携を結んでおりまして、ふだんの営業活動の中で、気づいた異変等があれば、行政のほうに通報してくださいということを常々言っておりますけれども、現在のところは、まだそういった提携業者からの報告というものは何もありません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど、住民児童委員とか、シルバーボランティアで、一人暮らし、老人の方を見ていただいて、そして、事件が発生した場合にすぐ役場へ連絡してくださいと、これはマニュアルを見たんですけど、敏速に対応することになっていますという答弁に対して、その後、何らか

のそういう事例があったかですね。そういうふうな形で、役場にどうしても民生児童委員とかボランティアの方が手に負えないという、そして役場にそういうお願いというか、迅速に対応されたことがあるかという。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そういった事例はございます。一つは、やっぱり高齢者世帯というか、一人暮らしの高齢者に多いんですけども、かなりの御高齢になられて、在宅生活が非常に難しくなったと。宅内でちょっと転倒してけがをしたとかいうことがちょっと頻繁に相次いでいて、どうしても今後はもう在宅は無理じゃないかということから、民生委員さん方を通じて、どっかの施設があいていないかということで、老人ホーム等の施設の紹介をしたいということもあります。

また、生活資金に困窮されていて、なかなかやっぱり、あした食べるものもちょっとなくなってきたということから、生活保護の申請もあわせてやったという経緯もありまして、そういったものが事例としては過去にございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

緊急通報体制整備事業、要するに緊急通報装置、緊急通報システムが町内の一人暮らし高齢者などに貸されておるんですが、7%程度で、かなり伸び悩んでいるということがあります。伸び悩んでいる原因は何ですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これはちょっと毎回聞かれることであって、私たちもちょっとこう検証はしているんですけども、なかなかその明確な理由というのはちょっとお答えできないような状況です。機会を捉えて、老人会であるとか、民生児童委員会とか、ケアマネさんの会議とかというところで、こういった緊急通報システムの機器がありますから、お困りのところがあれば、ちょっと勧めてくださいということでお知らせもしておりますし、広報でもちょっとこうお知らせしたりというような状況がある中で、なかなかやっぱり伸び悩んでいると。これは申請主義でありますので、申請をされないと貸与してやれないというところがありますので、その緊急通報システムの制度自体を、まだやっぱり理解されていない、浸透していないという部

分がかなり多いんじゃないかということが言えると思いますので、ここについては引き続き強力に周知に努めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

資料を見てみますと、高齢者を取り巻く現状と2025年の姿という資料を見てみますと、そこを見ますと、大体30年中における特殊詐欺の半分は高齢者ということでございます。約7割が犯人からの自宅への電話ということでございます。これは平成30年の長崎県警の調べとありますけれども、電話による被害を防止するために、迷惑電話防止機器の設置が効果的ですということがありますけれども、波佐見で今、何台ぐらいつけて、だんだん伸びておるか。この資料を見てみますと、大体伸びてはおるんですよ。貸したと。話も聞けば、要するにかかってきたときにそういうことを言うもんですから、一人暮らしだけならいいんですけど、ちょっと家族に、子供さんあたりが来たときにびっくりするんじゃないかということで、いろいろ伸び悩む原因があろうかと思えますけれども、その点、何か握っておりますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

特殊被害の防止については、うちの商工振興課の消費者行政のほうでやっておりますので、先ほどの緊急通報システムとはまた別に電話録音装置の貸し出し業務を行っております。それで、今貸し出し件数が35台、貸し出しを行っているような状況であります。ただ、これも、先ほどの緊急システムと同じように少々伸び悩んでおりますといえますか、普通の通常時の録音までされるということで、それを嫌うとか、それが嫌だという人もいらっしゃるんですね。それと相手方にこの電話は、こういう詐欺防止被害のために録音されていますというアナウンスがどうしても流れるという関係で、それが流れないと詐欺防止にならないので流れるんですけども、それが嫌だという方も多々聞き及んでいるところであります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、大体30年で35台と言われたんですかね。この資料を見てみますと、27年が6、そして28年が17、29年が26、30年が41、31年が56ということでございます。そして、大体32年が、予定でしょうけれども71。増えてはきとるんですけども、なかなかやっぱりそういう、その家庭家庭によって抵抗があるんじゃないかと思っております。新聞のチラシを見てみますとね、

前川清さんがこういうふうにして迷惑電話防止という器械をして入っておるわけで、防犯にしても、高齢者の方に限らずですね。先ほど波佐見町で900万のだまされがあったって、新聞にずっと前に載っておりましたね。今後は、そういう大きな事件はあっていないんですけども、今後、いろんな手を使ってくるものですから、この電話にしても何にしても、十分気をつけていただきたいと思いますけど、その点はどんなですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

相手方の詐欺団もあの手この手を使って、またその上の上をいくということで、非常に根絶が難しいんですけども、まず一人で決定をしないということを啓発はしております。まず役場だったり警察だったりに相談していただくように、そういった啓発をして、これは粘り強く啓発をしていくしかないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、空き家対策についていきます。30年12月現在の148件、答えがちょっと違うとったかなと思うのは、私が勘違いでしょうかね。そこで、空き家を、28年度に70件の空き家が生じ、アンケートをとられたわけですね。そこで、アンケートの意向調査では1割しか回答がなかったちゅうんですけども、その理由は何だったんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

理由として、正直こちらでもそういった方々に理由を実際にお聞きできたわけでもない中で、ちょっと任意のアンケートということもあるんですけども、その中で決まっていないのか、そういった理由などで返さない。もしくは回答について、正直回答するという気持ちに至らなかったいうところもあったりはするんでしょうけれども、ちょっとそれぞれの個々の原因があるかと思っております、その辺がこういった原因じゃないかというものの特定まではできていないというのが正直なところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

空き家バンクの登録奨励金制度ということで、大体今3万円やっておられるとね、登録しただけで。そういうふうな形がまだ少ないようですけども、この3万円ちゅうのが、申請が

来てから現場に見に行って、要するに、A、B、C、Dとあるわけですね、決まりが。Aは利用可、これが26件あるということで。そして、Bが小規模が大体52件、改修して使われるんじゃないかということで。あとはこうなんですけれども、対象者としてはAとBぐらいがこの登録に来られる、C、Dというとは来られないと思いますけれども、どんなですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

昨年度、確かに空き家の登録奨励金ということで制度をつくらせていただきました。正直、ABCというところで厳密に区分はしていないというところがありますので、Cでありまして、利用者の方がそんだけ手を入れて使われたいというような物件があれば、それは空き家バンクの登録ということもあったかなとは思いますが、済みません、個々の事例が今ちょっと思いついていないんですけども、やはり使いやすいのはAでありまして、その次に普通に使える、ちょっと手を入れればというところのBというところが利用者のニーズからしたらあってくるのかなというところはございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ここで波佐見で登録されとるのが、先ほど5件って、8件と言われましたかね。ちょっと資料を持ってきてみますと、ここにナンバー28、ここが、私も通るとき、行くんですけども、もうかなり古か。これを見てみますと、築が大体41年としてあります。そういうことでかなり古いんですけども、これが通りよって落ちてくるんじゃないかと思っております。これは現地を行かれて登録されたと思いますけれども、危険箇所があるし。そして、この宿に私が一番知っているところにも1件あります。そういうことで、家族も月1回ぐらいは来られているということでございます。27番はですね。

そういうことでございますが、こういう今登録されておところが、不動産屋と一緒に、不動産屋にも行っておられるのか、波佐見だけの登録なのかですね。併用して一緒に不動産屋とされておるんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

所有者の意思によってまちまちというところがございます。空き家バンクに登録して民間のほうにも登録というか、そういった取引のことをお願いしている方もおられますし、そこ

まではということで、波佐見町の空き家バンクにだけ登録をしている方もおられます。ただ、やはり実際の取引になると、資格なども必要になってきてございますので、実際の取引をする際は、そういう民間の業者さんを通じてやっていただきたいということを条件にして登録はさせていただいておるところですので、最後はやはり民間業者を介した登録というか、取引をしていただきたいということには変わりはありません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

資料を見よりましたら、その借り手、売り手、貸し手、借り手、その方法で話し合いをする。今、その町としては仲介ということをされるわけですね。両方引き合わせというところですか。そして、最終的には今言われたように、不動産屋に仲介をしてくださいということですか。そいけん、手前までは町と借り主、買い主、借り主、売り主、いろいろあつですけども、テーブルに着くまでが今の町の仕事ですかね。そして、ある程度話がついたら、今後、要するに問題が起きないように、不動産業者に仲介してくださいって書いてあるわけですけども、その点はもうある程度決まったら不動産の仲介を受けてくださいということですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

実際の取引については宅建などの資格が当然必要でございますので、そちらについて町が立ち入ることはできません。空き家バンクについては、やはりどういう分類かと言われれば、情報発信といいますか、そういった部分が大きいところです。町としてやる意義としては、やはり移住者の移住相談というのが町のほうにございますので、そういった方のワンストップでの手続などですね、考えた際に、やはり少しでも移住者の方、移住希望者の方の手間を少しでも省ければというところもあって、こういう空き家バンク制度というところはしておりますので、実際の取引に入ってくると、これはやはりそういった資格が必要な部分に踏み入ることをするのはやはりよろしくございませんので、そういったところには踏み入らないというところで線引きはさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、特定空き家、危険と判断される物件ということでお尋ねしますけれども、この総務

文教委員会でちょっと説明を受けたんですが、3件のうち1件、物件の所有者に対して通知を出したということで、今後はこういう危険な建物が、よその町では強制執行、要するに行政執行ですか、やっとなところもあるということでございますけれども、波佐見はまだそういうところがないということでございますけれども、今後は出てきませんかと思っております。そのような形で、この1件の状況がどんなやったかですね、その後。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

総務文教委員会での中でのその情報がちょっと私まで詳しく届いていないといえますか、私が把握できておりませんので、その1件の特定がちょっと難しいところですけども、私が総務課の担当のほうとして、危険、あるいは適正な管理ができていないものについての文書でのお願いをした経過から申しますと、1件につきましては、もう数年前に、中尾地区だったと思いますけれども、文書で要請をして、直接費用を本人さんが負担をされて解体をされたという事例もあります。それ以外には、文書でお願いはしましたけれども、その後、適正な管理までの改善に至っていないというのが数件ございます。私がつかんでるところではそのような状況です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

空き家を、税務課ですかね、課長かな、空き家を、古か建物を壊して更地にしたときには税金がかかるというんですけれども、税金が上がるちゅうんですけれども、その辺はどんなですか。古か建物には税金が余りかからないと思うんですけれども、解体したら土地が上がるということですかね。場所によって違うかもしれませんが、更地にしたら税金が上がるというようなことを言われておるんですけど、その点、どんなですか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今の建っている状態であれば、家屋、住宅ということで、住宅、家屋の小規模住宅用地ということで、6分の1の軽減がかかっております。それが建物がなくなれば、何もございませんので、ただの更地というか、空き地になりますので、その6分の1の軽減が外れてしまうというところで、高くなるといったらおかしいですけども、そういったところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

三股で、寄附して、そして、何か社会資本整備給付金を活用して、国の補助でされたちゅうことでございますけども、今後そういうふうに寄附したり、そして何らかの、これは自治会とか、例えばいろんな方が了解をしたら達成すると思いますけれども、今後もそういう2番目、3番目ちゅうのも出てくる可能性があると思いますけども、その点はどんなですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

なかなか除却については費用がかかるということで、それが阻害要因となっていることもございますので、ことしも1件、もうやろうとしているんですけども。今後ともそういった補助制度を使いながら、やはり危険空き家が本当に危険度が増す前に、もし所有者の方の理解が得られるのであれば、そういった補助の活用をしながらというのは今後も考えていきたいとは当然思っております。

○12番（堀池主男君）

時間がないですから、教育委員のほうにお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

夏休み明けに不登校があるということで、波佐見はそういう事例がないでしょうけども、新聞等を見ますとね、やっぱり不登校の原因というのが載っているわけで、やっぱり先ほど、きょうもされたように、中学生全体の10人に一人が家庭や友人関係、授業についていけないなどの学習に関する理由が目立ちますということで、そして、あとは学校に行きたくない理由は、小学校のときに比べて、よい成績がとれない、テストを受けたくないというようなことでございます。いろんな状況の中で、家庭もあれば、友達もあるし、そして成績が落ちてきたら、何となく行きたくないねというのが出てくるんじゃないかと思っております。その辺の指導はどうされておりますか。学校での指導。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

一人一人の子供のやはり心に沿うためには、担任がまず最初に発見するというふうに思います。そういった子供たちの一人一人の心と話をしっかり聞く。そして、それを聞いた上で

学校のほうでは把握をしますが、その担任一人だけでなく、チーム学校として全体で共有しながら対応していくというのをやっております。

そして、教育委員会としましては、先ほど言いましたように、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラー、また、指導主事も入って、家庭訪問を行ったりというふうな形で、教育委員会と学校と共同してやっているところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

プールの利用状況について先ほど答弁していただいた。東小が5日間で77名、ほかはいろいろあるんですけども、東小が少ない。要するに私はゼロではないかなと思って聞いておりました。しかし、5日間、77名が来られたということでございます。やっぱり9,000万も使って立派なプールができて、何でこれだけの利用かなと思っておった。原因はわかりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

東小学校のプールの開放について述べさせていただきます。

東小学校については、今回PTA主催のプールの開放ではなく、学年レクリエーションとしてプールの開放を行ったもので、ほかの二つの小学校に比べると、幾分開放が少なかったのはそういった理由でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先だって、3小学校と東小のプールを見せていただきました。こういうふうに立派にできておりますね。そして、ちょっと見たところ、やっぱりこの休憩所がここだけやったもんですから、これで足るのかなと思っておるんですが、最近、熱射病とかね、要するにプールに入っておっても暑いわけで、そうしたら、もう、ちょっと短時間で上がったときに生徒さんが全部これに入りきるかですね。ちょっと東小はを見せていただきましたので。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

9月4日に総務文教委員会の現地視察があった際に、若干私も説明不足だったかなと反省しておりますが、小プールのほうに新たに休憩所は今回整備したときに設けております。比較的東小学校は生徒が少ない状況でございますので、休憩所には全て入れるものというふう

には理解はしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

最近は、3小学校で水泳大会ちゅうとが何か見られていない。ちょっと調べてみましたら、28年の8月27日に第30回の子供水泳大会が開催されておるわけで、3小学校で70名、そういうことですので、これは何回で打ちきったとか、その理由、今はされていないと思うんですけれども。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員お節のとおり、これまで子供水泳大会を行っておりましたが、本年度から中止をさせていただきます。これは大きく二つの理由がございますが、一つは、参加者が水泳クラブに入っている子供が多くて、一般の子供たちの参加が少なくなってきたということが一つ。そして、2点目が、やはり熱中症対策ということで、これらを鑑みると、プールの進行はおおむね達成できたという、所期の目的が達成できたということで、今回から中止を決断したところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

駆け足でいきます。

通学路の、住民の、町民の方からもちょっと話がありまして、まず川内の本線、それと小樽郷の稗ノ尾、あの辺を言われました。川内は波佐見テレビでやっておるんですね。ぶらり何とかちゅうて。そしてちょうど川内編やったんですよ。そして、下のほうは私も行ってみました。きれいに舗装してあつとですね。あそこに下水か何か入っておるんですかね、歩道に。それで下のほうはかなりしておりました。

そして、見てください、こういう状況で、上から崩れたのか、この白線が引いたところまで来とるわけで、上ってみました、4日の日に。そういうような形で、もうここは狭い、そして曲がりくねったところで、こういう状態なら、通学のときに支障を起こすんじゃないかなと思っております。建設課長、どうですか。現場を見られました。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

現場について、災害とかありましたので、その都度、現場を見ております。草が茂っている状態とかも見ている状況です。ひどいところにつきましては、環境美化作業員さんとかにお願いをして草刈りをやっている状況です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

コスモスのところ、これが、私が8月30日に通告書を出したわけで、こういう状態で、そして、3日、4日に行ってみたら、こういうふうにきれいでした。教育次長でもいいし、建設課長でもいいですけど、どなたがされたのか、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員さんの通告があつて、大変恐縮だったと思ったのですが、周りを見まして草が生えていたということで、私のほうから建設課のほうに依頼をかけて、建設課が除草したということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

保護者か、例えばいろんな方からそういう要望があれば、迅速に対処してください。というのが、前の答弁では、県では県に相談しますとか、そういう生ぬるいこっちゃない。建設課にあつてでしょう、環境美化何とかという人が。そういうふうな形でお願いして、なるべく登下校に差し支えないように。

そして、今、建設課長、あすこは工事ばしておりますね。コスモスの先、住宅が何十軒とできるそうですから、あそこの入り口はかなり狭くなって危険じゃないかと思っております。私は毎日通るたびに。そういうことで、通学のときにはどうかわからん、帰るときは中学校は自転車で行くんですよ。そういうふうで、こう伸びたり、例えばね、そこの出入りがどうかと思うんですけども、その辺は、一応先ほどの答弁では、工事があるときには関係者から連絡があるということでございますけども、そのコスモスの近くの工事現場は来ておりますか。もう工事に入っておりますよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、1点目の除草についてでございますが、やはりなかなか目が行き届かないところが

ございます。気づきがあれば、教育委員会、以前の答弁のように関係機関のほうに連絡をいたしますので、教育長が答弁したとおり、お知らせしていただければ、私たちも大変助かるところでございます。

2点目の工事現場については、建設課のほうで業者のほうも指導をしているようでございますし、私どもも巡回の折には見ております。先週の金曜日にコスモスの先の現場を見たときには、ガードマンも立って、その辺の安全確保もやっていたように思っておりますので、関係機関と連絡を取り合いながら、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時50分より再開いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

1、国の重要文化的景観（国の文化財）について。鬼木、中尾郷両地区を国の重要文化的景観に3年後申請するとのことであるが、次のことを問いただしたいと思います。

（1）農業の鬼木郷、窯業の中尾郷、両地区一体で申請するのか。また、それぞれ単独で申請するのか。

（2）両地区は長崎県の景観資産に登録されている。また、鬼木地区には国の棚田百選にも選ばれているが、国の文化財にも登録されることはさらにどういうメリットがあるのか。

（3）同じく両地区が登録された後のデメリットは。

（4）申請に対して、今後の準備と計画は。

2、職員の働き方改革について。日本的雇用慣行が崩れてきた上、政府が働き方改革の一環として兼業や副業を後押ししている。また、政府は6月にまとめた成長戦略実行計画には、兼業、副業の拡大が盛り込まれた。そこで、この現状を踏まえ、次のことを問います。

(1) 自治体でも職員の副業を推奨する動きがあるが、社会性や公益性が高い活動ならば勤務時間外に報酬をもらって取り組むことを認める制度がある。本町はどうでしょうか。

(2) 人口減少が進む一方で、行政に求められる役割はますます広がっている。本町も地元職員の採用が減っているが、職員には役場に閉じこもらず、地域人としても活躍してほしいと思いますが、どうでしょうか。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

国の重要文化的景観についての御質問は、教育委員会から答弁があります。

2の職員の働き方改革について。日本的な雇用慣行が崩れてきた上、政府が働き方改革の一環として兼業や副業を後押ししている。また、政府が6月にまとめた成長戦略実行計画には、兼業、副業の拡大が盛り込まれた。そこで、この現状を踏まえ、次のことを問う。(1) 自治体でも職員の副業を推奨する動きがある。社会性や公益性が高い活動ならば、勤務時間外に報酬をもらって取り組むことを認める制度があるが、本町はどうかという御質問ですが。

本年6月に掲げられた成長戦略実行計画では、兼業、副業の拡大の中で、副業希望者の増加傾向に対し、環境整備を加速させる方向性が示されています。また、成長戦略フォローアップでは、国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう明確化した兼業許可基準の周知を図るとされています。これを受けて、国からは兼業許可をする場合の許可基準に関する事項が県や市町に通知されており、町としてもこの許可基準と職員の営利企業等の従事制限に関する規制も整合を図って運用していくべきと考えています。その許可基準によれば、基本的に勤務時間外であること。兼業先は特定非営利活動法人や公益法人など営利企業以外の団体であること。報酬は社会通念上相当と認められること。期間は2年を超えないこと。また、兼業が公務員としての信用を傷つけ、全体の不名誉となるおそれがないことなどが示されています。

兼業することが本業へのモチベーションを高めたり、地域への貢献などの効果も出てくる

可能性はありますので、意欲のある職員にはルールにのっとって許可していきたいと思えます。

(2) 人口減少が進む一方で行政に求められる役割はますます広がっている。本町も地元職員の採用が減っているが、職員には役場に閉じこもらず、地域人としても活躍してほしいかどうかという御質問ですが。

本町の職員に対しては、新規採用時の説明会の際にも、公務員としての身分や服務、基本的な心得などを説明し、その意識を高めるよう促しています。また、職員全体に対しても、町主催に限らず、各種イベント等へも可能な範囲で協力を惜しまないでほしいと伝えているところであります。本町においては、住民の皆さんや各種団体等がそれぞれの目的を持ってイベントの開催をされている機会が多くありますが、職員の中には、地域に住む構成員として、また、団体等の構成員として活動に取り組んでいる者もあります。そのような活動そのものは、周囲からの信頼も得られ、さらにその信頼が町職員としての業務に生かされ、効果は大きいものがあることは言うまでもありません。今後においても、ぜひ地域人としての活動は大いに促していくべきと考えています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

教育委員会からお答えをいたします。

1、国の重要文化的景観（国の文化財）について。鬼木、中尾郷両地区を国の重要文化的景観に3年後申請するとのことであるが、次のことを問う。（1）農業の鬼木郷、窯業の中尾郷、両地区一体で申請するのか。また、それぞれ単独で申請するのかについてですが。

文化的景観とは、地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活、または生業理解のため欠くことができないものと文化財保護法に掲げられており、その中でも、地域の特色を示す代表的なものや、他に例を見ない独特なものとして、地方自治体の申し出に基づき国が選定したものが重要文化的景観とされています。

今回、国の選定を進めています、鬼木郷、中尾郷は、それぞれ長い歴史において地域の生活、または生業の中で形成された棚田の風景、窯業に特化した密集する集落を形成している全国に誇る景観を有する地区で、農業と窯業が隣接して発展、景観を形成してきた全国的にも独特な地域であると考えていることから、両地区一体となって申請することで計画してい

ます。

(2) 両地区は長崎県の景観資産に登録されている。また、鬼木地区は国の棚田百選にも選ばれているが、国の文化財にも登録されていることはさらにどういうメリットがあるのかについてです。

議員お説のとおり、両地区は長崎県の景観資産に登録されており、鬼木地区は国の棚田百選に選ばれていますが、国の重要文化的景観に選定されることで、既存の登録内容に制限等はありません。また、国の重要文化的景観に選定されるメリットとして、保存と活用の推進を図るため、指定された構成要素、想定される具体的な内容としては、鬼木地区は棚田の石積みや、中尾地区では煙突などの修理に一定の国の補助を受けられるようになります。また、ガイダンス施設や休憩施設など便益施設の設置や改修工事についても、景観に配慮しながら一定の補助を受けられるとともに、普及啓発活動に対しても支援を受けられるようになります。なお、これらの補助を受けるためには、今後予定しています保存利活用計画の中で具体的な内容を掲げる必要があります。

(3) 同じく、両地区が登録された後のデメリットについてですが、両地区が選定された後のデメリットとして想定されるのは、国の文化財となりますので、他の文化財同様に、現状変更を行う際に事前に国に届け出を行い、許可を受けなければならないことが上げられると考えています。

(4) 申請に対して今後の準備と計画についてですが、現在、教育委員会内部に大学等の有識者、鬼木郷、中尾郷両地区の自治会長、県や役場建設課の職員で構成する波佐見町文化的景観保存調査委員会を設置し、今後の進め方について協議を開始しています。あわせて長崎大学と久留米工業大学にそれぞれ鬼木郷と中尾郷の歴史、景観的価値を明らかにする基礎調査を委託し、両地区に所在する建造物等の特性の調査分析を進めています。また、今後両地区でそれぞれ事業の概要説明と地元の意向等を聞く地元説明会を開催予定です。これらの調査及び地元の意向をもとに、県、文化庁との協議を進め、さきに述べた委員会で計画の詳細を決定していきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

順番を違えて、働き方改革についてから入りたいと思います。

まず確認したいことは、職員の平均残業時間はどのくらいなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の時間外勤務の平均でございますけれども、平成30年度で1人、月平均で17時間となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

最高、残業される時間は何時間なんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

これも同じく30年度の時間外の最多の職員のものでございますけれども、月に96時間というのが一番多かった職員の時間でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

職員の町内に住んでいる方、町外に住んでいる方の割合は大体何対何ぐらいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の現在の居住の区分でいきますと、111人の職員のうちに32人が町外に居住をしているという状況ございまして、パーセンテージからいきますと28.8%ということになっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中で、40歳以下の割合というのはどのぐらいなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の年齢構成からいきますと、111人中に73人が40歳以下となっておりまして、構成でいきますと65.7%となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その73名の中で、町外の方は大体何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

済みません、73人の中での町内がどのくらいいるかという、ちょっと数字はまだ把握できておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今、数字を述べられて大体納得はしているんですけど、最後の結論として、これを参考にしてとめておいてください。それと、先ほど町長説明がありましたけど、ほかの市町村で、全国の市町村でこの推奨している自治体はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

兼業の推奨ということですか。兼業の推奨を各地方公共団体でどのようにしているかというのは、データはございませんが、国のほうから、この許可基準、兼業に関する許可基準というものが示されておりますので、推奨しているか、していないかはちょっとわかりませんが、もしも許可をしているという団体があれば、この基準、あるいは条例、もしくは規則によります規定に基づいてやっているんじゃないかと思っております。推奨している団体についてはつかんでおりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私が持っている資料の中では、神戸市とか、長野県とか、宮崎の新富町が推奨していると、それぞれにもう活動をされておるということを聞いております。現実には本町に、先ほど答弁もありましたが、兼業が可能かどうかというのはどうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、まず規則の中では、職員の営利企業の従事に関する、従事制限に関する規則がありますので、これに基づいて兼業はできないということになっているんですけれども、もしも兼業を許可をするということになれば、先ほどありました国からの基準、これに基づいてできるということにはなります。本町の場合においても、そこを全くできないということにはしておりませんので、今後はそういう事例が出てきた場

合については、そういったルールにのっとって許可をしていこうという考えであります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一度、その波佐見町の基準というのはどこに求めているのでしょうか。もう一度説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

本町が基準と定めているものではございませんけれども、まずは職員の営利企業等の従事制限に関する規則、この規則は町が定めております規則でございます、それから、もう一つは、国から示されております職員の兼業の許可についてという通知が参っておりますので、この通知に基づいた基準ということになります。それによりますと、兼業時間が週8時間、または1カ月30時間を超えるととか、時間に関すること、あるいは兼業先の規定ですね。営利企業以外の団体等。それから、報酬等についても一定の社会通念上認められる範囲という、そのような規定がございますので、そういった基準に基づいて許可をするということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

要するに届け出は必要だと、上司に、ということですね。そうですね。それで、例えばどんな職種があるわけでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職種については、特に規定はないようでございますけれども、いわゆる兼業をする場所といたしますか、そういったところによって少し変わってくるんだろうと思います。団体の例としましては、国、地方公共団体、あるいは行政独立法人とか社会福祉法人、そういったものがございまして、あるいは自治会とか、そういったものも含まれておりますので、現場の仕事よりも、おおむね大体事務系の仕事が多いんじゃないかと思っておりますけれども、職種が特定されているわけではございません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

許可ができるというのは、公的事业といえますか、NPO法人とか、自治会とか、例えば公民館長を引き受けるとか、自治会の手当てはありますから、そういうのは認めていらっしゃるわけですね、前からね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる自治会の中での役員の担当をしたりということは、もう過去にもあることでございまして、基本的には先ほども申しました団体そのものが非営利、営利を目的とする団体ではないこと、そういったものが規定をされております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それに対しても、職員は報告する義務があるわけですね。その点いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

基本的には町長の許可が必要ということになっておりますが、実態から申しますと、自治会の役員程度、そういったものについては、具体的に届け出の書類をもらっていると、そこまではいたしていない状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

要するに、活動は地域に密着した活動というふうに限定されるわけですかね。その点いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

地域に密着したことに限定をされるかどうかについてはちょっと疑問なところがございます。要するに兼業が可能な団体等につきましては、国、地方公共団体、行政独立法人、公益社団、財団法人、学校法人、社会福祉法人、それから一般社団法人、自治会、それから、マンション管理組合、同窓会、こういったものが規定をされておりますので、地域に密着をした団体に限られるという表現は適当ではないと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

職員の方には本当に地域に密着した活動をしていただくという指導をされているということですが、結局、何ていいますか、地域に密着するということは、本当にそこに溶け込むということですよ。だから、それができる活動が、例えば残業が95時間決まったということではできないんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

あくまでもその兼業の許可というんですか、兼業できるという範囲は仕事に影響がない範囲、これが原則になってきます。基準の中にもそのような規定が書いてありまして、兼業時間に関する規定については、週8時間、または1カ月30時間を越えない範囲、それから、勤務時間が割り振られた日ですから、勤務をすべき日の1日に3時間を超えるような場合はできませんと、そういった基準もありますので、時間的な制約も当然あるということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

職員の長である副町長にお尋ねしたいと思うんですが、実際、こういう問題がしょっちゅう前からあったと思うんですよ。だから、それが決していいか悪いかは別として、そういう活動を今からは推奨していくべきじゃないですか。地域に密着するということで。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

役場職員、地方公務員は、地方自治行政の中で一番住民と接する機会が多いんですよ。仕事面においてもですね。ですから、地域に溶け込んでいくというのは、これはもう当然のことでありまして、積極的にやっぱりそういう地域の中に飛び込んでいくような心構えといいますかね、気持ちといいますかね、そういうものを当然持っていくべきだというふうに思っております。自治会役員等も積極的にやっていく職員もおりますので、そういうものは推奨しているというような状況であります。町外に住む職員についても、積極的に消防団に入って、管轄の住民の皆さんと積極的に交流を図っていておりますので、そういうのを推奨して、どんどんやっていくようにしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5 番（北村清美君）

町長はあれでしょうけど、職員上がりじゃないから、外から見て、職員のその勤務態度とか、その何といいますか、地域に貢献する態度とか、職員と、そういう評価、その方針としてはどういうふうに思われています。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

身近に職員の仕事をしていますと、大変だなという気持ちを持っております。毎日毎日の仕事ですね。自分たちに与えられた仕事をきちっとしながら、最近は非常にその国とか県からのメールとか調査とか、きちんと読まにやいかん。この読むという読解力、そして、そういうところの中で、やはり全体が同じような時間でできるような仕事じゃないわけですね。だから、それはもう繁閑の差はありますけれども。

そういう中で、いろんな町のイベント、そして、また地域のイベントは、先ほど言いましたように、構成団体の中での仲間とか、それから、またその地域のイベントにはやっぱり積極的にみんな参加しているし、そういう面では、やっぱりこの行政の中では、国、県、市町村、町村が一番身近に住民の皆さんと接触をしている。そして、そういうふうな形の中で円滑にやっていけるというのですが、やっぱりどがんしたって国はわからっさんです、はっきり言えば。これはもう言っているところだけ見るわけにいかん。全体、国全体という形の中でいくからですね。しかし、ある程度、どこの人口の多少があっても平均的なことしかずっとやっていきませんので。だから、なかなか国の説明は、新聞の見出しの一番太かところだけ見たぐらいで、中身に来れば、やっぱり今言うように、規則とか基準とか、いろんなことがないと秩序がとれていけないということですね。だから、そういう中で、そういうふうなことがあって、これは自分たちが得意なんだ。やっぱり地域の人が苦手なところもあるわけですね。事務的な処理なんかですね。そういう面での役割は十分果たしていつているんじゃないかなというふうに思っております。だから、積極的にということ、やっぱり本業をきちんとやりながらそこに持っていくというのが本来の姿じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

済みません、先ほど答弁漏れとなっておりました、40歳以下の職員の中での町外に居住し

ている職員が何人いるかということなのですが、40歳以下の職員73人のうちに25人が町外に居住をしているという状況です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほどの残業時間にちょっと戻りますけど、その96時間というのはちょっと多過ぎるんじゃないでしょうか。どうなのでしょう、その点。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

御指摘のとおり、非常に長いというふうな認識を持っております。ただし、この96時間というのは、年度の初めとか、年度の末関係について、人事、給与の管理をしている場合、それとか職員の病気休暇、いわゆる係員一人が病気休暇になったためにその補填的な対応をした実態、あるいは選挙、選挙の事務に従事した場合、あるいは災害復旧の事務に従事した場合という、いわゆる特別な事情があった場合の時間という事例になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

じゃあ、次に行きたいと思います。

まず、これは確認なのですが、国の重要文化的景観の所管はどこですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

国ということであれば、文化庁の所管でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そしたら、棚田百選の場合はどこでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

棚田百選は農林水産省だと理解しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それじゃあ、農林省と管轄の省が違うわけですね。そういうことでよろしいのでしょうか。

国といえば全部一緒くたに考えますので、その点いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

景観の保持という観点から見れば、国は多角的にその保全を求めています。省庁が分かれるわけですが、それぞれの守備範囲が若干異なっておりますので、その中でやれる範囲で総合的な景観の保持を行っていくということで考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ここに申請に至ったわけですね。そのあれを、ちょっと経過を教えてくださいんですが。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の景観指定の経過について御説明いたしますが、平成29年9月に行われました全国棚田サミットに文化庁の御担当の方が県の担当を伴ってこの波佐見においでいただきました。その際に学芸員が町内を案内したところ、鬼木地区、中尾地区の景観にいたく感動されて、この話を持ってこられたということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

じゃあ、ということは、国の文化庁の職員さんが推奨されたと、長崎県のほうも同調されたわけですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

鬼木郷も中尾郷も長崎県景観資産に入っていると思うんですけれども、もうこれ以上要らないんじゃないかという声もあるわけですね。その点、その声は大きいんですよ、実際のところ。これから議論に入っていくわけなんですけれども、メリット、デメリットが出てくると思うんですよ。その中で、長崎県景観資産で、結局、その建造物とか、あるいは中尾郷の場

合は煙突とか神社仏閣、鬼木郷の場合、石垣とか棚田のあれとか、いっぱいあるわけですが、その中で、やっぱり今までは補助率も県と町が3分の1、地元負担も3分の1というふうなことで補助金をいただいているわけですが、これで国の文化財に指定されますと、次のメリットはどういうメリットが出てくるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおりなんですけど、まず、県のまちづくり景観資産というのは、主に建造物が主たるものとなっております。今回は、それも当然構成要素として登録する必要があると思いますが、教育長が答弁したとおり、ガイダンス施設、また便益施設の整備についても国の補助が受けられるようになりますし、普及啓発にも一定の助成を受けられるようになります。

一番大きなメリットとすれば、やはり国が重要文化的景観と認めるということでございます。全国には61カ所しか現在認められておりませんので、そこに波佐見が加わるということになると、大きなアピールができるというふうになります。県内を見渡しても、著名なところがなっているようでございますので、そこに波佐見が入るとなると、知名度がさらに向上するというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

全国に61カ所あるということをお聞きしましたけれども、この中で、鬼木郷みたいな農耕の棚田資産というのは、この主たる範囲内ではどこどこにあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員お尋ねの農耕というふうになると、全国似たようなところはあるんですが、近隣で申しますと、今回の指定と類似しているところは、大分県日田市の小鹿田焼の里というところが比較的似ているのかなというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私は、鬼木郷の棚田のことについて聞いたんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みませんでした。棚田で指定を受けているのは、九州管内では熊本県の山都町ですね。上益城郡の山都町が棚田の景観で指定を受けているようでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

唐津市にもありましたよね。それと、平戸の春日棚田ですか、それも入っていませんか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

開いたところがたまたまそこございまして、済みませんでした。佐賀県の唐津市の蕨野棚田、そして、さっきおっしゃったような平戸の春日集落ですね。これも重要文化的景観のほうに指定をされているようでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

棚田のほうはわかりました。じゃあ、窯業のほうは、先ほど述べられました、大分県の日田市の小鹿田焼ですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

農業の棚田資産と、それから窯業の中尾郷というようなことで、二つを一体にして申請するということですが、その関連性というのはどういうふうに位置づけされていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁にもありましたが、鬼木地区は棚田百選に選定された農業に特化した棚田の風景、一方、中尾地区については、窯業の密集した集落ということで、それぞれ全国に誇る独特な風景ですが、これが両地区隣接しているというのは極めてまれだということで、文化庁の担当も言っているところございまして、さらにその規模がそれぞれ大きいということで、そういったことを考えると、大変、全国的にも珍しい地域ではないかということで話を

伺っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

長崎県には、昨年でしたか、世界遺産に登録されたというようなことで、いろんな国の文化財があると思うんです。それは大体わかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

県内の重要文化的景観の選定を受けている地区でございますが、長崎県の平戸市、先ほどの春日集落でございます。あと、小値賀町、そして佐世保市の黒島、そして五島市の久賀島、そして新上五島町の北魚目、そして長崎市の外海、そして新上五島町の埼浦というところでしょうか、そこが重要文化的景観のほうに指定をされております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

じゃあ、これからメリット、デメリットに関して質問したいと思います。

まず、メリットが、登録された場合に、今まで長崎県景観資産に入っていますよね。建設課長、あれだと思うんで、中尾の場合は煙突とか神社仏閣がありますよね。鬼木は石垣とか田んぼとかあるわけですけども、そういう面に関してのが、要するに国の文化財にもなるわけでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

建設課のほうのお話はありましたが、私たちもそこは調査をしておりますが、重複して指定を受けることは可能でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

まず、大きなメリットは何でしょう、次長。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは、その文化的景観の指定を受ける前提として、その構成要素、どういった建物、またはほかの資産を保存計画の中に掲げるかということになりますが、その構成要素、構成資

産について、国の補助が受けられるということになります。具体的には、まだその修理とかいうについて補助が受けられますが、基本的には、国が2分の1、そして町と県が補助の上乗せをいたします。

この補助の率については、正確な数字ちゅうのが、そのそれぞれのメニューで異なりますのでここでは御紹介いたしません、一つの例を挙げると、長崎市では地元の負担が17.5%ということですので、県の補助金を使うよりは、国の補助金を使ったほうが地元の負担は少ないということの例になると思いますので、本町もそういった先行事例を見て内容を検討していきたいと思いますので、その付近がやはり大きなメリットだというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今の説明の中では、長崎県の景観資産よりも増して、国の文化財のほうが大きいということですね。そういうことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

制度設計は、今から詰めなければいけません。やはり今まで県から補助を受ける際には、事業主体は個人、個人が仮に煙突等を修理した場合には、県と町が補助をやるということなんです、今後は国の資産になると、波佐見町が事業主体としてその修理等を行うということでございますので、地元の負担というのはその分も大きくなりますし、財政的な負担も手厚くなるということでございます。地元負担の割合については、まだまだこれから地元の協議、他の市町の状況を見ながら決定していくと思いますが、ほかの町の類似の補助制度も見ながら、最終的には地元との合意形成を図って決めていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

少しわかったような、わからんようなことなんですけど、要するに地元負担はあるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正確な数字は今からですが、地元負担はございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

分かれていくんじゃないですか。例えば煙突が、神社仏閣をした場合は地元負担はないとか、個人の家の場合はあるとか、そういうことじゃないんですか。そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

なかなかリップサービスができないところはあるんですが、基本的に私どもとすれば、地元の負担は一定をお願いしたいという考えでおります。ただし、その便益施設とかガイダンス施設という公益性が高いものについては、ほかの市町の例を見ると、地元の負担は極めて少ないというところもございますので、この辺は制度設計をする中で地元と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

国の文化財、要するに県の景観資産、要するに冠が二つ、県の上に、もっと上に国が入ったわけです、入るわけですね。そういうことでしょう。そしたら、格が違うといたらおかしいですけども、そういう面が非常に大きなメリットが出てくるんじゃないかと。全国に61カ所しかない、62カ所目に鬼木と中尾が入るというようなことでしょうから、その点を重視していきたいと思うんですが。

そして、もう一つ聞きたいのは、中尾郷にあって鬼木郷にないものがあるわけですね。それはトイレなんですね。だから、今後、鬼木郷ではトイレをつくる可能性があります、その点に対しての費用の分担割合として、今のところどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、鬼木地区についてはトイレがない、またはガイダンス施設も不足している状況だというふうに考えております。そういった中で、こういった建物をつくるかということになると思いますが、それについては今後地元の協議によるところだと思います。

一方で、その負担というふうになりますが、そこも形態がいろいろあるかと思いますが。

新しいものをつくるとなれば、多少は地元の負担は少なくなると思いますが、個人所有の空き家等を改修してやるとすれば、個人の所有でございますので、一定の負担は残るというふうに理解をしておりますが、なかなかこの辺の計画が定まっていない中で具体的な事例をするというのは、現時点では厳しいものがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これから地元説明会をされるということですけど、結局、そういう曖昧な言葉を言われると、郷民はまた悩むと思うんですよ。せんでもいいんじゃないかとか、そういう考えに陥って、その場合、どうします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

こういった場でございますので、はっきり申し上げると、なかなか誤解を招くというところもあるかもしれません。具体的な事例が出れば、その都度調査をして、しっかり御回答をさせていただきたいと思います。制度設計が今からでございます。特に地元の負担ということになると、ほかの団体さんの事例も、長崎市しかいまだ現在調べておりませんので、ほかの事例も見ながら、御提示をしながら、その中でしっかりした地元の要望が出れば、その都度計画の中で掲げていきたいというふうに考えておりますので、きょうの時点ではそういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

鬼木郷も中尾郷も、中尾郷は特に30軒ぐらいの空き家があるわけです。現実にはそれが使えなくなって、もう目も当てられない状態になったとする。そうした場合に解体とかいうのは、そういうことは考えられますか。解体費用の援助とか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、ちょっと整理をさせていただきたいんですが、国のこの重要文化的景観という制度は、その景観を構成した、そういうつくり出した構成要素、構成資産を後世に残すために国が支援を行うという中でございます。一方、空き家については、景色の中といえどもそれまでもかもしれませんが、それを将来に引き継ぐかということであれば、この文化的景観の趣旨か

ら外れるということでございますので、助成制度はございません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そしたら、個人資産ですね。個人資産の空き家のほうはわかりました。出ない可能性が強いというようなことでしょうか。リフォームですね。及び新築の場合、これは届け出が必要なんでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、文化的景観の制度の趣旨から申しますと、保存利用計画の中で掲げた構成要素、構成資産について届け出が必要ということになります。一方で、本町においては景観計画、景観条例というのがございますので、その中で一定規模の新築等をしたときには、それらの条例等の規制がかかるというふうに教育委員会としては理解しておりますので、その中で各機関が判断するということになりますので、その都度の判断ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

大きなデメリットというのは、毎回届け出が必要なんでしょう。そうじゃないですか。勝手にはできないんでしょう。そこら辺、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどから申しているとおり、この重要文化的景観の選定を受けるために保存利用計画の中で掲げた構成要素、構成資産、具体的に言うと、煙突等を指定した場合については、その資産に対してのみ届け出が必要となりますので、指定を受けていないほかの建物等について届け出等が必要になるというわけではございません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

単体の部分はわかるんですよ。でもね、そこに景観を損なうような建物があったりとか、解体しなきゃいかんというようなことの問題があってリフォームしようという場合のときはどうなんですか。その点も届け出が要るんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の重要文化的景観の中では届け出は必要ではありません。ただし、本町については、先ほど言ったとおり、景観計画や景観条例で、その地域の景観を保全、そして後世に守っていきましょうと趣旨がありますので、その趣旨から大きく外れるような建物を建てるとか、または色味を変えとかということになった場合は、その各課のほうから、やはりその所有者の方について、趣旨に合ったところで行ってくださいという依頼、お願いを行うことになると考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

要は届け出が要ということになるんですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

厳密に法的な届け出が要るものと、そして、景観計画などの趣旨を御理解をしていただいた上でお願いをする資産ということで、二つに分かれます。重ねて御説明しますと、あくまでも国の許可を受けるのは、今回の重要文化的景観の保存利用計画の中で保存をしっかりとやっていこうということで定めた構成要素、構成資産となりますので、これについては、最終的に所有者の方の同意を得なければ町のほうで勝手に上げることはできませんので、御説明した上で計画の中に上げるということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

メリット等もあればデメリットもあるというようなことですが、これが申請になって認定された場合、今後の方針として、教育長はどういうふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほどからも話が出ておりますように、両地区は一緒に並んだ形の景観というのが大変珍しいということもありますので、教育長としてもこれを進めていきたいというふうに思っております。ただ、先ほど出しました、調査委員会が設置されるようになりますので、調査委員会をもとに、そして地元の住民の皆さんとしっかりと協議をした上で進めていくように私

自身は考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

いろんなことで、非常に喜ばしいことだと私は考えているわけです。皆さん、波佐見町の方もそうだと思いますけど。結局61カ所しかない、62カ所目を狙って今度申請をするということですね。これはもう波佐見町にとっても、先ほどの町長の答弁の中でも、いろんなことをおっしゃっています。そういった意味で、またこの、そういう武器が出てくるんじゃないかと思うんですよね。国の文化財に認定をされたら。これをどういうふうに宣伝していくか、どういう体制をとっていくか、どういうふうに持っていきたいか、町長、お伺いしたい。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、メリット、デメリットと、たくさんおっしゃいました。非常に私は大歓迎でございます。まずは、今危惧されていることは、国の大体の方針とか、そういうことを見ながら、そして地元の意見を出していただいて、そして話し合いの中で、もう、どうしてもしたくないんだったらせんでよかわけですよ、この部分は。できない部分は。しかし、本当に重要文化財としてのことのあれを損なわない、その範囲ではやりましょうよというような、そういう考えでしていかないと、国もまだぼ一つとしておりますよね、認定するだけで。だから、今ここで担当者もはっきり言えないわけですよ。だから、それはやっぱり地元の意見も十分尊重しながら、そして、いろんな事例を出しながら、そして、その中で許容できる、そういう中で残していこうじゃないかなと。

本当にこの今人口減少は全国の市町村で一番の大きな問題ですけども、こういう中で観光事業しかないんです。交流人口を増やして、定住人口、移住人口を増やしていこうと、そういうふうな形の中で、この国の重要文化的景観というのは、非常に願ってもないことだなというふうに思っております。

やっぱり3年後の登録と。そしたら、やはりこの前はJAFの問題もあって、全国の認知度も高まりました。それから、次はローカルクールジャパン、これもやっぱり、今、歩き始めただけなんです。3年後、5年後に波佐見は大きく変わっていく可能性があるな。それも、やはりみんなが協力し合って、そして、やっぱり民の力、地域の力、そして行政の力、これは3本一緒にやらんと、そういうあれはできていかないんじゃないかなというふうに思

っておりますし、また、御承知のとおり、新幹線もそう長くはないでしょう。そういうふうな形で来ますし、武雄南から佐世保の自動車路線も4車線化、10年から15年かけて、もう国土交通省は決定をしております。4車線走行。そうすると、やっぱり駅がないけども、車がどんどんどんどん今度は来れるんじゃないかなと。福岡のところは、やっぱり熊本のそういう人たちから車が来る、非常に波佐見には、やっぱり今のうちに知名度を上げて、そういう国の重要文化財という、もう錦の御旗だというふうに思っております。

だから、そういう中で、まずはそういう意識を、そして計画を、この一、二年でいろんな、これは大事なことだと、みんな一致したりとか、これはちょっとというようにいろいろなことを意見を出し合って、そして、ぜひ成功に向けていただきたいなというふうに思っております。本当にそういう面では、今度も国土交通省に10月1日、2日、佐世保市長と一緒に陳情に行ってみますけども、今のうちにして、やっぱり3年後、5年後を見通してください。今やおなかろうと思っておりますけども、これを次の世代のためにきちんとした形で一緒になってやっていければなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後3時より再開いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問させていただきます。

1、人生100年時代における、町・人づくりについて。

今や、少子高齢、人口減少社会から人生100年時代と言われるようになりました。100年と

いう長い期間をより充実したものにするためには、生涯にわたる学びが重要であり、また、高齢者から若者まで全ての方が元気に活躍し続けられる町、安心して暮らすことができるまちづくりが重要な課題と言えます。

そこで、以下の質問をいたします。

(1) 高齢者が年齢にかかわらず継続して働くための支援はあるのでしょうか。

(2) 若いときから、将来の資産形成を考えるため、ライフステージ別のセミナーを開催できないでしょうか。

(3) 退職されたシニアの方がもっと輝けるように、シニアの方の現役時代のスキルや技術を若い世代に教える、波佐見独自のリカレントプログラムは考えられないでしょうか。

2、乳幼児・子ども福祉医療制度について。

現在は、未就学児の福祉医療制度は現物支給です。小学生からは、病院や薬局の窓口で健康保険の自己負担額を支払い、その後、町へ領収書を添付して助成申請を行い、後日、助成金が保護者の預金口座へ振り込まれるという手続きがとられています。いわゆる償還払いという方法です。この償還払いは、とても煩雑であり、かつ日数を要し、保護者に負担がかかっています。全ての対象者を現物支給にできないでしょうか。

壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 横山議員の御質問にお答えします。

まず、人生100年時代におけるまち・ひとづくりについて。今や少子高齢、人口減少社会から人生100年時代と言われるようになった。100年という長い期間をより充実したものにするためには、安心して暮らすことのできるまちづくりが重要な課題と言えます。

1、高齢者が年齢にかかわらず継続して働くための支援はあるかという御質問ですが、御承知のとおり、今や日本では世界に類を見ない超高齢化社会が進行しています。急速な高齢化と人口減少は、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少などを通じて経済活動にもさまざまな影響を与えています。中でも象徴的な社会問題として、高齢者の社会的孤立と貧困、一人暮らし高齢者の増加に伴う介護問題や買い物難民の増加など、マイナスの影響が多く語られています。しかし、その一方で、団塊の世代層が70歳代に入りつつあり、元気で経験豊かな高齢者、すなわちアクティブシニア層が増加していますので、その活躍を社会活動にどう

つなげるかが重要な課題の一つであると言われています。

議員お尋ねの、高齢者が年齢にかかわらず継続して働くための支援はあるかについてですが、直接的な支援はないものの、地域において高齢者と就労を仲介する組織である本町シルバー人材センターの存在が地域の活性化を図る上で大変大きな役割を担っていると考えておりますので、当該センターの運営に対する補助を行うとともに、町有地における清掃管理など年間を通じた作業依頼を行うことで、高齢者の安定した就労の場の確保にも寄与しているものと考えております。

若いときから将来の資産形成を考えるため、ライフステージ別のセミナーを開催できないかという御質問ですが、豊かで安定した日常生活を送ることは、年代を問わず誰もが理想としていることではありますが、行政においては、将来に備えるための資産形成について、そのノウハウを与えたり指導したりする立場にはなく、また、その術も持ち得ておりません。しかし、資産形成は、将来的に困窮することなく子育てを行ったり、安定した老後を迎えるための備えであり、人生設計には大変重要な要素になりますので、その分野に詳しい専門家を招聘し、講演や講座を開設したりすることは可能だと考えています。

現在、長崎短期大学との連携事業による子育て・親育ち講座を開設しておりますが、本年度は講座内容も決定していますので、次年度において、子育て期における資産形成をテーマとする講座が組み入れられるかどうか、大学側と協議したいと考えています。

また、教育委員会所管のいきいき大学においても、高齢者を対象としていたこれまでの枠組みを撤廃され、どの年代の方々も参加できる状況になっておりますので、その中で扱うことができないかについても内部検討してまいりたいと思っています。

リカレント、学び直しプログラムについての質問は、教育委員会より答弁があります。

次に、2番、乳幼児・子ども福祉医療制度について。現在、未就学時の福祉医療制度は現物給付である。小学生からは病院や薬局の窓口で健康保険の自己負担額を支払い、その後、町へ領収書を添付して助成申請を行い、後日、助成金が保護者名義の預金口座へ振り込まれるという手順がとられている。いわゆる償還払いである。この償還払いはとても煩雑であり、かつ日数を要し、保護者に負担がかかっている。全ての対象者を現物支給にできないかという御質問ですが。

この件につきましては、3月議会の一般質問の折にも同様の御質問がありましたのでお答えしておりますが、議員お尋ねの現物給付につきましては、本町のみので考えで進められるも

のではなく、現物給付の開始のためには、各地域を管轄する医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定締結と、国保連合会、社会保険診療基金との調整が必要となります。もし仮に本町においても医師会等との調整の結果、現物給付を行う環境が整ったとしても、県内全域で見ればまだまだ多くの医師会が現物給付制度には難色を示しているところが多いと聞いていますので、一部の市町の医療機関のみ現物給付、他の市町の医療機関では償還払いといったように取り扱いの違うケースが発生してしまいます。受給者としては、病院での手続だけで済むということが最大のメリットではありますが、同一県内であっても現物給付扱いと償還払い扱いの医療機関が混在することになりますので、受給者、医療機関、それぞれに混乱が生じるおそれがあります。このような状況にならないよう県下で統一した取り扱いになることは望ましいと考えておりますので、現物給付への移行につきましては、国、県及び他市町の動向を踏まえた上で検討を行うことが懸命ではないかと考えています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

教育委員会からお答えをいたします。

1、人生100年時代におけるまち・ひとづくりについて。今や少子高齢、人口減少社会から人生100年時代と言われるようになった。100年という長い期間をより充実したものにするためには、生涯にわたる学びが重要であり、また、高齢者から若者まで全ての方が元気に活躍し続けられる町、安心して暮らすことのできるまちづくりが重要な課題と言える。

（3）現役時代のスキルや技術を若い世代に教える本町独自の学び直し（リカレント）プログラムは考えられないかについてですが、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会となり、人生100年時代と言われるようになりました。議員お説のとおり、100年と長い期間をより充実したものにするには、生涯にわたる学びが必要と考えています。

そこで、議員お尋ねの内容ですが、現在、小中学校では職場体験、焼き物文化体験プログラム、総合的な学習をはじめとするキャリア教育の中で現役世代の職業を学ぶ学習を行っているところですが、南っ子ふるさとまつりのように、地域や各種団体と連携して自由な発想で職業体験を行う取り組みもありますので、これらの中で、高齢者を含む幅広い世代にも参画していただいた上で、現役時代のスキルや技術に子供たちが触れたり感じたりする体験プログラムは可能と考えています。既に他市町では類似の取り組みもあるようでありますので、事例等を調査の上、本町に合ったプログラムが構築できるように研究を行いたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、再質問に入っていきます。

1番の高齢者の継続した雇用についてなんですけれども、答弁では、シルバー人材センターさんが、今、波佐見にあるからそれをということなんですけど、ちょっとシルバー人材センターさんについて少しお伺いしたいと思います。

シルバー人材センターに登録できる年齢や条件等はどうなっていますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

シルバー人材センターの登録できる年齢につきましては、60歳以上の方で、上限はございません。条件等は特に何もなくて、元気な方であればと言われておりまして、何をもって元気と判断されるかということですが、自己申告で元気であるということ言ってもらえば誰でも会員になれますよということでした。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、60歳以上から登録できるということは、本町の60歳以上の方の何割の方がこのシルバー人材センターさんに登録されていますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、本町の60歳以上の人口ですけれども、8月末現在で5,656人という数字になります。現在シルバー人材センターに会員登録されている方が、これは30年度末でございますので、現在と若干違うかもしれませんが、30年度末で121人ということで、これからしますと2.1%という数字になります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、会員数というのは年々どういった状況になっているか、わかられましたら教えてください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

会員数の推移ということでございますけれども、直近の5年間の推移を申し上げますと、まず26年度、この26年度時点で128名、27年度に138名、28年度が139名、29年度が132名で、30年度、121名ということですので、28年度までは少しずつ増えていたんですけれども、このときの139名をピークにここ2年間は減少傾向にあるということでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、減少していらっしゃるわけなんですけど、その原因ってどこにあるとか、どうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この原因につきまして、はっきりはわかりませんが、ちょっと個人的な意見になってしまいますが、本町においては元気な高齢の方が増えているからではないかというふうに考えております。といいますのも、元気であるからこそ、60歳の定年を迎えても、これまで働いておられた会社で延長して仕事をされていたりとか、あるいは違う会社に勤められて長く働かれたり、あるいは自営業の方でも、特に農業をされている方なんかは、もう元気に長く働き続けていращやることも多くなっていると考えておりますので、逆にその分、シルバー人材センターのほうへ登録希望をされる方が減っているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そうですね、高齢者の方たちが、その60歳以上を高齢者と言うのはどうかと思うんですけれども、高齢者の方たちがそうやって元気に今までの会社で働いたり、農業、自営業をされている、あとシルバー人材センターさんにはちょっと少ないんですけど、2%ぐらいの方が登録されている。ほかにもいろんなボランティアとかをされている高齢者さんとか多いと思うんですけれども、ほか、じゃあ、それ以外の人たちって何をしているのかなとは思うんですけれども、何かそういった調査とか、高齢者の方たちが働いているとか、ボランティアとかをされている、シルバー人材さんに行っているとかあるんでしょうけど、それ以外の人たちってどういった実態、生活の実態とか、調べられたことってありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ここ最近では、ちょっとそういった実態調査を行ったことはございません。ただ、これは平成25年か26年度に元気高齢者の地域づくり事業というのが、ちょっとこう県あたりから入ってきましたときに、ニーズ調査をちょっとした経緯があるんですけども、その中でも、やっぱり調査結果を見てみますと、働いていらっしゃる方々が多いというふうなことで感想を持った記憶がございます。ちょっとはつきりした、今、数字を手元に持ちませんので、いろんな形態はあるかと思えますけれども、具体的にここでちょっとどういった仕事につかれているとかいう回答はできない状況です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに、高齢者の方たちが皆さんお若くなられて、その高齢者という言葉、そういったくる事態がね、今後、なくなっていくんじゃないだろうかと思うぐらい、みんな、お若くされていると思います。また、シルバー人材センターさんだったら、やっぱり地域に密着したお仕事とかをされていて、シルバー人材センターさんに登録されている方たちって、どっちかという健康ですとか、よく言われていると思うんですけど、シルバー人材センターさんも今後の真価が問われてくるんじゃないかなと思いますけれども。

私が何を言いたいかというと、この高齢者の方たちのやつで、高齢者の方たちが働いている、シルバー人材センターさんにいる、ボランティアもしているとか、あると思うんですけど、ほかの人たちだって絶対いらっしゃるんですよ。そういう人たちにもいろんな選択肢が、高齢者になっても、自分の趣味とかで、趣味でつくったような手芸品とか、バッグとかをつくったりとかされているのを、いろんなところで売れるような場所の提供だったり、いろんな高齢者の方たちが選択できる、選択肢がたくさんあるような社会が必要になってくると私は思っているんですよ。なので、こういった社会が私は必要だなと思うんですけど、町長、そのところをどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当におっしゃるように、昔の人からすれば、10歳ぐらいは年代が若返っているんじゃないかなというように思っております。しかし、そういう中で、やはり窯業関係では70歳ぐらいまで働いていらっしゃる方は結構多いんじゃないか。自営業の方、それから農業もですけ

どね。そういう中で、人口に対して、窯業の、何かな、シルバー人材センターのあれは少ないんじゃないかなというような感じがいたします。

ただ、やっぱり今おっしゃるように、誰かが何かを、趣味的なこと、文化的なことでもいい。そういう手芸品とかなんとかは、ずっとフリーマーケットか、そういうところに、やっぱりそれには仲介役が要るわけですね、誰かが。それをちゃんと結んでくれるコーディネーターといいますかね、何かね、そういう人がいれば、非常に遊びで、趣味でやっていることがお金に、サイドビジネスにつながる。歳をとっても、やっぱり仕事とか趣味がビジネスにつながるような、少しでも、そしたら、自分のお小遣いとか、お孫さんにお小遣いとかというようなこともあるし、何かそういうふうな分野分野でそういうあれをする人があって、月に一遍どっかでというような、そういうきっかけができればなって、今思いつきました。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

思いついていただいてうれしいです。私も、そうやって高齢者の方たちが、町長も言われたように、私もそう思っているんですよ。なので、本町でも、この高齢者の方たちがもっと自分の意思で選択できるような社会になっていってほしいなと思います。

そしたら、2番目に行きます。（2）ですね、資産形成のセミナーの開催についてなんですけど、何でもまたこういった質問をしたかといいますと、最近ホットな話題として、年金2,000万問題があったと思うんですけども、これで何か2,000万という数字ばかりひとり歩きしていったと思うんですが。

あの金融庁からの報告書、私も少し読んだんですけど、そこで重要だなと思ったのが、この老後の生活において、公的年金以外で賄わなければいけない金額がどのくらいになるか、年代別でちゃんと考えて、生涯にわたって計画的に長期の資産形成だったり、管理をしていくのが重要ですよって書いてあったんです。確かにそうだなとは思ったんですけど。

それで、私の同世代の方たちに、こういうことの書いてあったばってん、どがん思うとか、老後の不安って何とか、いろいろ聞いたりしたら、やっぱり年金とかお金ですね、不安って言われる方が多数いらっしゃったので。それで、でも、どがんしてよかわからんちゃん、教えてほしかというような声が上がったので、こういった質問をさせてもらったんですけども。

先ほど答弁で、短期大学やったですっけ、の子育て・親育ち講座で考えていくこともでき

るよと答弁いただいたんですが、この子育て・親育ち講座は、こういった対象、世代とか、こういった年齢のお子さんをお持ちの方が対象で受講されているんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この講座の対象は、未就学児の子供を持たれている家庭が対象というふうにしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、この未就学児ですけど、子育て支援という考え方でいったら、未就学児以外にも、小中学生のお子さんをお持ちの方とか、高校生のお子さんをお持ちの方とかの世代にも受講できるように、もし、資産形成のセミナーを開催していただけるのであれば、そのときは拡大していただけることは可能ですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの子育て・親育ち講座の対象が、ちょっと未就学児の子供さんを持たれている家庭ということで、今、子育てを始められたばかりの家庭を対象としておりますので、講座もそれに特化したような内容になっておりまして、それ以上の子供さんを持つ家庭に対象を広げて、そういった資産形成に係るようなセミナーを開いてはどうかというようなことで、先ほど町長の答弁の中でも、もしかしたら、この講座で、長崎短期大学の先生方の中で、もしそういった知識をお持ちの方がいらっしゃればそれも可能だと思いますけれども、そこはちょっとまだはっきり協議してみないとわかりませんので、ことしの講座があるときに講師の先生方にちょっと尋ねてみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

では、今、本町で開催されている町民講座というのがあろうと思うんですけれども、その中に、知って納得！お金に関する豆知識というのが好評とのことですが、この講座の対象が、本町在住、または在勤の方とありますが、どのような年齢層の方が受講されていますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この講座については、平成30年度と今年度、令和元年度と行っております。平成30年度については、全体で15名の方が受講されておまして、15名といいましても、年に10回ある講座でありまして、15名、60代が7名、50代が5名ということで、60代、70代で全体の8割ですね。令和元年度についても、60代8名、70代8名ということで、60代、70代の受講が多くなっている状況であります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

また、いきいき大学のほうでもそういった講座を開催していただけるような回答はあったんですけども、昔は高齢者いきいき大学って高齢者がついてたんですけども、今、いきいき大学になっていると思うんですけど、こういった年齢層の方が受講されていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いきいき大学については、昨年度から年齢要件を撤廃しまして、成人であればどなたでも受講できるというふうに改変をいたしました。しかしながら、どうしてもやはり受講の中心は60歳以上の御高齢の方が主な状況でございまして、なかなか若い方が受講していると、増えていることは事実でございますが、大きなウエートを占めているまでには至っておりません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、今聞いた中では、やっぱり未就学児のお子さんをお持ちの世代と、あと60歳以上の方しかそういったのになんてことで、この間の方たちがどこにも入られていないなと思うんですが。

ちょっと隣の佐世保市で、子育て応援の一つということで、子育てママのためのマネー講座というのが開催されていまして、ちょっと気になってのぞいてきたんですけど。そこで参加されていた人たちは、確かに、まだ妊娠中の方、ちっちゃいお子さんをお持ちの方、中学生のお子さんをお持ちの方、ちょっといろんなばらばらでいらっちゃって、本当に子育てという一つのくくりでいろんな人が来ていいよとされていたんですけども。

そこでどういった講座だったかというのと、人生の最大資金とはとか、ためると増やすの違いとか、インフレとお金の価値とか、そういった知識編から、家計の中にも生活費、居住費、

教育費、レジャー費とか、保険、税金とか、いろんな項目があると思うんですけど、こういった項目の黄金比率を、黄金比率ってこのぐらいでいったほうがいいよみたいな感じの実践編まで、誰に聞いていいかわからないようなこととか、教えられていて、しかもアットホームで、コーヒーとケーキを飲みながらすごいアットホームな感じでされていたんですね。それが本町にもあってほしいなと思ってですね。

そしたら、この子育て・親育ち講座では未就学児かもしれないですけども、また子育て支援の一つ、この講座以外にも、もし大学の先生が、いや、ちょっと自分のところでは難しいですというような御回答が来た場合は、この佐世保市がやっているような子育てママのためのマネー講座みたいな感じで、また子育て支援の一つとしてできたりはできないですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど言われた、その佐世保市で行われている講座ですか、セミナーですかね。そういった状況も、こちらとしてどういった、果たして成果が上がっているのか等も検証しながら、現在こちらで取り組んでいる、その子育て・親育ち講座の延長という形になるかもしれませんが、その中で、短期大学の先生が専門的な知識を持っていらっしゃる方がいらっしゃって、可能だということであればできないことはないと思いますけれども、ちょっと難しいかもしれませんので、そこはちょっと十分検討してみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど話の中での知って納得！お金に関する豆知識という講座は、先ほど言われているようなキャッシュレスの話だったりとか、生命保険の話、あと、お金の、暮らしの税情報だったり、お金の話とか、結構多岐にわたって講座が受けられます。これは何も高齢者だけが受ける講座じゃなくて、土曜日の午前10時から開催していますので、子育て世代でも十分受けられる時間帯に設定をしております。そこをとりに行くというか、情報をとりに行くか、行かないかは、やっぱりその町民の方の意識にもかかわってきますので、条件はある程度整っているということで、こういうPRの仕方でもまずいのであれば、もうちょっと、そういう子育て世代にも届くような方法も考えていきたいと思っておりますので、こういう、今ある講座というのも十分活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、この豆知識のお金に対する講座なんですけど、この申込書がありますけど、この申込書で申し込まないとできないですか。途中参加とかも大丈夫なんですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この町民講座の場合は、この豆知識に関しては、全コース受講する必要はなく、途中からの参加でも十分対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

でも、確かに私もこれを見て、万一のときのエンディングノートづくりとかあるんですけど、これはちょっと高齢者向けかなとは思いますが、お金にまつわる身近な話題とか、気をつけンば消費者トラブルとか、お金と上手につき合おうとかいうような、今後講座があるから、いい講座だなと本当に思ったんですよ。

確かにこういった町民の方たちの金融リテラシー、お金に対する知識を上げる講座というのはとてもいいと思うので、もうちょっと、もしかしたら、ここでPRしとこうかな。来ていただければいいなとは思いますが、あと、こういう声もあるんですよ。時間がないからなかなか行けないけん、何か動画配信とかあったら助かるんだけどねというような話もあるんですが、もし、そうやって、いきいき大学でもそうです。そういったセミナーをしていただけたときに、先生の講座のお話を動画配信することはできないですか、可能ですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そこまでの考えは今のところありませんでしたけれども、ビデオに撮ってそういうのができるかどうかは、もちろん検討していかないといけないと思うし、もう一つ言えば、動画で配信すれば、本当に忙しい人でも見るのかということも、そこはどうなんだろうということもちょっとあるし、忙しい人は忙しいんじゃないかなと思うこともありまして。あとはこの豆知識については、申し込み期間は過ぎていますが、一応、あきの部分もあると思いますので、ぜひ商工振興課のほうまで問い合わせをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いきいき大学の話がちょっと出ましたが、エリアは限られると思いますが、テレビ波佐見さんのほうで放映をされておりますので、録画していただいてゆっくり見るということも可能だと思いますので、選択肢の一つかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

何で動画配信と言ったかという、この波佐見テレビは流れているけれども、見れない地区のところだってあるし、あと忙しい人は動画も見ないんじゃないかって言われるんですけど、意外と寝る前って、Y o u T u b eとか見たりするんですよ、忙しくても。だから、やっぱり動画配信って今からはいいのかなと思って、済みませんね、反抗しましたけれども、思っています。

何でまたこういった、言うたかという、金融広報中央委員会というのが、ことし3月にこの金融リテラシーといって、お金に対する知識とか判断に対する調査をされていて、長崎県の特徴というのが載っていたので、ちょっと一つ紹介したいんですけども。この金融知識だったり判断力に関する問題での正解率が、長崎県54%だったんですよ。それが47都道府県ワースト5位だったんですよ。それに対して、うんにゃ、自分は金融知識に自信ば持つとっばいと答えた人の割合が47都道府県、上から15番目だったんですよ。

その結果を見たときに、ちょっとここでは言いづらいんですけども、知ったかぶりばしとるばってん、あんまり知識のなか人が多いんだなと思って。なんで波佐見町でも、もうちょっとこういったお金に対する知識もどんどんつけていってもらえれば、本町の金融リテラシーも上がるし、また、少しでも若い世代の人たち、老後に向けて、やっぱり不安とかたくさん持っている方、多いんですよ。それに対するその不安を取り除くきっかけになってほしいなって思って、こういった質問をさせていただいたんで、本当にいろいろと検討するところは多いと思うんですけども、よろしく願いしたいということで、次に行きます。

じゃあ、次、リカレント教育についてなんですけれども、最近このリカレント教育ってよく耳に思うんですが、欧米と日本ではちょっと意味合いの違うところがあるんですけども、日本で言われるリカレント教育というのが、学生ば卒業した後に就職して、またその後、ステップアップだったりスキルアップのために、自分で学び直して、また次の仕事に生かすとか違う仕事についたりすることを日本はリカレント教育と言っているんですけども。リカレントという、この言葉の、単語の意味というのが、循環だったり、流れという意

味がありますので、私はこの波佐見版として、退職された人、シニアの方たちがスキルをたくさん持っていらっしゃると思うんですよね。そういうのを若い世代に継承というか伝承していく、こういった仕組みが波佐見にあれば、多世代の教育になるし、ともに生きていくの共育になるし、また人材発掘にもなっていくんじゃないかと思って質問させていただいたんですけれども。

先ほど、その南小学校のほうで、ふるさとまつりで職業体験のようなことをされていると言われましたけれども、このきっかけって、どういったことからこの南小学校で職業体験が始まったのか、ちょっと少しお伺いしていいですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

南小学校の南っ子ふるさとまつりについては、日曜参観の形で以前からもされておりました。以前は、午前中が総合的な学習の時間の学習発表会、そして昼を挟んで午後からはいろんな地域の行事とか、皿山人形浄瑠璃もされたですかね。あと動物を集めて動物学習をしたりとか、そういったイベントごとをされておりました。

ただ、そういったものには限りがあるというふうなことも含めて、昨年度から、やはり地域に根差した学校教育をというふうなことで話を進められて、学校の中で話をして、また学校支援会議の中で地域の方にそういった投げかけをしたときに、商工会のほうからそういったイベントごとをしたい、青年部の方が積極的に動かれて、そういったものをしたらどうかというふうなことで、学校の中で話し合いをされてそういった形になりました。

今後この南っ子ふるさとまつりについては続けていきたいというふうな学校の意向もありますので、この形を南っ子ふるさとまつりの日曜参観の形として今後やっていきたいというふうなことで進めておられます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

この商工会の青年部の方たちの御協力ってすごくありがたいなと今思いました。

そしたら、このふるさとまつりで青年部の方たちがされている職業の、職種についての職業体験をされているということですから、じゃあ、子供が自ら考えてつくる、何か自分がしたいなというような仕事に対して、シニアの方たちが、そしたら自分たちが、その仕事の技術やったら自分たちが教えられるよみたいなサポートですよね。という、子供が考えた

という視点がないのかなと思うんですけども、そういった視点も必要かなと思うんですけど。

例えば、これも佐世保市なんですけれども、佐世保市でミニさせぼという、子供たちが考えて決めたものを、仮想のまちとして、そこで就業体験をするようなことをされているんですけども、御存じですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁にあるとおり、近隣のまちで類似のものがないだろうかということで調べたときに、今、議員さんがおっしゃったミニさせぼの事例がヒットしました。内容については、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、子供たちが仮想のまちをつくると。その中で知識やスキルが足りないことについて大人が手助けをするという内容でございました。そういった内容については理解をしておりますが、波佐見町においては、先ほど教育長が言ったとおり、南っ子ふるさとまつりを行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

先ほど次長から知っていると言われてよかったんですけど、そしたら、私が何でこの波佐見版のリカレントをと言うのかということ、確かに退職した方たちの、シニアの方たちって、すごい技術だったり、スキルを持っているから、でも、それと子供たちをつながたいと思ったときに、この循環というのでリカレントと思って、ちょっと言っているんですけど。

この、先ほど言ったミニさせぼなんですけど、発祥ってドイツのミュンヘンなんですよね。このドイツのミュンヘンで、7歳から15歳までの子供たちが運営する子供のまち、ミニミュンヘンというのが発祥で、それがどうも日本に入ってきて、日本では商店街活性化と結びつけたり、地域通貨とか経済を学ぶ一環として、こういった、各地でいろんな形を変えて、さまざま開催されております。

なので、ぜひとも、この波佐見版として、確かに教育関係は忙しいとは思いますが、夏休みとか冬休みとかを利用して、子供たちが自分たちで決めたことを大人が認めて、それに対してシニアの方たちがサポートする。自分の経験を生かして先生になっていただくような取り組みというのをぜひとも今後考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

これからの学習の場面で、自ら考え、自ら判断し、自ら解決していくという学習の方法があります。そういったいろんな体験を通して、自分で考えられるような、いろんな形というものを考えていきたいと思いますし、リカレント教育についても、そういったこと、地域の先輩方をしっかりと学びながらやっていく方向に教育界としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

ちょっと時間がないので、済みません、次に行きます。

2番の乳幼児子ども福祉医療について、ちょっと入っていきます。先ほど答弁ではちょっと厳しいようないろいろ答弁をいただいたんですけども、この小中学生のお子さんをお持ちの保護者の方たちから確かによく言われることで、一旦窓口で医療費ば払って、また後日、助成金の申請をするというのが本当に面倒やし、時間もかかると。また、多子家庭ですと、この領収書の整理だけでも時間ばとられてしまうって、どがんかしてくれんやろうかと、よく言われるんですけども、この現物支給というのは保護者の願いでもあるんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに議員おっしゃる意味は十分理解しますし、保護者の願いでもあるということもよくわかっております。行政としては、この現物給付を否定しているわけではなくて、むしろ子育てをされている家庭の経済的負担の軽減というのを考えた場合には、そうあることが望ましいというふうに思うんですけども。これについては、さきの町長も申しましたとおり、諸条件が整わなければその現物給付に踏み切ることがちょっとできませんので、そういった意味において、現時点での実施は現実的にちょっと厳しいというふうなことで回答させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、県内の状況を少し調べたんですけど、この中学卒業まで現物支給をされている

市町というのが、長崎市、平戸市、対馬市、あと一つが佐々町。この佐々町ですね、波佐見町と同規模だと思う、ちょっと波佐見よりも少し小さい規模の佐々町がされております。そしたら、本町でもできるんじゃないかなと思うんですけど、もう一度。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど、諸条件が整わないと難しいと言ったのは、一つは医療機関の問題があるわけですね。医療機関にかかった医療費につきましては、現物給付の場合、御存じのとおり、その800円、もしくは1,600円を保護者からもらって、それ以上の医療費については、この医療機関自ら、国保連合会とか社会保険診療基金に請求するという新たな作業が入ることになります。これは県下統一して、全ての市町が現物給付で今後やっていくんだということになると特に問題はないんでしょうけれども、その医療機関にかかれる患者さんというのは、市内在住の方だけとか町内在住の方だけというふうなことには限りませんので、いろんなところから来られているということで、その方の住所地によって、現物給付とか償還払いが混在するような形になって、混乱が生じると。また、間違いも起こしやすくなるというリスクも生じてくるわけですね。

ですから、医師会とか医療機関がそういうことを承知でそれをやってもいいよというふうなことで了解をされれば、その問題はクリアするわけですがけれども、もう一つは、町の財政の状況、問題もちょうとあるわけです。毎回ちょっと財政の状況を引き合いに出して大変恐縮なんですけれども、現在その子育て支援とか、あるいは高齢者、障害者のサービス給付費に要する扶助費の全体予算に占める措置率というものは、本町と類似団体を比べてもかなり高い状況になるわけですね。

これは、また本町でこの現物給付に踏み切るとなった場合には、国とか県の財政支援がありますので、全て一般財源で賄うということになって、じゃあ、その資金をどこから入手するんだということが非常に難しい、悩ましい問題になってくるわけであります。無理に予算をつけるとなると、他の事業予算をカットすることになりますし、その事業の進捗に影響を与えてしまうようなことにつながりますので、そういったことで、その両方がクリアしなければ、この現物給付の実施にはなかなか踏み切ることができないということでありますので、そういった状況があるということを御理解いただけないかなと考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

その条件だったり、その財政の問題、確かに重々承知なんですけれども、この間の9月4日の長崎新聞に、長与町と時津町が、その隣町同士、相互の利便性を考えて、この子供の福祉医療、福祉医療費助成について、小中学生の支払い方法を来年の4月から現物支給にするという、この条例改正案が議会に提出されたというのが載っていました。これを見たときに、少し波佐見も希望があるかなと思ってちょっと今言っているんですけれども。先ほど言われた、医療機関だったり、医師会だったり、そういった医療機関ですね、関係機関との合意形成とかが必要ということですが、そしたら、本町でしたら東彼の医師会になるのかなと思うんですが、そしたら川棚町だったり、東彼杵町と、この協力して、協議して、そういった関係機関等のいろんな協議とかはできないんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに波佐見だけでやる問題ではないと思いますので、もしやとなった場合には、東彼医師会、東彼杵郡3町で一緒に足並みをそろえてやるのがいいというふうには考えております。ですから、そういう時期が来ましたら、3町合わせて一緒にやって、医師会のほうには相談をさせていただきたいというふうになりますけれども。

時津、長与の条例改正も引き合いに出されましたけれども、これはやはり予算の裏づけがあって初めてできることでありますので、先ほど言いましたように、本町の場合は、ちょっと財政上の問題から、まだその段階にないということで、ちょっと難しい状況にあるということをやちょっと御理解いただきたいと思いますし、川棚町、東彼杵町にも、この現物給付の問題についてちょっと話を伺ったことがあるんですが、うちと同じような状況があって、やはりまだ現段階では考えていないということでしたので、その御報告をあわせてさせていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

済みません、そのいろんな扶助費が波佐見町は確かに高いというのは、私もすごく重々承知なんですけれども、もし、この現物給付となった場合に、どのくらいの負担になるのか、試算されましたか。試算されていますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在、現物給付、未就学児にかかる医療費の実績が大体1,400万ぐらいになります。これを小学生以上の高校生まで対象を広げて現物給付というふうなことになった場合の試算というところでございますけど、はっきりはまだ出ていないんですけども、ざっくりで申しわけないんですが、かなり年齢が上がると病院にかかれる方も減ってきますので、数としてはそんなに大きくはないと思いますけども、予算からすると、1,000万から1,500万ぐらい、それに費用がかかるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

先ほどのその1,000万から1,500万というのは、小学生、中学生、高校生が全部現物支給にした場合ってことですか。確かに、私も子育てをしているのでわかるんですけども、病院に行くのって、すごく3歳ぐらいまでが多いんですよ。そうですね、保育園の最後の3歳から4歳にかけたら、もう、あんまり風邪引かんごととなつてですよ。小学校からとなったら、めったに風邪引かんです。行ったとしても、何カ月かに一遍です。中学生なんて、どっちかというと、たまにインフルエンザとかかかる、流行のやつとかけがぐらいかなと思うんですけども。なので、その未就学児と比べて、この1,000万から1,500万でありますけども、もしかしたら、ここまでかからないんじゃないかなと私は今思っているんですよ。

確かにこの現物支給がもし難しかったとしても、大村市というのは代理申請方式というのをとられていて、どういう方法かという、1回、病院の窓口でお金を払うんですよ。健康保険の自己負担分は払って、支給申請を保護者じゃなくて医療機関がされて、申請があった診療分について助成金が保護者の口座に入ってくるというようなのが代理申請方式なんですけども、確かに申請するのが保護者か医療機関かって違いで、お金がかかるのは代理申請だろうが現物支給だろうが変わらんとですけども、その条件ですよ。その医師会とか医療機関とかの意思形成がとれなかった場合は、こういった代理申請の方法とか、考えたりする余地というか、検討するところはできないんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

大村市で今とられている、その代理申請方式ですかね、というのは、今、議員おっしゃったように、病院にかかれたときの医療費は一旦はその全てお支払いしていただいて、通常

800円、あるいは1,600円超える分については、保護者の方が役所窓口に行って請求申請されるのが通常なんですけども、それを医療機関がかかわってされるというところで。そこら辺については、全てかかれる世帯の請求申請を全部やられるのか、あるいは保護者に申請はされますかとお尋ねされて、了解されたところだけされるのかというところはちょっとわかりませんので、大村市のほうにどういった状況かというのを、こちらとしてもお尋ねしながら研究してみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

いろいろ調べられてみてほしいと思います。

また、こういった現物支給が難しいというのをずっと聞いてて、ほかのやり方とかないかと思って、こういう質問もさせていただいたんですけど、今の現状では厳しいのかなどは思いますが、先ほど試算された1,000万から1,500万、もう一回、ちゃんと調べていただきたいなと思います。後で教えてほしいなと思います。

今後進展していったほしいという希望を残して終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分いろんな面で、この現物支給のあれは聞いておりますし、また東彼3町は特に難しいところもありますが、今のところのお話を十分踏まえて、やっぱり協議をしながら、そして、3町の協議をしながら、そしてまた医師会との協議をきちんとして、そして、全部の合意形成をとった上で、やっぱりどこかにリスクは出てくるだろうというふうに思っておりますので、研究検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時 散会

第2日目（9月11日）（水曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（9月11日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第3回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を行います。順次発言を許します。

6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、おはようございます。

私は、通告に従い、次の2件を質問いたします。

まず、第1に鴻ノ巣公園の再整備についてでございます。

昭和59年1984年に開園いたしました鴻ノ巣公園は、レクリエーションやスポーツ活動、観光の場として町内外の多くの利用者に親しまれております。しかし、各所に改善の必要も多く、再整備について、次の事項を問います。

- （1）除草や高木の伐採について。
- （2）案内板の増設について。
- （3）イベントの際の駐車場不足対策について。
- （4）野球場後方にある遊具や園路の吸い殻容器の供用について。
- （5）園内樹木の名板、樹木の名札でございます、この設置について。
- （6）グラウンド西側の排水用調整池の堆積土砂除去について。

続きまして、第2に、観光行政についてでございます。

平成30年に本町を訪れた観光客数は約105万5,000人で、年々増加傾向にあり、本町の産業や経済、文化に及ぼす効果は大きい。今後ともさらなる観光客増を図る必要があると思うが、次の事項を問います。

- （1）観光客が本町の経済等に及ぼす効果について。

(2) 外国人観光客の受け入れについて。

(3) 高速バスの波佐見・有田インターでの停車増について。

(4) 町観光協会について。

①観光協会は本年12月1日に法人化される予定ですが、そのメリット・デメリットは何でしょうか。

②その後、DMO法人化を予定されておりますが、そのメリット・デメリットは何でしょうか。

(5) 課の名称を「町商工振興課」から「町商工観光課」に改称できないか。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1番、鴻ノ巣公園の再整備について。

(1) 除草や高木の伐採について、(2) 案内板の増設について、(3) イベントの際の駐車場不足対策について、(4) 野球場後方にある遊具や園路の吸い殻容器の供用について、(5) 園内樹木の名板設置について、(6) グラウンド西側の排水用調整池の堆積土砂搬出についての御質問ですが、鴻ノ巣公園は御承知のとおり、昭和59年にオープンしており、ナイター照明を有した多目的広場やテニスコートのスポーツ施設をはじめ、記念の森や野鳥の森などの自然体験学習施設、屋外遊具施設や芝生広場を備えた子供から大人まで楽しめる公園として、年間を通じ、町内外の多くの人たちに親しまれています。しかしながら、オープンから35年が経過し、あちこちで施設の老朽化が見られているところです。

まず第1の草刈り等の除草作業については、環境美化作業員で計画的に対応しています。低木管理や高木の伐採については、樹木維持管理費を計上し実施していますが、面積が広いため、支障がある物を優先しています。

次に、案内板は、万年橋手前の県道川棚有田線に2カ所と、町道南部線の波佐見高校前に1カ所、乙長野公民館前に1カ所設置し、鴻ノ巣公園へ案内をしています。

次に、イベントの際の駐車場が不足しているとのことですが、年間のほとんどのイベントにおいては、駐車場は十分対応できております。しかしながら、年に一、二回の行事においては、公園の駐車場のみでは不足し、小学校体育館や保育園前の駐車場を利用されています。

が、それでも不足するときがあるようですので、行事を主催する関係者に、マイクロバスや乗り合わせなど、車の利用方法についてお願いしたいと思います。

次に、遊具施設については定期的に点検を委託しているところですが、公園の山の中にあるアスレチックは使用禁止としており、今後は撤去をしたいと思います。また、園路内に設置のたばこの吸い殻容器についても、ここ数年間、利用された形跡がありませんので、撤去をしたいと思います。

次に、園内樹木の名板設置については、記念の森広場に樹木の説明板が設置してありますが、経年による汚れ等が目立っていますので、補修を行いたいと思います。

次に、グラウンド西側の排水用調整池の堆積土砂搬出については、平成28年度にしゅんせつ工事を実施しているところですが、数年が経過しており、公園からの土砂が流入しているようですので、調査を行い、必要であれば、次年度以降にしゅんせつ工事を実施したいと思います。

次に、観光行政について。

平成30年に本町を訪れた観光客数は約105万5,000人で、年々増加傾向にあり、本町の産業や経済、文化に及ぼす効果は大きい。今後もさらなる観光客増を図る必要があると思うがという御質問ですが、まず、観光客が本町の経済等に及ぼす効果について。

議員御指摘のとおり、本町を訪れる観光客は年々、増加傾向にあり、平成13年の48万人から平成30年の103万7,000人と倍以上の増加となっています。観光客がもたらす経済効果としては、単純に観光消費額で計ると、日帰り客の一人当たりの単価が平成30年で4,455円ですので、日帰り客数の95万人を掛けると42億3,000万となり、宿泊客では単価が8,826円に対し、宿泊数が4万3,000人ですので、3億8,000万で、合計すると約46億円の消費額となります。これは、平成29年の4人以上の工業統計調査による窯元の工業出荷額に近い数字であり、本町経済に及ぼす影響は極めて大きいものと認識しています。

次に、外国人観光客の受け入れについての御質問ですが、本町を訪れる外国人観光客数は、平成30年の観光統計によると、年間4万1,485人であります。そのうち、宿泊者数は1,042人で、国別に見ると、中国、台湾、香港が約200人ずつ、次いで韓国の120人、アメリカが100人、タイが80人と続きます。本町を訪れる外国人は、クルーズ船のようにバス何台も連ねての来町ではなく、個人旅行の形態が多い状況です。受け入れ態勢としては、英語ができるガイドの配置や4カ国語対応のパンフレットを用意するなど対応していますが、まだまだ不十

分で、今後、インバウンド対策にも力を入れていく必要があります。

次に、高速バス波佐見・有田インターでの停車増についての御質問ですが、佐世保長崎間高速バスの波佐見・有田インターでの停車便増加要望については、昨年12月議会の一般質問においての答弁のとおり、運行されている西肥バスと長崎県営バス両社に対して、文書によって、増便に対する要望書を令和元年7月16日に提出しています。要望書提出に当たっては、佐世保長崎間の高速バス利用者等への聞き取り調査や利用状況等を精査し、利用者数は決して多くはないものの、利便性向上による利用者の増加や観光需要による増加が見込めると判断し、そのような本町の観光ポテンシャルの高さなど、優位性を強調しながら交渉しました。両社からの回答は現時点では来ていませんが、両社協議の上、回答するとのことでした。また、もし、停車便の増便となっても、変更時期は新年度のダイヤ改正など、区切りがよい時期になるとのことでした。

次に、町観光協会については、本年12月1日法人化される予定だが、そのメリット・デメリットは何か、また、その後、DMO法人化を予定されているが、そのメリット・デメリットは何かという御質問ですが、法人化することで社会的な信用や認知度が得られるとともに、組織力の強化や自主性を持った事業展開が可能になり、積極的に事業を展開し、観光の産業化を目指すことができると考えています。例えば酒類の販売や旅行業、通販業への参入、オリジナルキャラクターの商標登録なども可能になるなど幅広い自主事業が可能となり、観光振興に向けた新たな展開も期待できます。DMOに関しては、登録することにより有利な補助金の獲得が可能となるなど、あらゆる事業を開始し、展開することに大きなアドバンテージを得ることができます。また、観光協会は、行政の許可や指導を受けることにより、組織としての意思決定がおくれがちな点がデメリットでしたが、DMOでは、地域が主体となってアクションが取りやすい仕組みが整えられており、観光協会の短所を解消するとも言われています。デメリットというより課題についてはたくさんあります。地域が観光で稼げるようになるには、民間企業では当たり前に行っているマーケティング視点に基づいた戦略が必要です。その上で関連業界の利害関係を調整したり、行政とやりとりしたり、地域住民との橋渡しを行ったりと、地域の中心となって機能しなければならず、そのような人材を育てていくことが重要となります。将来的には、補助金への依存度を低くしていかなければならず、事業実施のための資金調達を行い運営するという、今までなかったリスクも生じるなど、経営手腕が問われます。今後は、法人として、DMOとして経営が成り立つように、収益金を

確保していくことはそう簡単ではありませんが、成功するよう、側面からサポートしていかなければなりません。

5番の、課の名称を「町商工振興課」から「町商工観光課」に改称できないかという御質問ですが、本町の観光需要が増加してきている中で、観光に力を入れるという意味合いから、課の名称に観光という字が入るのは意義があると思われますので、改称についても、今後、検討を十分していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、除草や高木の伐採についてでございますけども、見られればおわかりかと思いますが、今回は特に、主に、グラウンド側について申しますけども、グラウンドの侵入口、最初のドアのところから、それから、駐車場のドア、そしてまた園路の一部、こういったところに草の繁茂が著しいわけです。現在、計画的に草刈りをされてるというふうに、あるいは高木の伐採をされてるかと思っておりますけども、この辺は年に何回ぐらいされておりますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

樹木の管理等については、1年間の契約を委託しております。業者によりますと、一、二回、環境美化作業員につきましては、地元から苦情とかあったとき、そして私たちが見てあまりにもひどいなと思ったときに依頼をするように行っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今の回答で申しますと、業者による1年間の契約が年間一、二回、そしてまた、特に著しいときは、環境整備の方に言われて、これはもう随時できると、そういうことでございますかね。その一、二回というのが、鴻ノ巣グラウンドの場合は何回になりますか。1回ですか、2回ですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今年度の場合を言いますと、今のところ1回で、樹木の管理を協議をいたしまして、この部分をしてくださいと、そういう調整をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

草刈りはどのくらいされますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

草刈りは、環境美化作業員さんに、今、1回依頼をしたところです。

○6番（脇坂正孝君）

ことしのように、特に雨が多いときは草もよく茂っております。そういった意味から、回数をそれに応じてできるようなシステムといったことができないものかと思っております。町外からも参加者がある大会が多かったり、それから、郡大や県体のイベントもありますので、そういったときはグラウンドの除草を含めて臨時的に実施をお願いできないかと思っておりますが、そういった少しその辺を緩やかに回数を増やしてもらおうというふうな方向はできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

失礼しました。草刈りについては、定期的なものというか、一応、ここをしてくださいというのは、それは1年間の中で頼んでいるところもあるんですけども、脇坂議員が言われますように、ことしとかは草が生えるスピードが多かったと。そういうところに関しては、気づいたときに、また、要望があったときにはやっておりますけども、議員おっしゃるとおり、回数になるべく多くなるようにこちらのほうでも努力したいと思います。また、教育委員会のほうでも、グラウンドの中とかは草刈りを委託されているところです。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

近々、町長杯のグラウンドゴルフ大会があると聞いております。それに伴って、まだ多分きのう私見たんですけども、草も茂っておりました。グラウンドの除草もできておりませんでしたけれども、これは土曜日か日曜日ぐらいですが、その辺は間に合いますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど、建設課長が言ったとおりなんですけど、先週金曜日に教育委員会の職員がグラウン

ドの中を除草しております。見られてまだ足りないということでしたので、事務局に帰ってまた、職員に指示して、足りない部分は除草させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

この辺は予算のこともあるでしょうけども、草の生えぐあいとか、それから、イベントの開始時期とかその辺をよくよく見てもらって、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。そして、今さっきちょっと申しましたけども、園路のグラウンドから登っていく途中、頂上まで行くあのあたりもかなり草が茂って園路まで入り込んできて、そして、これもう長靴はいて行かないと頂上までいけないというふうな状況なんです。ですから、そこら辺もときには見てもらって、安心して行けるような方策をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

園路のほうにもなるべく職員も行きまして、その状況を見て、草刈り等、依頼をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、展望台からの眺望でございますけども、一番頂上に、あれ10メートルぐらいあるんでしょうか、展望台があるわけですが、本来でありましたら、北は佐世保の烏帽子岳からずっと国見岳、そしてまた黒髪山系神六山と、北側はそういうふうに見えます。そしてまた、東のほうは大平岳ですか、そして平瀬田原とか、南は虚空蔵、大村湾、西は郡岳、二ツ岳、この辺が一カ所で一望に鳥瞰できるような公園、展望台なんですけども、残念ながら、現在見えるのが北側と南側なんです。西と東はほとんど見えません。これ、ちょっと小さいかもしれませんが、これは展望台から、10メートルの高さのところから西側のほうを見たところですが、ちょうど乙長野の西とか協和郷区になります。とにかく、ここに桜とかもみじ、こういうのが相当茂っておりまして、ほとんど見えない状態ですね。これも同じく西側ですけども、ここもツバキの木が茂ってったりして、ほとんど眺望はききません。それから、これは東側ですが、ここに本来ならば田ノ頭川内の田原が見えるんですけども、これも全く見えないと。ここら辺が大平岳があるわけですが、まあこういった状態ですね。田ノ頭川内の民家もほとんど見えません。そしてもう一つですけども、中腹にあずまやがありま

して、ちょっと中に二、三十メートル入る中腹の展望台があるわけですけど、ここもこっちが手前ですが、ここに座ってまず見えませんし、立ってもここもほとんど三方、木が生い茂ってますので、眺望がきかない。こういうふうな状況になっております。したがって、何年か前にスギとかヒノキの伐採をされたと聞いてはおりますけれども、その手前のスギ、ヒノキもさることながら、その手前に生えています桜とかもみじ、ツバキ、こういったものが相当生い茂っておりますので、こちらのほうもある程度、見える高さ、眺望がきく高さ、その辺で枝でも切ってもらえれば、ちゃんと眺望がきくような元の姿になるんじゃないかなろうかと思っておりますけど、その辺の計画はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

展望台からの眺望に関しては、私たちも実際、登って見てきました。やっぱり議員言われるように、東、西のほうには樹木が大きくなっております。過去平成27年度に樹木の伐採を行っておりますけれども、それは民家というか、個人の木でありました。そのために、補償をいたしまして、その所有者から許可を得まして伐採をお願いしたところです。こっちで、役場で行っております。また、今回につきましても、民有地でございますので、個人の持ち物と思います。それで、そういう補償とかお願いをしまして、承諾を得られれば、計画的に伐採を行っていきたいと思います。また、桜とかもみじについては、町が植えたものと判断されますので、その分については町のほうで伐採をしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

手前のほうの桜とか新たに植栽されたのは恐らく町有地だろうと思っておりますけども、桜、それからカエデ、そういったものは、桜は大きい方が咲いたときは見栄えがいいんですけども、どうしても大きくなり過ぎて眺望がきかないということでございますので、その辺はうまいこといい高さで切ってもらって、そしてまた、伸びたら定期的に伐採をするというふうな方法で今後、計画的な伐採を続けてやってもらえればと思っております。民有地については、私もちょっと話をしましたら、ぜひ協力をしますということでございますので、また、その辺もあわせて伐採を行ってください。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

樹木の伐採については、民有地のものは相談をいたしまして、また、町有地の物については、造園業者に聞きながら、いい伐採ができるように行っていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

次に、案内板でございますけども、私が確認したのは、万年橋付近に2カ所と、それから高校のほうですかね、そしてあと、乙長野の公民館の入り口とか、それからもう一つは遊園地のほう、そこにはちょっとした2メートル掛け1メートルぐらいの案内板があるわけですけども、万年橋からの途中があんまりないわけですね。それで、私は乙長野の外れのほうに住んでるんですけども、あそこら辺まで迷ったって言ってこられたケースもありますし、それから、迷ったという方はほかの皆さんもよくよく来たということで、それぞれ案内をしているわけですけども、今の中間にないためにわかりづらいということで、目の前にグラウンドとか遊園地はありながら別の方向に行ってしまう、そういうふうなケースを聞いております。したがって、改善センターのところとか、それから、井手の元付近、こういったところに案内板がありましたらもっとわかりやすいんじゃないかならうかと思っております。ホームページとかカーナビでも丁寧にわかりやすく案内はしてありますけども、それを使う人は限られておりますので、そういった案内板の増設についても御検討というか、ぜひ実施してもらいたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、川棚有田線に2カ所ありまして、乙長野公民館の前にもあります。それで、もう一つ、波佐見高校の前にも看板がありまして、それは万年橋から来たほうと南部線から来たほうと見れる状態になっておりました。あと一つ、議員おっしゃる井手の元のほうについては看板はないと思いますけども、いろいろな意見を聞きながら検討をしていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

案内板の設置につきましては、高いのでなくてもいいかと思っておりますので、低いほうでも増設をしてもらえればと思います。

そして、イベントの際の駐車場不足についてでございますけども、鴻ノ巣グラウンドの利

用状況は、30年度で874件、約2万5,000人、これは申請があったものだけかと思っておりますが、そのほかに大会時の応援者等を含めれば、相当の数になろうかと思っております。最近では、特に子供たちの大会でも親以外に祖父母さんとか親類さんとかそういった方も見えておりまして、5月にライオンズクラブの少年野球大会があったんですけど、たしか4チームか5チームでもう駐車場はいっぱいというふうな状況でございました。それから、6月の郡内の中学総合体育大会、中総体、これが野球と軟式庭球の会場だったわけでございますけれども、南小の進入路、体育館の裏に民家がありますけど、これがここの民家ですね、ここのちょうど真横、ここは恐らく民家の駐車場ですので、ここは停めなさんだろうと思っておりますけど、ずっとこう並んでおります。そしてまた、もちろん、南小の体育館の前とか、それから保育所、この辺の駐車場は満杯です。先ほどおっしゃったとおり、マイクロバスとか大きい車は体育館の横に停めてありましたけども。そういったことで、大きなイベント、大会のときは駐車場が足りないというふうな状況でございますが、現在、グラウンドのほうには何台ぐらい停められますですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

現在、グラウンドのほうには、上の駐車場に83台、下のほうに37台、計120台分の駐車場を確保しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

恐らく120台ということでございますけども、上はこのときは枠以外にも停めてありましたので、下手すると150台ぐらい停まっとったんじゃないかと。それからまた、道路も100台ぐらいは停まってるのかなというふうに思っておりますけども、どうしても最終的には器が足りないと、車が駐車できる場所の確保が必要じゃなかろうかと思っております。もちろん大会のときの呼びかけはされてるかと思っておりますけども、呼びかけで話が通らないところもありますので、そういったことで今後の計画はございませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

駐車場の不足についてですが、鴻ノ巣グラウンドの駐車場以外に、保育園のところに50台、それと南小の体育館の周りに65台、これで115台、それと、鴻ノ巣広場のほうに29台の駐車

場の確保ができてるんですけども、それ以上に来られると、やはり公共の施設としては不足している状況になります。そういうスポーツを開いている主催者の方に、どういうふうにしておりますかと尋ねたら、協会としては駐車場は限りがありますので、許可証を事前に配布して、これだけしか停められませんというふうな手配をしているところですよという返事をいただいております。ただ、それ以上に来られると不足してしまうというのがあります。あとは、主催者のほうで、農協の育苗の広場とかありますので、そういうところを借りていただければと思います。これは、通常的に満杯をしているというものであれば考えをせんといかんとですけども、年に一、二回であったら、主催者のほうでもその辺を考えていただきたいとお願いしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その辺は、イベントの折にでもそういった多くの来場者が見込まれるという場合はそういった方針でお願いしたいと思っておりますけども、駐車場増対策についても継続して御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、野球場後方にある遊具や園路の吸い殻置き場の供用です。今、町長、答弁のとおり、アスレチックの遊具は撤去するというふうなことでございますけども、一応、こういうふうなものです。かなり、もう40年前の物でしょうし、これは時々検査をしてもらわないかんわけですよ。そういったことで恐らくされてないと思っておりますけども、それにもう山の本が生い茂って、ここも昼間でも暗いような状態なんですよ。そういったこともありまして、先ほど吸い殻入れもどちらも撤去ということでございましたので、計画どおりお願いをしたいと思います。

それから、続きまして、園内樹木の名札、これが今ありますが、恐らく開園時に設置されたと思っておりますけども、1枚ものですか、120センチ掛け100センチの1枚板に40種類の樹木を書かれてあります。それが1本の樹木、120掛け100ですから、こんくらいなんですよ、10センチ掛け10センチの、1本の木がそのくらいに書かれておりますので、これは現物と照合するとなったらとてもじゃないし、わかりづらいわけです。その木があるところまで行って、あら、この木は何だったかなというふうな思いもせんばいかんし、したがって、一番いいのは園路のある、ずっと回れるような、あるいは特別な木とかは樹木の枝にぶら下げて、この木はどんな名称ですよというのが一番わかりやすいんじゃないかと思っております。

けれども。それから、ここも野外学習施設となっておりますから、なおさらそういうのが必要だと思いますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね。野鳥の森広場とかそういうところには、樹木の看板と野鳥の看板が設置しております。議員おっしゃるとおり、もう30数年が経過しておりますので、少し色が落ちたりしている状態です。その補修もせんといかんかなと思っておりますけども、おっしゃるとおり、大きな樹木とか貴重な樹木に名札をつけるということも一つのアイデアかなと思いますので、検討をさせてもらいたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、6番目のグラウンド西側の排水用調整池でございますけども、こういうふうな状態ですね、今。ここがずっと、恐らく200坪ぐらいあるだろうと。所有者の話ですが、このふちまで土砂が入り込んできておりまして、これが水です。ですから、ほとんど深さはないわけです。ここが水路になっております。そして、この手前に3メートル掛ける4メートルぐらいでしょうかね。1回掘られた跡が確かにあります。しかし、そこも満水しておりまして、調整できる貯水能力はまずないというふうに思うわけです。したがって、下流のほうの民家、あそこからずっと水路をつくって、中の川まで流してあるわけですが、一度、その水路が氾濫して、近所の床下まで入り込んだというふうな経過もありますので、木の間とかも含めて、土砂の撤去をまずお願いしたいと思います、後々の水害等の防止ということもありますので。今、排水路は確かにきれいにしてありましたけども、ここの水をためる場所がこういうふうな状態でございます。この辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員からお話を聞きまして、現場を私たちのほうでも調査をさせていただきました。今、おっしゃるとおり、二、三メートルのプール状に約1メートルほどしゅんせつをして、土砂だめを平成28年につくっているようです。ため池全体としては、たくさん土砂が入ってる状態なんですけども、それを取ったらどうかというともあったらしいですけども、その当時、この土砂を取ってしまったら、水がいっぱいたまってしまうと、反対に危険な状態になるだ

ろうという判断をされて、水をためる分、一時的に土砂をためれば、側溝には流れないだろうということで、平成28年にそこまでのしゅんせつ工事をされているということで、その辺、ちょっと調査しまして、どうすべきか検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、観光行政のほうに入りたいと思います。

観光客が本町の経済等に及ぼす効果ということで、観光消費額について、先ほど町長から答弁をいただいたところでございますけども、私は、これは観光客の客数と合わせて、消費額もぜひ発表をしていただきたいと。105万人、これでいきますと103万7,000人で約40億円の効果がありますよというふうなことをですね。そうしないと、町民の方は105万人、103万人来られても、どんな効果があったらうかというふうな思いもありますし、観光というのは、大きな効果があるということは一応、頭の中ではわかってとっても、実際に数字としてはわからないわけですね。したがって、今後、この数字もぜひ発表してもらえればと思いますが、町長、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうことであれば、十分、アナウンスをずっとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今度、この後、DMOについてまた質問をいたしますけども、DMOの条件として、この中に各種データ等の継続的な収集分析、それから、データに基づく明確なコンセプト、こういったことで恐らくDMOはデータ重視のことが条件として出てくるかと思いますので、今の消費額、そしてさらに詰めていけば、どの産業にどのような効果があったか、観光産業は恐らく総合産業でございますので、農林から窯業から運輸業から、さまざまな業種が入っているかと思いますが、そこら辺の分析まで将来的にはしていただければと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、現在、主要なと言いますか、観光施設に年に1回そういった調査をお願いしております、いろいろな消費単価についても、お聞きしている状況ですけども、今現在でもなかなか消費単価はわからないという方が非常に多いというのが現状です。私たち自身も何回となく電話をして催促をするんですけども、そこまでうまく把握ができないというのがあるというのが現実にあるんですけども、今までに調査に加えてないような通常の飲食店だったりとか、そういうところまでしっかりと取っていければ、もうちょっと詳しい数字になると思うんですけども、今後はこういうキャッシュレスの時代ですので、そういったところでのデータの収集とか、いろいろな手法が出てくるんじゃないかというふうに思っております。おっしゃるとおり、DMOになれば、そういうマーケティングは非常に大切になりますので、そういう役割というのをしっかり入れられるような組織にしていかなければならないと思っておりますので、そこは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応、数値というのは目標になりますので、ぜひこれはやっていただければと思っております。

それから、外国人観光客の受け入れについてでございますけども、外国人のいわゆる大型クルーズ船での来町というのは、なかなかせんだつての新聞記事、町長のインタビューにもありましたとおり、難しいかなと思っております。しかし、個人的な観光客、それからグループ、小さい小グループ、こういった受け入れ体制は必要かと思うわけですけども、先ほど、町長の答弁にも4カ国ですか、そういったことも充実するというふうなことでございますので、外国への波佐見の知名度アップといったことも含めまして、力を入れていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど議員おっしゃったとおり、クルーズ船とかいうものでバスを何台もというのは今、ちょっと波佐見のキャパ的にも難しいと思っておりますので、今、実際に来てらっしゃる観光客も、30代ぐらいの二人組とか3人組とか、特に女性のお客さん、そういった方が来ていらっしゃる、アジア方面では、嬉野に泊まっている方が多いのかなというのがあるんですけど、そういった人もいらっしゃいます。それで、ここの外国人人数だけでなく、質の向上を

目指して、一緒にあわせてやっていかなければと思ってるし、今回、観光協会に来ていただきました事務局長は、英語、中国語が堪能でございます。あと、女性の職員も入れましたけども、韓国語が堪能でございます。あと、ガイドさんにも英語が堪能な方も何人かいらっしゃいますので、そういったことが非常に大きな武器になると思っております。そういったところで少しずつ整備しながら、インバウンドを今後、質も向上しながら頑張っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういった方針で、非常に観光協会のほうもそういった体制ができておれば心強いかと思います。

高速バスの波佐見・有田インターでの停車については、先ほどの町長からの答弁のとおり、あと継続してバス会社のほうにはお願いをしたいと思っております。

観光協会についてでございますけども、補助金、自主財源を多くされるということで、令和元年度の収支予算書によりますと、現在、自主財源と補助、これが繰越を除きますと、自主が32%、そして補助が68%というような比率なんです。これを将来的には50%・50%まで持っていきたいということですが、これに関して、何かしないと自主財源というのは入らないわけなんですね。それは何か計画はございますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

目指すところは50%を目指したいんですけども、そのためには例えば先ほど町長も答弁しましたとおり、お酒の販売を行ったりとか、旅行業をとるとか、物販ですね、この物販についてはすぐにでもやっていかないといけないなというふうに考えております。そういうふうに、なるべく観光協会に自由な発想の中である程度の公平性はいるんでしょうけども、自由な発想の中でそういった収益を上げていけるような仕掛けをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応、観光協会のほうは、12月に一般社団法人ということを予定されとります。そして、DMO法人はおおむねいつぐらいの予定ですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

DMOについては、まず、登録候補法人に手を挙げないといけません。それで、観光庁が審査をしまして、その後での登録というふうになりますので、少しまだ時間を要するかと思えますけども、最初の候補に手を挙げるのは、法人と同時ぐらいにやっていけないかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いつごろ、認可か許可か知りませんが、その辺が実際にDMOとしてちゃんとした組織がつかれるというふうなことは、いつぐらいを目標にされとるんですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

手を挙げるのは、先ほど言ったように、今年度中に手を挙げますが、観光庁の審査がどのくらいかかるかというのは、今の状況では、そこは今ちょっとわからない状況です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いろいろDMO化ということになりますと、自主的にやれるというふうなことで、大きなメリットがあるし、また、難しいところもあるというふうなこともあろうかと思っておりますけども、町からも職員を派遣してありますし、新しい事務局長さん、語学が堪能な方も来られるということでございますので、その辺は、民間の発想、あるいは、経営者感覚ということで、補助金あるいは自主財源の比率が50%・50%になるというふうなことで、目標にされるということで、1日でも早く実現をされるように願っております。

ただ、私が読んだ本の中で、観光で稼げると、それぞれの産業は、そういうふうな協会あたりが手数料とか使用料とか、それでなかなか稼げるというのが難しいというふうなことも注意をなささいというふうなことで書いてあったわけですが、その辺の目算はどうですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まさにおっしゃるとおりでございまして、観光でもうけるなんてと、なかなか本当に非常

に大変だと思います。でも、波佐見町は波佐見焼という武器もありますので、そういったものをからめながら、何とか物販のほうにも力をいれつつ、少しでも、かなりいばらの道だと思いますけども、少しでも稼げるように、観光協会とともに頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

DMO化されますと、ある程度、行政から離れるということになろうかと思いますが、その辺はその後もやはりある程度の指導とか助言をされながら進めていってもらわんばいかんかと思いますが、補助金の50%というのは、今、たしか1,200万近く出されておりますけども、比率を50%・50%というのは、補助金を下げての50%じゃなくて、現状近くで、結局、自主財源を上げての50%ということで解釈してよろしいですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そのように自主財源が稼げるように持っていきたいということで、そういうところだと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

最後の課の名称を「商工振興課」から「商工観光課」への改称ですけども、私なりに考えますと、やはり、例えばパンフレットを見たり、それからインターネットを見たりしたときに、組織を見て、観光と課の中に入っておれば、かなり、この町は観光に力を入れてるなということがすぐ、ピンとくるわけですね。恐らく認知度も相当違うだろうと、皆さんのイメージも違うだろうと思いますので、そういったことで、来年度の機構改革ではぜひ実現してほしいと思うものですが、最後に、町長、お願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほども答弁があったように、まずは十分、内部で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 福田勝也議員。

○1番（福田勝也君）

皆さんこんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

1、観光事業について。

本町においては、人口1万5,000人弱に対しまして、100万人以上の観光客が訪れられています。人口比で見ましても約70倍となっており、長崎県各市町においても最も高い数値となっております。

（1）日帰り客、宿泊客の比率はどのようになっているのか。また、お土産、飲食、宿泊等に係る消費単価は、日帰り客、宿泊客、それぞれどれくらいか。

（2）消費単価の向上を図るためには、宿泊を伴う滞在型の観光客が必要と考えるが、宿泊施設、飲食娯楽施設についてどう考えるか。

（3）「地域産業のツーリズム化」として、現在、農業体験を中心とした「グリーン・クラフトツーリズム」が実施されております。具体的には、どのような体験観光がなされているのか。また、年間何名の方が利用されているのか。

（4）本町の企業において、今回、経済産業省による令和元年度ローカルクールジャパン推進事業として、クラフトツーリズム産業が認定されました。具体的な内容とは。また、本町としての展開・展望はどのように考えるか。

（5）本町はスポーツが盛んであります。スポーツ・ツーリズムの展開の考えはあるか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1 番 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光事業について。

（１）日帰り客、宿泊客の比率はどのようになっているか、また、お土産、飲食、宿泊等に係る消費単価は、日帰り客、宿泊客、それぞれどのくらいかという御質問ですが、平成13年に交流人口拡大を目指し、「来なっせ100万人」を目標に掲げ、当時、48万人だった観光客を関係者や関係団体、また、町民の皆様の温かなおもてなしの心を持って観光客拡大に努めてきた結果が、今の数値につながっていると思います。本町を訪れる観光客を平成30年の観光統計調査で見ますと、日帰り客が94万9,963人で比率が91.6%、宿泊客は8万7,180人で比率が8.4%となっています。また、日帰り客の消費平均単価は4,455円で、内訳は交通費800円、飲食娯楽費585円、お土産や買い物が3,070円となっています。宿泊客の消費単価は合計で8,826円で、内訳は宿泊費4,559円、交通費800円、飲食娯楽費449円、お土産や買い物が3,018円となっています。

次に、（２）消費平均単価の向上を図るためには、宿泊を伴う滞在型の観光客が必要と考えるが、宿泊施設、飲食娯楽施設についてどう考えるかという御質問ですが、これまでの日帰り型の観光から宿泊を伴う滞在型観光へのシフトチェンジを図り、観光消費単価を向上させることは大きな課題と認識しています。町内には、平成27年に開業した二つのホテルと旅館が1軒、素泊まりが2軒、民泊が8軒とまだまだ少なく、今後の多様な宿泊ニーズに対応できるように、需要が高まるであろう民泊やゲストハウスはもとより、アウトドアの観点からの車泊、キャンプ、グランピングにいたるまでいろいろな可能性から選べる宿泊施設の推進が重要と考えております。飲食娯楽施設については、徐々にではありますが、民力により飲食店を開業されたりして、増加傾向方にあると思います。しかしながら、宿泊客が利用する夕食を提供する飲食店は依然として少なく、波佐見町に泊まったものの、近くに飲食店がないという現象が出てきており、飲食店の誘致や創業者に対する支援など、喫緊の課題であります。

（３）地域産業のツーリズム化として、現在、農業体験を中心としたグリーン・クラフトツーリズムが実施されている。具体的には、どのような体験観光がなされているのか、また、年間何人の方が利用されているのかという御質問ですが、本町の体験型の観光メニューとしては、平成25年度から開催している体験観光博覧会「とうのう」と、2大産業である窯業と

農業を組み合わせた体験塾があります。春、夏、秋で開催される「とうのう」の参加者は、平成30年度においては305人で、内容としては、イタリア料理や日本伝統料理などの料理教室、鬼木棚田に展示するかかしづくり、ミツバチ養蜂講習、ろくろ体験など、延べ67ものプログラムを実施してきました。また、体験塾は、酒塾に代表されるように、田植えから収穫、酒の仕込みの農業体験に、それぞれ酒器の成型、絵つけ、オリジナルラベルづくりなどの焼き物体験を組み合わせるという波佐見の特徴を生かしたメニューの構成となっています。ほかに米づくり塾やそば塾、あそび学校などがあり、平成30年度参加者は合計で150人です。

次に、本町の企業において、今回、経済産業省による令和元年度ローカルクールジャパン推進事業として、クラフトツーリズム産業が認定された。具体的な内容と、本町としての展開・展望はどのように考えるのかという御質問ですが、地域未来投資法により、本町で唯一認定された地域未来牽引企業である本町の企業が、経済産業省の事業であるローカルクールジャパン推進事業、通称、ジャパントレジャーにおいて採択されたもので、令和元年度は全国で五つの地域が選ばれています。事業の中身としては、クラフトツーリズム産業をブランド化し、町内の陶磁器産業と観光業の団体や企業、関係機関において企業協議会を設立し、中長期的には体験工房や宿泊施設の整備を行い、訪日外国人向け滞在コンテンツの開発、大学との連携事業、クラフトツーリズムの海外向けプロモーションなどを行われる事業となっています。これに別途、経済産業省のクールジャパンプロデュース支援事業で採択された、大手旅行会社が五つの事業採択地域にアドバイザーの派遣を行ったり、国際空港でのイベントを実施したり、情報共有や情報発信、PRを伴走的に支えていくものです。

本町の役割としては、地域一体となつての取り組みであるため、クラフトツーリズム産業協議会へ参画し、情報共有と観光商品や体験コンテンツの開発などに対するアドバイスなど、側面からの支援を行っていききたいと思います。また、この事業は、これまでの国から県、町を経由して事業実施に補助金を交付するといった手法ではなく、地域を牽引する企業が複数の中小企業等と連携し、地域の資源を生かし、観光ブランド力を高め、コンテンツを創出し稼ぐ地域づくりをつくっていく地域に、国が直接助成するという新しい手法であり、経済産業省や大手旅行会社とのつながりができ、今後の波佐見町の観光事業にも大変大きな追い風になると言えます。

次に、スポーツが盛んな本町として、スポーツ・ツーリズムの展開の考えはあるかという

御質問ですが、本町で開催されるスポーツ関係のイベントは数多くあり、そこに参加される町外からのお客様も当然ながら観光客という位置づけをしています。スポーツ・ツーリズムとは、「スポーツを見に行く」、そのための旅行や観光、大会への参加などの「するスポーツ」、スポーツを支える人たちとの交流など、スポーツに関係するさまざまな旅行のことを指すと言われています。広い意味で考えると、本町は既にスポーツ・ツーリズムを実施しており、スポーツで来町されるお客様にもおもてなしの心での対応をしなければなりません。また、今後、本町で考えられることは、施設の規模や規格により、プロの大会や高校生以上の公式戦などの誘致は厳しいかもしれませんが、合宿やキャンプ、自主トレなどの誘致や地域や職場のスポーツクラブ等の誘致など、観光誘客の観点からも有効な施策だと考えられますので、今後、検討していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

本町は元気なまちづくりを奨励されておりますけども、元気なまちづくりを推進していくためにも、観光事業や地場産業の発展、あるいは子供たちの教育というようなところからも重要な課題と考えております。そのことから、今回も、本会議でも観光事業については、私で3人目ということで、かなり重複したような質問になっておりますけども、現在、宿泊客の割合が100万に対して4万3,000人とか、あるいは今の数字では8万ということは8.4%ということでございましたけども、今後、宿泊施設の整備が整った場合でございますけども、大体何割ぐらいを目標とされていくのか、教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど町長答弁の中で、観光統計調査上では、宿泊客は8万7,180人というのは、これは観光統計のルールがありまして、一泊二日という計算で、掛ける2ってするというので、実際の数字としては4万3,000というのが実際に来られたお客さんだというふうに考えていただいて結構だと思うんですけども、この辺の比率を具体的に何%というのは掲げてないんですけども、観光振興計画というのが2017年、平成29年に制定しておりますけども、そのときは平成29年が4万1,400人に対して、平成33年に宿泊客をまずは4万6,000人にするという目標を掲げております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1 番（福田勝也君）

消費単価を上げるためにも、やはり宿泊客の誘致のほうを頑張っていたいただきたいなと思っております。

先ほどの脇坂議員の答弁でありましたけども、消費単価を掛け合わせて、宿泊客で4万3,000人の8,826円で、3億8,000万円ぐらいですかね。あと、日帰り客が4,455円の95万人で42億3,000万と。やはり46億の経済効果が、今あらわれとるというふうな形でお聞きしております。その中で今後、観光客の増加と、あるいは消費単価のアップと、そういうふうなところを考えれば、今後ますます経済効果が生まれてこようかなと思っておりますけども、大体どのくらいを目標にされてるとかっていうことはありましたら、教えていただきます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

行政が主導して、こうだこうだって勝手に目標をつくっても、やはり動く人がおってくれないと、なかなか目標倒れになってしまうところもあるんじゃないかなと。しかしやっぱり、今おっしゃるように、何らかの目標があって、そのための施策をある面では十分検討せないかんじゃないかなと。要は、多様な宿泊施設をどんどんつくってほしいと。欲しいとこっちは思うけども、つくるひとは民間なんですよね。だから、そのためには、つくれるような状況をどうつくるかっていうことが大事になってくるし。そして、答弁にもあったように、宿泊する人が夕食を一緒に食べたいとか、そういうところに、もう三日前には予約をしてもらわなきゃ困るとか、ここではほかの人と一緒に行って、ちょっと自分たちだけで食べたいとか、そういうところはまだまだ十分でないから、そうすると、旅行に行こうか、どこかに行こうかっていうときは、そういうところをまず問いかけて、ちゃんとしてから、そこで行けるところ。やっぱり夜の楽しみっていうのは、ほとんど男女区別なくあるんじゃないかというふうに思っております。そういうふうなことを、短兵急にはできないですけども、そういう機運を高めていこう、そして意識を持っていだいて、そういう形であれば、そういう向けの飲食をつくってみようかとか、宿泊でもやってみようかとかっていうような、だから、宿泊では、ホテルっていうようなきちんとしたことは、大手の手腕力があるところしかできないだろうし、しかし個人の宿泊とか、共同でやるとかっていうようなところが、波佐見だったら気安くできないかなっていうような、そういうところをつくらないかんじゃないかなというところで、なかなか目標としては、もういっちょ手前の、そういう宿泊の受け入れの

体制をきちんと整備せんと、旅行の計画の段階で外されるおそれがあるんじゃないかなというふうに思っております。今のお出でになる方々のいかに満足度を高めるかっていうことと同時に、そういうふうに宿泊に対しての整備受け入れ体制を、そういう方々と一緒になって取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で、1万5,000人の町に対して100万人の観光客が訪れられるというふうな形で、やはり本町においては、観光資源があると見受けられておるんですけども、そういった先ほどの話でも、ホテル業界とか、あるいは旅館業者からの市場調査とか、そういったものは問い合わせとかはありますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今の段階で、そういった市場調査というのはやっておりませんが、我々がそういう施設をつくるわけじゃないですけども、そういう仕掛けをするという意味では、宿泊せざるを得ないような、夜に体験をしてもらうとか、早朝の体験をつくるとか、そういった部分も有効なのかなというのは、当方、組織内で検討したりとかはしております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それで、きのうも城後議員からの話があったかと思うんですけども、陶器市期間中、約30万人の方が来町されているわけですけども、かなり遠方のほうからお客さんもいらっしゃいまして、そういった宿泊施設の問い合わせといったものもあってるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

私たちも陶器まつり期間中は観光協会の事務局に詰めておりますけども、その宿泊に対する問い合わせは相当あって、その期間中は対応ができないというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった場合、こういった回答をされてるのかとか、嬉野とか佐世保のほうの宿泊を案内されてるとか、そういったことはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

その陶器まつり期間中に限っては、宿泊に対するお問い合わせは受けていないというか、受けたら収拾がつかなくなるっていうことで、受けていません。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それで、一応、今の観光事業につきましては、先ほど話がありましたとおり、波佐見町の基本計画あるいは観光振興計画に基づいて進められていると思っております。先ほど12月議会でも、私のほうも観光事業については質問したところでございますけども、基本施策だったり重点事項を掲げ推薦していくと。その具体的な対策としまして、波佐見焼のトラックや航空機での宣伝、あるいはお土産品の開発などが挙げられておりましたけども、お土産品の開発の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

お土産品の開発については、令和元年度に長崎県の21世紀まちづくり補助金を活用しまして予算化をしております。最初の会議を、ちょっと遅くなったんですけども、10月の上旬にスタートするように、今、計画をしているところでございます。

あと、別途小さな予算で、また別の地域おこし協力隊を活用しながらのお土産品の開発だったり、あとまた観光協会ですら独自で民間の仕事を入れたようなお土産品というのも構想にあるようですので、そういったところを少しずつ強化しながら、本年度やっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それで、お土産品の開発については、10月にキックオフされて中身のほうを検討されるということでもありますけど、お土産品の単価をどのくらいにしようとか、そういったものもまだ決まってないんですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今回の補助金でのお土産品の開発については、できれば陶磁器とも組み合わせたようなお

土産品ができないかということで考えておまして。ただ、単価とかまではまだ決めていない状況で、またこれは来年度のマーケティングまで含めた事業設計となっておりますので、そういう中で適切な単価あたりも決定していくんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

済みません、宿泊施設についてもう一度、先に戻りますけども、一応、現在、2軒のホテルと旅館、あるいは民泊8軒というふうな形で回答をいただきました。陶器市期間中は入りきれないぐらいの観光客が埋まっているかと思うんですけども、通年、1年を通してこういったホテル関係、宿泊施設の利用状況はどのくらい埋まっているような状況か、わかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

申しわけありません。二つのホテルの回転率まではこちらのほうで把握しておりません。あと、民泊については、なかなかいろいろ民泊実施者の都合もありまして、受け入れが少ないところもあるし、あと、テレビで紹介されたとかということで、非常に多くなっている民泊もありますけども、その回転率までは今の段階では数字は持ち合わせておりません。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それと、今、いろんな体験型のグリーン・クラフトツーリズムがございましたけども、こういった体験された方の日帰りですでてるのか、宿泊も伴って来られている方もいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、先ほど町長が答弁しましたとおり、体験型観光の「とうのう」という事業をやっておりますけども、そのほとんどは日帰りだと思います。あと、酒塾に関しては、飲食が伴う部分もありますので、中には泊っている方もいらっしゃると思うんですけども、ほとんどが日帰りのお客さんというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で、今も民泊の登録を普及されてるということでありましたけど、今現在8軒というふうな形ですが、今度の見込みといいますか、増える可能性、普及はどのようなふうになされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

昨年度から、農水省の民泊の事業の補助金を直接取りまして、協議会をつくって、事業を行っております。そういう中でも、今年度から一人そういった推進を中心にする人を雇用しまして、普及を今やっているところですけども、これからこの8軒が、できれば倍とか20軒とか、そういうふうになるようにこの事業をきっかけに普及していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、経済産業省によるローカルジャパンについてなんですけども、クラフトツーリズム産業については、波佐見町の400年の伝統産業をもつ波佐見焼の技術や文化を学び、本物のものづくりを実感して波佐見焼の交流に結びついていくように、そういった組織づくりをできることと期待しているところでございますけども、この事業は、やはりものづくりということで、地場産業と観光事業とのコラボという形で、地域活性化の起爆剤と期待しているところなんですけども、行政としてはどのような支援のほうができるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

町長答弁にありましたようにこの辺の経過を言いますと、まず、地域未来投資法というのが制定されたというところが一番大きな源になっているんです。そこの理解をまずしていただきたいんですけども、その中で地域未来牽引企業を、全国で2,000社でしたか、募集をされまして、長崎県内でも四、五十ぐらいこの牽引企業になられています。町長答弁にありましたように、国県町から事業実施者に補助金をやって、「さあ、やりなさい」とかじゃなくて地域が本当に考えて地域の中でその企業が引っ張っていけるような、リーダーシップをとれるような企業、そこにある程度の財力といいますか、資力も必要だと思っております。そういった企業が牽引して、地域を巻き込みながら事業を実施していくということであります。

ただ、中身については、計画書を見せていただければ、今までやっていることのブラッシ

ュアップもあります。また、新しく開発する事業もあります。そういうところで、もちろんこの協議会に参画しながら、一緒になってやっていくことはもちろんですけども、ただ、この補助金に対して、上乗せをして補助金を出すとかいうのはありませんので、一緒にこの協議会のメンバーとして、一緒に事業を推進していくというような形になるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それで、このクラフトツーリズムに関しましては、報道のほうも関心があられるようで、ことしの8月30日の西日本新聞にも大きく取り上げられておりました。その中で、長崎県立の大学の教授も来て、見て、体験して、お金を落としてもらおうと。地場産業を観光化する点で、波佐見町は国内で最も先進的だと高く評価を受けております。

しかし、やはり課題としては、先ほどからありますとおり、観光客の消費額、町内の移動手段や宿泊施設が少ないことが挙げられております。こういった課題点も克服しながら、この事業に取り組んでいただきたいなと思っております。

それとまた、飲食娯楽施設も、先ほどから町長のほうからも答弁いただいたとおり、いろんな食に対することも考えなければいけないかなと思われておりますけども、地産地消による食文化の開発なども進められていると聞いております。そういったことで、本町において、地元の食材あるいは特産品としては、どのような食材を推奨されているかというのをお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

いろいろな事業をして、こういうふうにお客さんが集まってきて、宿泊客も増やしていきたいというふうに考えておまして、ホテルもできました。ただ、町長答弁にありますように、まず、飲食店も少ないという状況の中で、非常にそこは今のマイナスポイントなのかなというふうに思っていますけども、そういう、選ばれるといいますか、旅行に来る人は、やっぱりその地域の食材を食べたいというふうに思って来られると思いますので、波佐見町として考えられるものは、特産品であるアスパラだったりとか、長崎の和牛だったりとか、前回、ガストロノミーウォーキングでは、イノシシの肉を使った料理とかも提供しましたが、そういったジビエ料理とかいうのも一つの手じゃないかというふうに考えており

ます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そうですね。そういった地元の食材を有効に活用されて、また、付加価値をつけて、そういった食の地産地消をできるようなメニューを考えていただきたいなと思っております。

続きまして、スポーツ・ツーリズムについてですが、やはりスポーツ・ツーリズムの累計としましては、四つのパターンがあるみたいです。

一つ目がやはり、ホームタウン型ということで、地域のアスリートやチームを市民や企業、行政で支えることで、交流人口の拡大を目指す。また、二つ目に、イベント開催型といいまして、さまざまなスポーツイベントの開催を通して選手や観戦者を集めるというふうな形があります。三つ目に、キャンプ合宿型。スポーツのキャンプ、合宿の場を提供することで宿泊などの経済効果の拡大を図るというふうな形と。四つ目に、リゾート型という形で、地域の自然環境や気候条件を生かして、アウトドアスポーツの活動の場を提供することで誘客を促進するというふうな考え方があるようでございます。

本町におきましても、やはり町長から答弁があったとおり、施設の環境整備とかあるいはそういった宿泊施設の整備などがまだ整っていないということでもありますけども、実際、本町におきましても、答弁のとおり、いろんな大会が波佐見町で開催されております。実際、野球に対しましても、学童野球でも、野球協会の協力もあって、波佐見町長杯、波佐見大会として県内外から約30チームが参加して、中には、壱岐のほうからも宿泊を兼ねて参加をいただいております。そういった形で、また、選手に限らず、子供たちですので、保護者や、先ほど脇坂議員からありましたとおり、おじいちゃんおばあちゃんまで、そういった方たちまで、たくさんの多くの方が応援に駆けつけてきております。そういった交流も一つの大会を開催することも一つのツーリズムになるというふうな形でありました。そういった形で、こういった本町において、大会とかがというのは、年間にどのくらいあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

波佐見はスポーツの町と本当に言われます。ことしの夏は中学生をはじめ、小学生も全国大会に行ったということで、大変ありがたい話でございます。

一方で、体育協会の加入団体をはじめ、各種団体がいろんな主催大会、交流大会を行って

いただいているところでございます。具体的な数字までは、今のところ、承知はしておりませんが、少なくとも秋から初冬にかけては、毎週のように大小の大会が行われております。

9月14日がグラウンドゴルフ大会が近接の大会が行われまして、300人を超える方が大会に参加されるということでございますので、やはり今からのスポーツの秋には、さまざまなイベントが開催されるということで理解しております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

体育協会を中心にちゅうことで、体育協会では何競技ぐらい競技団体が登録されてますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正確な数字は持ち合わせておりませんが、団体数でいくと、30競技弱ぐらいかなという認識でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で、波佐見町というのはスポーツが盛んな町ということで、各体育協会の各種団体が中心になって、やはり学童から中学、一般まで、そういった各競技の普及とか、あるいは大会の開催というふうな形にもなり、より一層の交流ができるかと思っておりますけども、そういった大会の誘致とかはお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

いろんな団体様が主催事業、交流大会を行っていらっしゃる状況でございます。教育委員会として、新たな大会をというのは今のところ考えておりませんが、今回、スポーツ・ツーリズムということで質問をいただいたときに、今までは大会は競技力向上とかいう視点で行っていましたが、やはり町外から来られるお客様が観光客だという位置づけも必要だと思っております。今後、体育協会とかその他の団体さんとか、主催事業とかをされる際には、町外の方にパンフレットを配るとか、いろんな観光の案内をするとかいうことも一つの手じゃないかなと思っておりますし、町長が答弁したように、合宿とかいうのも今後一つのキーワードかなと思っておりますので、近隣の市町さんの取り組み状況を見ながら研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で、大会もそうですけど、今後ツーリズムで、キャンプあるいは合宿型という形で、これについても宿泊も伴うことですので、かなりの経済効果も図れるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、施設の環境整備あるいは宿泊の施設の整備をしていただいて、ますます選手あるいは観光客と見据えて、集客をお願いしたいというところです。

そういった形で、そういった施設が整えば、いろんなイベントが提供することができますので、そういった形でスポーツ・ツーリズムについても普及をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうスポーツ・ツーリズムのことですけども、長崎県の市町村行政振興協議会では、長崎県の市町村の代表を私がしとるわけですけども、そういう中で、4月19日に日体大と包括連携に関する協定を結んでおります。だから、日体大関係というか、今、日本の大学の中ではスポーツに対しては一番の大きな、長崎県も相当すばらしいあれで、学長は具志堅幸司さん、体操でロサンゼルスで金メダルをいただいた。理事長は、松浪健四郎さんということで、向こうから3人お出でになりまして、我々が正副会長一緒に会って、協定を結んだんですけども、そういうことを結んだということから、何ができるか、どこだったらどういうことができるかというような、何かをすることに、さってはなかなかできないですね。やっぱりそういう認知をしてもらい、関心を高めてもらい、そしてその中で、そうしたら、それぞれに適合できる環境、大きな大会、うちの規模ではできないところもあるだろうし、だから、いろんな情報はやり取りできるんじゃないかなと。そういう中で、これだったらうちでもできるんじゃないかなというものができれば、そのきっかけからまた次のステップにもいかれるんじゃないかなというふうに思っております。まだ提携はしたばかりで、今からずっとそういうようなきょうのお話があったようなことで関心が深まっていけば、皆さんのほうから知恵が出てくれば、そういう展開につながるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、1 番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後 1 時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4 番 三石孝議員。

○4 番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、質問いたします。

まず最初に、農業行政について。

総工費約10億円をかけて田ノ頭の駄野地区基盤整備事業が進められています。現在の農業が抱える後継者問題や大規模化、機械化の問題、また、所得の向上等の問題がこの事業の営農活動で解決されるか、大きな関心が寄せられています。

一つ、駄野地区基盤整備事業の進捗状況はどうですか。事業のメリットとデメリットはどうでしょうか。

（2）駄野地区園芸産地づくり協議会と駄野地区営農検討委員会の違いは何でしょうか。

3 番目、本町の農業を地理的に分類すると、どのような分類ができますか。また、それぞれの面積や営農形態はどうでしょう。

4 番、それぞれの運営形態での課題はございませんか。

2 番としまして、町の財産の取得と処分について。

公有財産について、その取得と処分に関する条例や規則は存在しておりません。それぞれの案件の発生を待って、前任者の手続の踏襲で対応しているのが現状であり、町民には非常にわかりづらい制度となっています。そこで、町の財産の取得と処分について、次のことをお尋ねします。

一つ、行政財産と普通財産の違いは何ですか。

（2）財産の取得と処分の方法はどのようになっていますか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4 番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず1番、農業行政について。

（1）駄野地区基盤整備事業の進捗状況はどうか、事業のメリットとデメリットはという御質問ですが、現在、田ノ頭郷と川内郷にまたがる駄野地区の圃場において進められております。県営農地基盤整備事業の進捗状況でございますが、平成30年度から工事に着手され、第1期工事においては、11.3ヘクタールの圃場整備が完了し、本年度も既に第2期工事24.8ヘクタールの圃場整備が進められているところであり、本年度末には基盤整備計画面積65ヘクタールのうちの約56%に当たる36.1ヘクタールの整備が完了する予定となっております。

次に、事業のメリットとデメリットについての御質問ですが、駄野地区においては、昭和46年に県営圃場整備事業波佐見川棚土地改良区の田ノ頭工区として区画整備された地域でありましたが、完成から45年以上が経過し、用排水路施設の老朽化や圃場内の排水不良などの問題もあり、営農活動に支障を来している状況となっていました。このことから、本事業によるメリットとしては、用排水路等の生産基盤の更新、圃場の大区画化と農地の汎用化による生産性の向上、大型農業機械導入による省力化が図られることが挙げられます。また、デメリットといたしましては、工事期間中に耕作できないことでの収益の減少や区画整備に伴った換地での農地の減歩が挙げられるところであります。

（2）駄野地域園芸産地づくり協議会と駄野地区営農検討委員会の違いは何かという御質問ですが、駄野地域園芸産地づくり協議会は、国の圃場事業である新しい園芸産地づくり支援事業を活用し、平成30年度からの3カ年事業として実施しているもので、県やJA、地元関係者等で構成する本事業の実施母体となっております。協議会の目的については、駄野地区における新たな園芸品目の導入を図るため、集落営農法人や認定農業者等に対して、農地の汎用化を利用した水稻にかわる地域の主管作物としての産地づくりを確立させ、新しい野菜産地づくりを図るとしています。なお、協議会の事業としては、実証試験による野菜の生育調査と収量性の検証、地域に適した品種等の検証、検討、栽培技術暦作成などを行っています。

次に、駄野地区営農検討委員会でございますが、基盤整備事業に取り組むに当たっては、営農検討委員会を設置するようになっていることから、本協議会を平成27年に役場農林課内に設置し、必要に応じて会議を開催しているところであります。なお、委員会の業務としま

しては、受益被農家の意見を反映した営農計画の策定、担い手への農地利用集積や、育成指導等のほか、区域内の営農全般に関する助言・指導等があります。

(3) 本町の農業を地理的に分類すると、どのような分類ができるか、また、それぞれの面積や営農形態はどうかという御質問ですが、本町の地形は100から500メートルの山々に囲まれた盆地であることから、地理的に農業を分類するとすれば、中央部に広がるやや平坦で圃場整備された水田を利用した土地利用型農業と、周辺部の緩やかな傾斜地に造成された農地を利用した中山間地農業に分けられると思われます。また、分類した農地の面積については、平坦部の農地が約580ヘクタール、中山間部の農地が約220ヘクタールとなっております。

次に、それぞれの営農形態についてでございますが、平坦部の土地利用型農業は、米・麦・大豆の生産が主流で、集落営農法人等が中心に、圃場整備された水田を利用して大型農業機械の共同利用や、作業受託での組織経営による営農形態となっています。一方、中山間地の農業では、集落営農法人等は組織されていないことから、地域の中核となる農家の方が農地の所有者にかわって耕作されたり、農業機械による作業を受託するなどされておりますが、基本的には個別経営による営農形態となっています。

(4) それぞれの運営形態での課題は何かという御質問ですが、平坦部の農地で営農するほとんどの集落営農法人では、農地利用集積によって、法人に集積された農地も少ないことから、一貫経営をされることもなく、個別経営されている農地での機械作業受託が主なものであるため、本来の集落営農法人が目指すべきものである集落内農地の相当部分を利用集積した農業経営と組織運営の実現が大きな課題になってくるものと思われます。また、中山間部の農地での営農については、傾斜地が多く、まとまった耕作地の確保が難しいため、小規模の農家による個別営農が大半であることから、特に、人口減少と耕作者の高齢化による担い手不足や、有害鳥獣による被害の多発、自然的耕作条件の不利地に起因した耕作放棄地増加等の解消が大きな課題になってくるものと思われます。

次に、町の財産の取得と処分について。

1、行政財産と普通財産の違いは何かという御質問ですが、地方公共団体が所有する不動産、特定の動産、地上権、地役権、鉱業権などの物件、官権、債券などの有価証券、出資による権利などである公有財産のうち、庁舎、道路、公園、学校のように、事務事業を行うために直接使用するものが行政財産に、特定の行政目的はなく、所有しているものが普通財産に分類されます。行政財産は、原則として、物件などの私権の設定ができず、目的外使用も

禁止となるのに対し、普通財産は、地方公共団体が私人と同等の立場で所有・管理する財産であり、私権の設定も可能となっています。

(2) 財産の取得と処分の方法はどうか。まず、地方自治法において、売買貸借請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法によるとされています。競り売りは処分に関する特殊な方法ですが、公有財産の取得・処分においては、法に定められたいずれかの方式により相手方を定めます。

売買契約に関しては、地方自治法により、入札においては予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格を持って申し込みをしたものを契約の相手方とするともされており、処分においては予定価格を上回る最高の価格、取得においては予定価格を下回る最低の価格を提示した相手と契約することになり、随意契約においても原則はその取り扱いに準じています。

予定価格の設定に当たっては、法令での特段の定めがないため、各自治体が定めることとなりますが、町が所有する公有財産のうち、大部分を占める土地家屋の不動産で申し上げますと、隣接地及び周辺の主要目的地の固定資産評価額をもとに、場合によっては周辺地の過去の売買価格や現地の実情も勘案しながら決定しています。なお、財産の交換・剰余による取得及び処分に関しましては、別途、条例を定めていますので、条例に基づき手続きを行っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最初の農業行政についてなんですけども、答弁がございましたとおり、駄野地区の基盤整備事業が着々と進められておるようでございます。実際のところ、事業のメリット、デメリットについて答弁がございましたが、確かにそういう山間に作物ができないとかっていう障害はあるでしょうけども、本来の排水路の整備を含めたところで、順調にそれが進行しているというふうに理解しますし、去年されたところの方が本年作付されてますけども、非常に作りやすいという好評な御意見を頂戴しております。ある意味、着実に計画どおりに進んで、私が最初申し上げましたように、いろんな農業が抱える諸問題が解決するように進めていっていただきたいというふうに思います。

今回、メリットというのは多分にあると思いますけども、デメリットはというと、先ほど私が申し上げたような形になると思いますが、今回、総事業費で地元負担をなくす方法で取り組みをされております。それには、畑作のエリアをつくって、また、畑作のエリアで所得

の向上を図るというふうなことが挙がっているようですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員御質問の一部負担金がなくなることはどういうことかということでございますけども、これが畑地化をするエリアをつくったことでの負担金の軽減というものではなくて、集積によりまして、担い手にある一定の面積を集積しましたときの交付金をこれに充てられるということでの負担金の軽減ということになっております。

また、畑作のエリア化については、当初、収益を上げるということでの耕作を、何をしていけばいいかというような中で出てきたものでございまして、今のところ、畑作、それからハウスの団地化、どちらかをしていくかということで、駄野全体での収益を上げるというような意味合いで行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

なかなか所得の向上とかっていうことに関しては、テーマとしてはいい感じに聞こえてくるんですけど、現実的な問題として、どれくらいの向上を目指して今回、この区画整理が終了して、目標とされてと。所得の向上も一つは目的があります。集積をしてエリア的に畑作地域をつくるっていうのもあるだろうとは伺っているんですよ。所得の向上というのは、現在も田畑つくられている皆さん方あるんですけど、あの地区についてはどういうふうな目標を立てられてるんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

現在、駄野地区におきましては、議員御承知のとおり、まず水稻、それから大豆、それから裏作として麦ということで、作付を行って収益を上げているところですけども、国の補助事業を認可するに当たっては、倍増というまでもなくても、必ず収益を上げなければそれを認可しませんよということで受けておりましたので、国の認可を取れるまでの収益を上げられるということで、畑作をしていくということでのエリアをつくっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、認可後はどうでもいいということですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

認可後はどうでもいいということではなくて、工事が完了すればそれに向かってしていかなければならないということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

それでは、この二つの協議会がありますが、この二つの協議会の中で、実際の現実的に3年間の工事に伴う計画等の進める上での委員会と、また、ものづくりのほうの委員会というふうなことをおっしゃっておりますが、このものづくり委員会では、そういう基盤整備が完了後に、ある意味、先ほどから出てますが、所得向上を含めたところ、畑作も含めて、どういうものをつくって、どういうふうな形で営農展開をやっていくかというふうなこともお話はされているんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

産地づくり協議会の件でございますけども、やっていることは議員がおっしゃったとおりです。今、キャベツの作付をやって、それが駄野地区、水稻に合っていくかというようなところで検証をしているというところでございます。また、本年はブロッコリーの検証も始めるところであって、これをそれが合っているからやってくださいというようなことではなくて、これは合いますよということで紹介をしていく機関ということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、農業が抱えている大きな問題が、やはり後継者の問題、どこの産業もそうなのでしょうけども、特に後継者の問題、農業の場合は上がっております。これだけの、65ヘクタールの農地をさらに大きくして営農をやると。当然、そこには農業主会の交流も必要になるだろうということもありますが、後継者、早く言えば、別に他の地域から参入して来られる方も含めて、いろんな形で農地を開放するということも含めて、協議等はこの中で話はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

産地づくり協議会ではなくて、もう一つのほうでよろしいでしょうか。

○4番（三石 孝君）

はい。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

駄野地区の営農検討委員会の中でということでございますけども、営農検討委員会は計画を立てるところでございます。今後の営農計画の中に、外部からの農業者を入れていくかというところまではないんですけども、現状としてもう既に他地区からの、個人的ではございますが、入っている方がいらっしゃいます。今後においても、営農検討委員会は継続するものでございます。万が一、担い手がいなくなって、空農地が出てきたということはあってはならないことですので、その中でまた外部から、他市町では企業も入ってきておりますので、そういうことが必要になれば、この中で検討していくべきだと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

波佐見町の中では中心的な場所を大規模な工事がされとるわけですね。そういう面では、多くの人たちの目に入る。そこで、これは西海市の西海町のほうの事例なんですけども、農協さんが法人をおつくりになられて、その法人が整備された農地のほうに入っていって、農協自体が法人としてやられているところもあります。また、ほかには、新規参入者を含めて、担い手含めて、土地が大規模化し、効率的に作物ができればそれなりに営農で食べていけるんじゃないかということもあるでしょう。だから、整備された土地を生かすも殺すも運営次第ですから、そういうプランも含めて、何名の方がそういう事業をどれぐらいの規模で展開されてということで、ある程度のプランを持ちながら、私たちの営農者を取り入れるというようなことも含めて、この協議会の中で検討することはできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

おっしゃることもわかりますけども、今、まだ工事をやっている途中でございますので、なかなか長い未来のことまでを検討委員会のほうでやっていくのはどうかなというふうに思っております。まずは来年、圃場整備の面的工事のみは終了するとなっておりますので、そ

こに向かってどのような営農計画、それから配分をしていくかということをまずもって考えまして、その後において、長いプランでの営農を見据えたところの話をしていきたいなと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

畑作の予定されている面積はどれくらいですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

当地の予定では約20ヘクタールとなっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ハウスなどの施設園芸もそこには含まれて、今回の協議会のほうでは協議されていると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

ハウス、施設園芸と露地野菜ということで結構です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、波佐見町において、施設園芸、ハウスを使った園芸で利益を上げているのは、御存じだと思いますが、アスパラですね。アスパラである程度の面積をなさっている方は、それなりの収入を上げてらっしゃいます。いろんな形で新規作物を探すのも一つの方法ではございますが、この地に合った作物も当然あるはずです。その辺を考慮に入れながら、今後この作付も含めて、何をつくっていったらいいかというものを検討していただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

波佐見町の特産品でもありますアスパラガスは、今のところ、駄野地区でもかなりのハウスをつくって栽培されておりますので、一大産地としてなるようであれば、そこにハウス団地なりを設けることも検討すべきじゃないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4 番（三石 孝君）

続きまして、本町の農業を地理的に分類するということふうなことで御質問をしておりますが、回答のほうは、平坦地が580ヘクタール、中山間地が220ヘクタールということですけど、私も農林課のほうでお調べをさせていただきましたら、前回の農地面積が905ヘクタールで、中山間地の面積が95ヘクタール、法人集落営農面積が151ヘクタールで、麦営農面積が116と大豆が51ヘクタール。平場の個人営農面積が492ヘクタールというふうな形で私も分析をしてまいってるんですが、数字がちょっと違いますが、大方、大きく分ければ、中山間地と平場ということは従来からおっしゃっておりました。

それは承知なんですけど、要は、私がここで言いたいかということ、簡単なことなんですけど、一番上のグリーンのやつが中山間地、全体を営農の905ヘクタールとしますと、一番上が中山間地、法人営農集落がブルー、その後、麦営農と大豆営農が赤、一番下が平場個人営農なんです。大体、この平場個人営農が905ヘクタールのうちの約54%ぐらいになるんですね。これは当然、畑も入っていますが、こういう形になっているんですよ。こういう流れの中において、ある程度、上の中山間地営農と法人、麦、大豆というのは、それぞれの作柄とか運営等において、補助金がございます、それなりの。ところが、平場の個人営農されている面積の方々というのは、兼業であつたりといろんな形のスタイルで営農されている方たちが多うございます。今回、去年の7月の災害で、大雨ではなかったんで、そこまではなかったんですけども、この間の災害等についても、この地域の人はどうの方々の営農箇所の災害等が多かつたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

9月6日時点の災害の状況でございますけれども、災害の報告があつた箇所が13カ所ございました。それを、今回の平場と中山間地区に分けて、こちら側の思っている平場と中山間地と解釈していただければと思いますけれども、平場で2カ所、中山間地で10カ所、その他で1カ所ありまして、この13カ所ということになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4 番（三石 孝君）

こうやって、平場の面積が多うございます。平場の面積は先ほど申し上げましたように、兼業農家さんも多うございますが、なかなか、兼業農家ですから、専門的にやられる方と比

べて、管理のほうの手薄になることもあります。ところが、こういう方たちが農業を継続するに当たっては、大変、この災害のときに自己負担があるのは大変きつうございます。でも、農業は経営を続けてくれ、荒らさないでくれ、耕作放棄地になさらないでくれというのが通常の皆さんからの御意見であって、行政のほうもそれで進められております。今回も、平場のほうで災害が起きました。国の災害にかからなかったので、小規模の臨時用でありましよう。自己負担が25%ということで。ところが、これは平成30年度の9月の定例議会で、災害のあった後に、それぞれ総務課は総務課でお持ちなんです、災害に対する補助金制度。災害ですから、好んでやっとするわけではないわけです。それも、いろんな形で下限があったりしてます。だからそういう面については、下限を取っ払ってくれと。また、補助率の当分を上げてくれという質問を私はしてます。その際、副町長が御答弁されてます。下限については、1万円以下でもですかということで御回答されて、ちょっと研究をさせてくださいというふうなことをおっしゃってます。その後、どのような研究をされましたか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

そのような質問で答弁しとるわけですが、災害については、今まで5万円以上やったのですかね。それを下限を1万円以上というふうに改訂をしているというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

合わせてですけど、こういう農業をやりたくても、そこに経費がかさんで、農業ができる圃場の確保ができないということも多々ございます。こういうことについて、さらに一步進んでもらって、災害もしょっちゅうあるわけではございませんし、一步進んだ形で助成していただく方向に持っていくことはできませんか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

災害の補助でございますけども、まずは40万円以上は国の補助を受けられるということで、これは中山間、平場関係なくやっておるところでございます。これも基本的には25%の自己負担が発生しているようでございますけども、これが災害はひどいとき、激甚災害に指定されますと、さらに個人負担は軽減をされていくようになっておりますので、今回起きました災害におきましても、国の補助にのるやつにつきましては、多分、増嵩がされるんじゃない

かなということで、対応しているところでございます。また、それにのらなかった部分でございすけども、それは小規模農林事業ということで、補助をやっておるわけでございます。基本的には25%の自己負担はいただいておりますけども、若干かわりましたところが、施設が1割、農業用施設、水道等の災害が起こった場合に対しましては高額になるということで、1割にしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

平場で個人でやっている方々が、ある特殊な補助金を受けずに農業を経営する中においては、先ほどおっしゃいましたような形で、中山間地だけじゃなくて平場にはイノシシの被害をこうむる方もたくさんいらっしゃいます。また、兼業でされている方たちも営農を続けるに当たっては、いろんな御苦労もされています。早く言えば、離農される方が多いというのがこの平場なんです。だから、そういうことを含めて、この営農という部分に関して継続的に続ける中においては、かなり負担が増してきている状況なんです。それにやはり、町も連動して支えてあげて、営農者を継続していろいろやっていただくということにならないと、もうあっという間に耕作放棄地になってしまいますよ。それを踏まえて、今後、そういうことについて研究も進めていただきたいというふうに思いますし、もう一つは、離農される皆さん方がここに多いというのは個人です。個人の方というのは、従来、トラクターもありますし、田植え機もありますし、コンバインもある。機械が全てなんです。今、その人たちが新たに機械を買おうとする資金さえないわけですよ。だから、機械が使えなくなったら辞めちゃおうとなります。そこをカバーするためにも、ある意味、波佐見町全体の平場の個人営業者のためにでも、法人等が中心になって機械を購入したり、町が機械を購入したりしながら、リースをやりながら、貸し出しをやりながら営農を継続させる方法も一つ念頭におきながら、農業全体のことを考えていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

平場の農地でございますけれども、平場の農地は現在、農地中間管理事業を通じた集積を行っております。まだまだ農業ができる、機械も動くんだという方は、そのまま一旦中間管理機構に貸し出したものをまた、本人が借りてやられておりますけども、今後はそういう方たちも離農しますということであれば、地域については、法人に集積していただいて、法人

の中でその農地を使って経営をしていただくというような流れを一つは持っていかなければならないかなと思っておりますけども、議員がおっしゃっております法人がない地域の分につきましては、今後、まだその地域の中でどのような農業の方向性を持ってしていくかを話し合って決めていかなければならないかなと思っております。

○4番（三石 孝君）

そういうことで、農業全体を含めて進めていただきたいというふうに思います。

次に行きますが、町の財産の取得、公有財産の件ですけども、行政財産と普通財産、すなわち目的があって、直接使用しているものについては行政財産とあるが、目的がなくなったものを含めて普通財産のほうに移るという御説明でございました。

これ、絞り込みをしないと時間が幾らあっても足りません。そこで、一つは、里道が平成17年、国有財産のほうから市町のほうに移管されていると思うんですが、その里道の払い下げにいたるまでの手順、流れ、申請をしたいという方がいらっしゃいましたら、どこに何を求めて、どういう流れで最終的な金額が決まるということになっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

里道、それから水路、そういうものの払い下げ申請につきましては、まず、建設課のほうに相談に来られます。そこで里道、水路を払い下げるためには、隣接者の同意、水利組合とかそういう農林関係者の同意、自治会長の承諾が必要になります。そして、測量費用等の費用は申請人の負担になりますよと。

単価につきましては、うちの企画財政課のほうとの協議になりますということを最初に説明をいたしまして、それから、事前の審査申請書というのを出していただきます。その書類が提出されましたら、企画財政課のほうと建設課のほうで現場とかの調査に行きまして、どのような条件をするとか、そこが払い下げしても問題がないのかとか、さっきありましたが、国からちゃんと譲渡されているのかと、そういう審査をいたしまして、それがとおりましたら、正式に申請者のほうに、公共物の払い下げ申請書を提出いただきます。

それから、払い下げ申請書が建設課のほうに届きましたら、事務手続を行いまして、表示登記とか分筆登記を行いまして、建設課で所有権の保存登記を行います。そして、単価とかの協議を企画財政課に申請をしてもらいまして、そういう手続が済みましたら、契約書とかを交わしてもらおう。登記段階になったら、企画財政課のほうに引き継ぎを行うということで

す。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

大体わかりましたけども、調べてますからわかりましたけども、何かよくわかりにくかったんですが、金額の決定はどういう形でされますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

先ほど町長答弁にもございましたけれども、提示する価格につきましては、隣接地及び周辺の使用目的費目の固定資産評価額をもとに、場合によっては周辺地の過去の売買価格、現地の実情も勘案しながら、ここにこうなっているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、手続の流れの中で、申請をしたい人は建設課に行きます、こういうことで建設課に行きましたら、法定外公共物払い下げ事前審査申請書というのがある。事前審査申請書なんです。その中には、添付書類として、位置図、現状平面図、計画平面図、地籍図、写真と。そして、使用目的もありますし、数量っていうのは面積ですよ、里道の場合の面積、端から端まで、始点と終点の面積を出してくださいと。ということは、この事前審査申請書に基づいて、最終的に法定外公共物払い下げ申請書、これを出すということなんです。

ところが、この時点で、事前審査申請書の中で、この時点で測量せんばいかんとですよ、現場を。すなわち面積を出さんばいかんと。境界線だけの問題じゃなかとです。そうしますと、測量というのは今どうなっているかということ、基本的には国調といって、固定資産税が国土調査を持っとりますが、それは法務局に登録される、原図のほう。その原図から、素人は測量をできませんから、原図から座標を読み取る作業を測量士屋さんがするわけですよ。その作業をやって、X座標、Y座標を出したデータを原図に落として、ここに里道がございましたと、そこで測量を出すと。だから、かなり手間暇をかけた測量が、事前審査の申請の段階でせんばいかんわけですね。だから、かなり金額も高い。それを終えて、どういうことが現実的に起こるかということ、申請書を出しました、同意書も出しました、そして先ほどの説明の払い下げ申請書を出しました、現地に行きました、金額については先ほど言いましたように、今までの流れの中でどのくらい出したのか、隣接地の価格の問題というふうにお

っしゃいましたよね、その判断をされて、最終的に申請者にこの金額になりましたということ
を提示されるんですよね、決定額を。それまでわからんわけですよ、申請者はどのくらい
の金ば準備せんばいかんかって、全く。

その一方でこういうこともあるとですよ。先ほど言いました測量士屋さんが法務局に行っ
て、データを取りまして、やりました。左側が法務局にあったデータだとしますと、現地で
落としてみたら、ブルーのちょっとグレーになつとところが里道と判断してください。合
わないケースがあるんです、国調と。そうしますとどがんことになると思いますか。税務課
のほうでお聞きしますと、現地は変わらないので、図面を合わせなくてはいけませんと、こ
う来ます。図面を合わせるということはどういうことになるかというのは、ここだけの問題
じゃなかとですよ。外周までかかってくる問題になってくるんです。そうしますと、申請者
が申請した面積と形とかわってくる可能性があるわけです。そうすると、また申請者がこの
測量屋さんに頼んで、申請する面積のかわってきたりするわけですよ。とんでもない事態に
なつてします。そして、最初の段階で事前審査の段階でこれを入れてしまつとるから、そう
いうと金が幾らかかるかわからんとですよ、しばらくして、一カ月か幾らかして決定額が来
るまでは。そういう今、現状なんですよ。これはある一例ですけど、そういう形で全くもっ
て払い下げをしたいという申請者については、どういふお金の準備をしていいのかというの
もわからない、今、現状そういうことなんです。

前任の担当者の踏襲、今まで販売した価格に乗じてということをおっしゃいますけど、こ
ういふ整備つていふのはできていないでしょう。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

議員から以前御指摘をいただきましたとおり、確かにこういふことでやりますよという
ことでやっておりますけども、払い下げの基準、価格決定の基準といったものは確かに明文
化していないなというのは御指摘がございましたし、今はやはりその辺は副町長とかとも話
しまして、払い下げの算定基準は示すべきだろうというところで、今、ほかの自治体の事例
も参考にしながら、明文化できる形でつくろうということで、調査もして、案を今つくつて
いるところでございます。

○4番（三石 孝君）

そのとおりですよ。川棚町は、平成11年ごろ、例の地方分権一括法の中で、平成17年3

月31日までにこれをやりなさいというふうな文書が来てるんですけども、川棚町においては、17年に制定されてますね、やはりね。川棚町の法定外公共物払い下げに係る事務処理要綱というのちゃんとネットでとれます。だから、ある意味、やはり町民が払い下げをしやすい方法、そういうふうに限ってというわけではございませんが、払い下げてほしいと町民が思っているならば、町民にわかりやすい方法で今、おっしゃったような形で法整備をしていただきたい。

また、大もとになります国の財産の管理をやっておりました財務省にも私も尋ねています。財務省の主張はこういうことですよ。例えば、この例で言いますと、宅地がございます。宅地の下に公道っていうのがあります。公の道ということです。これが県道であったり、町道であったり、いろいろな形がありますが、路線価格というのがございまして、この路線価格をこの面積に掛けます、宅地の面積。そういうやり方で課税額、標準額を出すわけですね。

だから、そういう算出方法をとって、今回、波佐見町が今まで従来やっておられるのは、まず、求める土地の面積に路線価格を掛けまして、出てきた金額にコンマ7で割り戻しをして、また高くなるわけですね、コンマ7で割るわけですから。その価格が、この間ちょっとお話をしましたら、市場取引価格という形になるわけです。あるいは不動産屋さんがやり取りをする価格になるわけです。その価格で払い下げ金額そのものなんです、払い下げ価格なんです。それで決定されています。

ところが、大もとの国から財産が市町に移りましたが、その前は国はどういうことをやっとならって聞きましたら、面積に路線価格を掛けた標準額、そこの大体5割から6割ですとおっしゃいました。そういう形で大もとはやっているのに、ちょっと上乘せしたような形で今の現状の波佐見町の決定額はなされている。そうでしょう。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

固定資産評価額の制度とちょっと関係あるんですけども、宅地についてはもともと1回出した評価額の7割が実際の税額の根拠となる固定資産評価額になっているというところがございまして、それを勘案して、もともとのその土地の家屋の価格を出すというときに0.7で割り戻しをしているというところになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

はいはい、そういうことですよ。ですから、0.7で割り戻しをすることによってもともとの価格を出されるわけでしょう。そのもともとの価格で払い下げをされるということを今、私は言ってるんですよ。だから、そうでしょうということです。今、おっしゃったので、そういうことなんですけど、実際は違いますよと。実際というか、財務省がやっていたのは違ってましたよということをお伝えしたかったんです。財務省は評価額にコンマ5かコンマ6で出してるってということをおっしゃいましたので、そのことをお伝えしたんです。

もう一つ大事なことがございます。歴史文化交流館が元橋本邸が町有財産になりました。で、町有財産になるときにどういうことになったかちゅうとは、基本的に、あそこの前の道路は県道になっておりましたね、その路線価格が1万3,200円です。それに面積を掛けますと、大体4,800万ぐらいになります。先ほど波佐見町が払い下げる金額を出した計算、わかりますよね。面積に対して路線価を掛けるやつが4,800万になります。4,800万をコンマ7で割りますと、6,500万ぐらいになります。6,500万で市場取引価格なんです。それを波佐見町は3,350万で取得しています。どうですか。取得をするときは安く買う、払い下げ価格を高くして。そうじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

町長答弁にもございましたけれども、売り払いなどの場合については、最も高い価格で、買い入れの場合は買い得る最も安い価格でということで、地方自治法上も最小の費用で最大の効果を上げるという大前提がございますので、そういったものに基づけば、やはり買い入れということになれば、最も安い価格というのをこちらとしては求めていかないといけないということであると思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

わかりますよ。しかし、どちらも法的財産を申請して取得したい人。副町長はある会の中で、町民の財産ですからとおっしゃる。どちらも町民の財産です。ならば、そういう手続が実際なされたわけだから、架空で話をしているんじゃないんです。であるならば、路線価格に里道の面積を掛けて、さらにコンマ7で割って高い金額であると。そこまでやる必要はありますか。どうですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

その財産の中でも、やはりそういうふうな形で路線価格はあります。非常にお家を建てたりなんかするときには、その価格は尊重されてきたらうと。しかし、その路線価格の中に建物が建って、そして老朽化して、そして処分をしたいけど処分できない。そうすると、買う人がいないと自然と民間では安くなるんですよ。買ったときにうんと安く、例えば価値観があったんですけども、建物があってその使う用がない、誰も購入の当てがないということになると、その価値観は下がってきます。民間ではそうです。だから、ある面では所有者と債権者、その方々の話と、そして我々と、所有者は債権者に一任します、債権者はこの価格でというような形の中で3者が合意形成をとって、その結果となったわけです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は町長に、旧橋本邸の購入の経過うんぬんかんぬんを聞いたわけじゃなかわけですよ。今、町民の人たちも里道が宅地の横にあつて、里道自体は使われていないから普通財産になつとる、そういうことを購入することによって、それに伴う税金は微々たるものかもしれないけど上がるわけですよ。それで、不動産取引についても、里道が宅地の一角を買うと入つとると、買いたくないということもある。不動産取引をしっかりとやるためにはそれは必要なんです。だから、ある意味、専門家が言います。単独で、里道だけが取引に上がってくるわけじゃないわけですよ。それに路線価を平気で乗じて、またその上のコンマ7で割るっていう行為と、今回、町が歴史文化交流館の元所有者から購入された価格のバランスの問題をどうお考えになりますかっていうことを、今、町長にお尋ねしてるんですよ。何も経緯を話してくださいって言っていません。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

その土地の払い下げの部分と、我々がそこの中で購入したときは、別に交渉をしてどうこうということではなかったんですから。それはお互いに合意形成で、結果としてそうなったわけです。時と場合と条件がかわってきてるって。同じような、今おっしゃる払い下げのあれと、今度の歴史文化交流館は全然違うんですよ。それを一様にして判断するっていうことはとてもできないんじゃないかなというふうに思います。それはそれ、払い下げの部分は今おっしゃるように、改善するところは改善していけばいいじゃないですか。しかし、歴史文

化交流館において、あそこは持て余してどうしようもなかったわけですよ。そして我々は安いから買ったんじゃないです。本当に必要だと、そして適正な合意形成ができたというのが適正な価格になって出てきたと。その中で、民と一緒に成約がなつたと。

○議長（今井泰照君）

時間ですので、手短にお願いします。

○町長（一瀬政太君）

はい。

○議長（今井泰照君）

以上で4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時 散会

第 3 日 目 （ 9 月 12 日 ） （ 木 曜 日 ）

議 事 日 程

- 第 1 議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第 2 議案第52号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 3 議案第53号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 4 議案第54号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 5 議案第55号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 6 議案第56号 平成30年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - 第 7 議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- （以上 7 件 決算特別委員会付託）

第3日目（9月12日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

昨日の三石議員の一般質問における答弁で、町長から修正の申し出がありましたので、これを許可し、発言を許します。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

昨日の三石孝議員の一般質問の中で、農業施設の災害について、昨年、農家の負担を軽くするようという質問があつておりまして、その回答として、検討するというようなことで、再度きのう、どうであつたのかという趣旨の質問をされました。その中で、私は、事業費の下限を5万から1万円に下げたというふうに答弁をしておりましたが、これが間違つておりまして、訂正をしたいというふうに思います。

農地の災害につきまして、これまで12万5,000円の下限であつたわけですね。それを5万円に引き下げております。それと、農地等の災害の中で補助率もアップをしております。農地につきましては、これまで50%であつたのを75%に、それから施設につきましては、これも50%であつたのを90%に引き上げをいたしておりますので、ここで訂正をし、おわびをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第51号

○議長（今井泰照君）

日程第1．議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。

お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。

歳入につきましては収入済額を中心に説明いたします。率につきましては対前年度比でございます。

それでは初めに、歳入、1款. 町税でございますが、収入済額12億8,334万3,239円、前年度と比較しますと2.7%の減となっております。

内訳ですが、1項. 町民税 5億3,283万9,300円、1.5%の減です。収入未済額1,167万6,523円、徴収率97.9%です。

次に、2項. 固定資産税 6億1,506万2,570円、4.4%の減です。主な要因は、3年に一度の家屋の評価替えに伴う減と、地価下落に伴う宅地評価額の減によるものです。不納欠損額119万4,087円、収入未済額1,245万5,834円、徴収率97.8%です。

次に、3項. 軽自動車税5,511万6,541円、3.4%の増です。軽自動車の新規購入が増えていること、また、13年以上経過している車の税が引き上げられており、その台数の増加によるものです。収入未済額89万9,949円、徴収率98.4%です。

次に、4項. 町たばこ税7,846万5,888円、0.6%の減です。

次に、5項. 入湯税185万8,940円、4.4%の増です。

続きまして、2款. 地方譲与税、収入済額5,581万4,000円、0.8%の増です。

内訳ですが、1項. 地方揮発油譲与税1,611万5,000円、0.5%の増です。

2項. 自動車重量譲与税3,969万9,000円、1%の増です。

続きまして、3款. 利子割交付金、収入済額191万1,000円、7.3%の減です。

続きまして、4款. 配当割交付金、収入済額262万4,000円、29.8%の減です。

次に、5款. 株式等譲渡所得割交付金、収入済額268万6,000円、30.3%の減です。

続きまして、6款. 地方消費税交付金、収入済額 2億7,969万4,000円、3.9%の増です。

続きまして、7款. 自動車取得税交付金、収入済額1,137万9,000円、8%の増です。

続きまして、3ページ、4ページをお願いします。

8款. 地方特例交付金、収入済額707万7,000円、9.3%の増です。

次に、9款. 地方交付税、収入済額18億7,163万円、0.5%の増です。

続きまして、10款. 交通安全対策特別交付金ですが、収入済額107万4,000円で、14.6%の

減となっております。なお、交付金等の算出根拠は、成果説明書の4ページから6ページに掲載しています。後ほどごらんください。

11款. 分担金及び負担金、収入済額7,536万8,891円、3.7%の減です。

内訳ですが、1項. 分担金133万7,100円、36.3%の減です。これは農地等災害復旧事業費分担金の減によるものです。収入未済額32万7,300円。

2項. 負担金7,403万1,791円、2.8%の減です。収入未済額112万1,978円。

次に、12款. 使用料及び手数料、収入済額9,690万4,154円、0.7%の増です。

内訳ですが、1項. 使用料8,859万7,554円、1%の増です。収入未済額は7万円です。

2項. 手数料830万6,600円、1.8%の減です。

次に、13款. 国庫支出金、収入済額8億3,747万8,595円、6.4%の減です。

内訳ですが、1項. 国庫負担金7億665万7,215円、6.1%の増です。収入未済額251万6,000円。

次に、2項. 国庫補助金1億2,665万4,566円、43.4%の減です。前年度、年金生活者支援の臨時福祉給付金が大きかったため、30年度は減額となっています。収入未済額9,836万円。

次に、3項. 委託金416万6,814円、24.5%の減です。これは国民年金事務費の減によるものです。

続きまして、14款. 県支出金、収入済額5億9,493万9,028円、2.7%の減です。

内訳ですが、1項. 県負担金3億9,201万6,111円、5.7%の増です。

次に、2項. 県補助金1億7,749万8,546円、13.7%の減です。主な要因は、担い手農地集積事業費や農地等災害復旧事業費の減によるものです。

5ページ、6ページをお願いいたします。

次に、3項. 委託金2,542万4,371円、27.5%の減です。これは選挙費委託金の減によるものです。

続いて、15款. 財産収入、収入済額755万9,635円、7.9%の増です。

内訳ですが、1項. 財産運用収入648万7,972円、5%の増です。収入未済額は1万700円です。

次に、2項. 財産売却収入107万1,663円、30%の増です。

次に、16款. 寄附金、収入済額9億2,357万9,750円、70.7%の大幅増です。これは、ふるさとづくり応援寄附金が大きく伸びたことによるもので、寄附金総額は8億9,849万7,007円

となっています。

次に、17款. 繰入金、収入済額2億4,862万円、144.1%の増です。ふるさとづくり応援基金や教育施設整備基金などから繰り入れを行い、西ノ原公衆トイレの設置や東小学校プール改修等の事業を行っています。収入未済額2,650万円。

次に、18款. 繰越金、収入済額8,871万8,494円、33.9%の減です。

次に、19款. 諸収入、収入済額1億4,315万7,823円、8%の増です。

内訳ですが、1項. 延滞金、加算金及び過料52万9,257円、19.6%の減です。

2項. 町預金利子24万3,372円、54%の減です。

3項. 貸付金元利収入1億116万4,000円、3.3%の増です。

4項. 雑入4,122万1,194円、23.3%の増です。

次に、20款. 町債、収入済額4億9,930万円、14.8%の増です。収入未済額2億2,660万円。

歳入合計ですが、収入済額70億3,285万8,609円、7.1%の増です。不納欠損額は119万4,087円で、収入未済額は3億8,053万8,284円となっております。

7ページ、8ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましては支出済額を中心に説明いたします。

それでは、1款. 議会費、支出済額7,865万961円、1.1%の減です。

続きまして、2款. 総務費、支出済額16億4,119万7,228円、34.6%の増です。

内訳ですが、1項. 総務管理費15億5,167万2,582円、37.7%の増です。主な要因は、旧講堂兼公会堂の耐震補強修復工事及びふるさとづくり応援寄附金の増加に伴い、寄附謝礼品や配送料が大きかったこと、さらに、ふるさとづくり応援基金への積立金の増によるものです。翌年度繰越額261万2,000円。

次に、2項. 徴税費5,123万7,740円、4.9%の増です。

3項. 戸籍住民基本台帳費1,951万1,035円、3.4%の増です。

次に、4項. 選挙費1,061万8,429円、37.7%の減です。

次に、5項. 統計調査費73万5,604円、4.6%の減です。

次に、6項. 監査委員費742万1,838円、5.7%の増です。

続きまして、3款. 民生費、支出済額22億8,364万1,446円、0.9%の増です。

内訳ですが、1項. 社会福祉費12億1,018万4,100円、0.5%の減です。

次に、2項. 児童福祉費10億7,345万7,346円、2.5%の増です。主な要因は、私立保育所

への給付費の増によるものです。

続きまして、4款. 衛生費、支出済額3億2,547万3,765円、2.3%の減です。

内訳ですが、1項. 保健衛生費1億7,949万8,765円、1.1%の増です。

2項. 清掃費1億4,520万5,000円、6.3%の減です。

次に、3項. 上水道費77万円、3.1%の増です。

続きまして、5款. 労働費、支出済額1,342万4,418円、43.1%の増です。主な要因は、勤労福祉会館の高圧受変電設備改修工事によるものです。

9ページ、10ページをお願いします。

続きまして、6款. 農林水産業費、支出済額2億2,086万4,353円、0.9%の減です。

内訳ですが、1項. 農業費2億1,778万7,968円、0.8%の減です。

2項. 林業費307万6,385円、8.8%の減です。

続きまして、7款. 商工費、支出済額2億8,072万4,787円、14.2%の減です。

内訳ですが、1項. 商工費2億6,792万4,787円、16.8%の減です。これは町営工業団地特別会計の廃止により、繰出金が減少したためです。

2項. 工業用水道費1,280万円、156%の増。これは工業用水道事業会計補助金の増によるものです。

続きまして、8款. 土木費、支出済額5億8,131万2,932円、7.4%の増です。

内訳ですが、1項. 土木管理費2,755万792円、6.4%の減です。

次に、2項. 道路橋梁費2億3,149万7,487円、22.1%の増です。主な要因は、町道改良及び舗装工事や、町道南武線道路改良工事に伴う移転補償費によるものです。翌年度繰越額880万6,000円。

次に、3項. 河川費2,028万710円、143.3%の増です。これは桜づつみ河川公園の路面改修工事によるものです。

次に、4項. 都市計画費2億7,865万1,678円、5.5%の減です。翌年度繰越額7,850万円。

次に、5項. 住宅費2,333万2,265円、21.4%の増です。主な要因は、公営住宅長寿命化計画見直し業務委託料によるものです。

続きまして、9款. 消防費、支出済額2億4,215万2,004円、11.9%の増です。主な要因は、第4分団の消防ポンプ車購入と全分団のトランシーバー購入によるものです。

続きまして、10款. 教育費、支出済額5億6,430万2,104円、2.2%の減です。

内訳ですが、1項. 教育総務費9,610万2,698円、56.3%の増です。主な要因は、特別支援教育支援員の賃金を各小中学校に計上していたものを30年度から教育総務費に一括計上したためと、小中学校教室空調機設置工事の基本設計及び実施設計委託料によるものです。翌年度繰越額345万6,000円。

次に、2項. 小学校費2億604万9,178円、110.5%の増です。主な要因は、東小学校プール改修工事や中央小学校の教室間仕切り設置工事によるものです。翌年度繰越額1億7,496万円。

次に、3項. 中学校費4,431万7,180円、76.5%の減です。これは前年度、武道館建替工事が大きかったため、30年度は減額となっています。翌年度繰越額8,690万9,000円。

次に、4項. 社会教育費1億3,026万270円、7.9%の減です。

11ページ、12ページをお願いします。

次に、5項. 保健体育費2,444万6,412円、12.7%の増です。主な要因は、甲辰園のグラウンドフェンス改修工事と鴻ノ巣テニスコート改修実施設計業務委託料によるものです。

次に、6項. 学校給食共同調理場費6,312万6,366円、4.5%の減です。

続きまして、11款. 災害復旧費、支出済額6,587万529円、159.5%の増です。

内訳ですが、1項. 農林業施設災害復旧費2,555万1,920円、11.9%の増です。翌年度繰越額1,288万4,000円。

次に、2項. 公共土木施設災害復旧費4,020万7,585円、1,478%の増です。昨年7月の豪雨による災害で道路や河川などの復旧工事を行っています。翌年度繰越額377万3,000円。

次に、3項. 公共施設災害復旧費11万1,024円。

続きまして、12款. 公債費、支出済額6億4,758万5,021円、2.2%の減です。

13款. 諸支出金、14款. 予備費の支出はございません。

歳出合計ですが、支出済額69億4,519万9,548円、7.2%の増です。翌年度繰越額は3億7,190万円となっております。

13ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残高は8,765万9,061円です。

ページを大きく跳びまして、154ページをお願いします。

これは実質収支に関する調書でございます。

次のページ、155ページから162ページは財産に関する調書でございます。どちらも後ほど

ごらんいただきたいと思います。

以上で、平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

ただいま設置しました決算特別委員会を10時35分から委員会室で開催します。委員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開時刻は、追ってお知らせします。

午前10時24分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせします。決算特別委員会の委員長に石峰実委員が、副委員長に尾上和孝委員が決定した旨報告を受けましたので、お知らせします。

日程第2～7 議案第52～議案第57号

○議長（今井泰照君）

日程第2．議案第52号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第7．議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

順次、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第52号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の172ページ、173ページをお願いいたします。成果説明につきましては、208ページから213ページになります。

平成30年度の決算につきましては、国保が都道府県化初年度であったことから、前年度との比較ができない部分がございます。そこは御了承いただきたいと思います。

それでは、歳入でございます。

1款．国民健康保険料、収入済額3億2,002万7,178円、前年度比1,273万3,211円の減額となっております。不納欠損額212万1,400円、収入未済額3,656万304円でございます。収納率89.2%となっております。一般被保険者と退職被保険者を合わせました現年度分の収納率は95.5%ということで、前年度と比較し微増となっております。

3款．国庫支出金は、今年度から基本的にゼロ円となります。都道府県化に伴いまして、国庫支出金として直接交付されるものにつきましては、災害等があったときのみに限定されますので、通常は発生しないことになります。

4款．県支出金11億6,935万6,056円、10億4,743万6,339円の増となっております。これは都道府県化に伴い、国庫支出金及び療養給付費交付金、前期高齢者交付金が一括して県で取りまとめられ、県の支出金として一括交付されることによりまして大幅な増額となっております。

174、175ページをお願いいたします。

6款．繰入金1億96万3,254円、前年度比247万4,206円、2.5%の増となっております。

7款．繰越金4,562万2,231円、前年度比1,723万8,418円、60.7%の増となっております。

8 款. 諸収入138万9,735円、前年度比27万8,750円、25.1%の増となっております。未済額2万357円につきましては、遡及した社会保険への資格異動があったことから、国保で支払った医療費は返還していただく必要があります。ただし、これにつきましては年度内の返還とならなかったため未済額として残っているものです。

176、177ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額16億3,756万6,439円、前年度比3億382万7,723円、15.7%の減となっております。収入未済額は3,658万661円となっております。

続きまして、歳出でございます。

178、179ページをお願いいたします。

1 款. 総務費1,124万4,410円、前年度比480万7,727円、29.9%の減となっております。主な要因は、前年度の都道府県化に伴うシステム改修の影響によります。

180、181ページをお願いいたします。

保険給付費11億712万6,670円、前年度比1,348万7,765円、1.2%の減となっております。

184、185ページをお願いいたします。

3 款. 国民健康保険事業費納付金3億7,940万7,885円、都道府県化に伴うものとして、市町ごとに一定の条件のもと算定された金額を納付しております。

4 款. 保健事業費4,001万7,038円、前年度比274万5,225円、7.4%の増となっております。これは特定健診委託料、短期総合健診、いわゆる人間ドックでございますが、あと、脳ドック助成金、こういった健診費用が主なものとなっております。

188ページ、189ページをお願いいたします。

7 款. 諸支出金2,249万971円、前年度比1,448万410円となっております。主なものとしまして、1 款、1 目. 償還金になります。29年度事業の実績に伴います国庫支出金の返還金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金となっております。

190ページ、191ページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額15億6,039万5,459円、前年度比3億3,537万6,472円、17.7%の減となっております。不用額は7,560万4,541円です。

次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億3,756万6,439円、歳出総額15億6,039万5,459円、歳入歳出差引額7,717万980

円、実質収支額も同額となっております。

隣の193ページになります。

財産に関する調書です。

1の債権については増減はございませんでした。

2の基金につきましては、国民健康保険事業準備積立基金は、利息分の増減となりまして10万8,485円の増、年度末現在高としまして1億3,309万9,963円となっております。

3の物品は増減はございません。

以上で、平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、議案第53号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の199ページ、200ページをお願いいたします。成果説明では214ページから215ページとなっております。

歳入でございます。

1款 後期高齢者医療保険料、収入済額1億33万8,600円、前年度比466万6,800円、4.9%の増となっております。収入未済額は16万7,200円で、収納率は99.8%となっております。

4款 繰入金6,064万6,245円、対前年度比218万5,770円、3.7%の増となっております。

5款 繰越金142万6,657円、前年度比58万1,124円、28.9%の減となっております。

6款 諸収入298万1,532円、前年度比13万8,868円の減となっております。主なものは、広域連合からの健康診査委託料になっております。

201、202ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額1億6,576万4,634円、前年度比676万5,918円、4.3%の増となっております。

次に、203、204ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費390万7,660円、前年度比55万6,577円、システム改修及び健康診査委託料の増が主な要因となっております。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金1億6,081万1,258円、前年度比659万1,586円、4.3%の増となっております。

歳出合計、支出済額 1 億6,474万8,922円、前年度比717万6,863円、4.6%の増となっております。

次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億6,576万4,634円、歳出総額 1 億6,474万8,922円、歳入歳出差引額101万5,712円、実質収支も同額となっております。

以上で、平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、議案第54号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では、215ページ、216ページをお願いいたします。成果説明では、216ページから219ページが対象のページとなります。

歳入でございます。

1 款. 保険料、介護保険料でございますが、収入済額 2 億9,812万9,380円、前年度比2,653万4,520円、9.8%の増となっております。不納欠損額25万3,500円、収入未済額254万3,520円、収納率99.1%で、ほぼ前年度並みとなっております。

4 款. 国庫支出金 3 億2,941万4,126円、前年度比1,688万2,844円、5.4%の増となっております。

5 款. 支払基金交付金 3 億3,508万4,742円、前年度比1,172万1,481円、3.6%の増となっております。

217、218ページをお願いいたします。

6 款. 県支出金 1 億7,523万4,876円、前年度比950万3,157円、5.7%の増となっております。

8 款. 繰入金 1 億6,925万3,137円、前年度比648万3,159円、4 %の増となっております。なお、これは今回一般会計からの繰り入れのみで基金からの繰り入れはございません。

219ページ、220ページをお願いいたします。

9 款. 繰越金3,826万8,062円となっております。前年度とほぼ同額となっております。

10款. 諸収入810万4,566円。主なものとしまして、ここでは3 項. 介護サービス収入の694万7,100円がございます。地域包括支援センターの事業収入として、県の国保連合会から交付をされているものでございます。

221ページ、222ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額13億5,365万163円、収入未済額254万3,520円となっております。前年度比7,159万9,539円、5.6%の増となっております。

223、224ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費926万1,153円、前年度比326万2,547円、26.1%の減となっております。これは平成29年度が第7期の介護保険事業計画の策定年度であったことから、その経費分が減少しているということになります。

225ページ、226ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費11億8,757万4,993円、前年度比7,273万6,784円、6.5%の増となっております。

231、232ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業費7,654万4,370円、前年度比196万6,612円、2.6%の増となっております。

237、238ページをお願いいたします。

5 款. 諸支出金1,434万2,374円、前年度比737万7,352円、34%の減となっております。主なものとしまして、国への返還金が合計で1,383万6,874円、前年度の実績に伴うものとなっております。

6 款. 基金積立金2,513万974円、介護給付費準備基金積立金として積み立てを行いました。次のページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額13億1,285万8,364円、前年度比5.6%の増となっております。金額で6,907万1,302円の増です。不用額3,704万6,136円となっております。

141ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額13億5,365万163円、歳出総額13億1,285万3,864円、歳入歳出差引額4,079万6,299円、実質収支額も同額となっております。

次ページにお願いしまして、財産に関する調書でございます。

基金につきましては、介護給付費準備基金として2,513万970円を積み立てて、年度末の現在高が2億3,568万2,552円となっております。

物品の自動車につきましては、増減はございません。

以上で、平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

議案第55号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の248ページをお願いします。なお、成果説明については220から221ページとなっております。

まず、歳入でございます。

1 款. 分担金及び負担金、収入済額763万3,510円、収入未済額63万6,200円。

2 款. 使用料及び手数料、収入済額8,261万9,752円、3.3%の増ですね。不納欠損額4万5,790円、収入未済額126万5,700円。

3 款. 国庫支出金、収入済額1,150万円、マイナス42.5%ですね。

4 款. 繰入金、収入済額1億8,893万4,000円。

5 款. 繰越金、収入済額88万6,296円。

7 款. 町債、収入済額1,500万円。

よって、歳入合計、収入済額3億657万3,558円、マイナスの5.8%となっております。

次のページをお願いします。

歳出ですが、1 款. 総務費、支出済額8,424万9,438円。

次のページをお願いします。

2 款. 建設費、支出済額5,118万4,256円。

次のページをお願いします。

3 款. 公債費、支出済額1億6,987万834円。

よって、歳出合計3億530万4,528円となります。これは前年比マイナス6%です。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億657万3,558円、歳出総額3億530万4,528円、歳入歳出の差引額126万9,030円、実質収支額126万9,030円。

また、257から258ページに財産に関する調書を掲載しておりますので、ごらんいただきました

と思います。

以上で終わります。

続きまして、議案第56号 平成30年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いします。

平成30年度波佐見町上水道事業決算報告書について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入についてです。

1 款. 水道事業収益 2 億9,432万4,349円、これは昨年比0.5%の増となっております。

内訳として、営業収益が 2 億8,250万8,480円、前年比0.7%の増です。

それと、第2 項. 営業外収益1,181万5,869円となっております。

次に、支出でございます。

第1 款. 水道事業費用、決算額 2 億6,513万1,871円、前年比1.6%の増となります。

内訳として、営業費用 2 億3,534万6,953円と、第2 項の営業外費用2,978万4,918円となっております。

4 ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出です。

収入。第1 款. 資本的収入3,117万4,000円。

内訳ですが、1 項. 企業債3,000万円と、第2 項. 工事負担金117万4,000円となっております。

次、支出です。

第1 款. 資本的支出、決算額は 1 億3,790万9,699円となっています。

内訳は、第1 項. 建設改良費7,776万5,866円と、第2 項. 企業債償還金6,014万3,833円となっております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億673万5,699円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億113万83円及び当年度消費税資本的収支調整額560万5,616円で補填しています。

なお、ただいま報告しました決算報告書の内容については、12ページから20ページの事業報告書の概要、工事、業務、会計に掲載するとともに、収益費用明細書を21ページから31ページに、また、固定資産、企業債の明細書を32ページから35ページに掲載しております。

次のページをお願いします。

平成30年度波佐見町上水道事業損益計算書について説明いたします。

営業収入が給水収益とその他の営業収益で2億6,198万1,370円、前年比0.7%の増です。営業費用が2億3,014万5,457円、前年比2.4%の増となります。収益から費用を差し引いた営業利益は3,183万5,913円となっております。

次に、営業外収益として1,181万1,072円、営業外費用として2,030万1,030円。したがって、平成30年度の経常利益は、営業利益に営業外収益を加えて営業外費用を差し引いた2,334万5,955円となります。

よって、当年度末処分利益剰余金は2億2,009万6,652円となります。

9ページにお進みください。

9ページ上段の平成30年度波佐見町上水道事業剰余金計算書ですが、資本金及び剰余金の平成30年度の変動を掲載しております。

次に、中ほど下段ですが、平成30年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書について説明します。

当年度末残高の自己資本金は10億4,383万1,316円、資本剰余金が2億7,834万3,324円です。未処分利益剰余金が2億2,009万6,652円です。処分後残高ですが、自己資本金と資本剰余金、未処分利益剰余金は当年度末残高と同額であり、剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページをごらんください。

決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款. 工業用水道事業収益として、決算額が1,348万7,730円となります。前年比マイナス3.7%です。

内訳としては、第1項. 営業外収益898万7,730円。

第2項. 営業外収益450万円となっています。

次に、支出ですが、第1款. 工業用水道事業費用として、決算額が1,287万2,869円となります。

内訳としては、営業費用、決算額が899万8,046円。

第2項. 営業外費用が決算額387万4,823円となります。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、第1款、資本的収入、決算額が830万円。

次、支出ですが、第1款、資本的支出、決算額が825万5,269円。

なお、ただいま報告しました決算報告書の詳細な内容につきましては、8ページから9ページの事業報告書、また、10ページから14ページの収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産及び企業債明細書について掲載しております。

次のページをお願いします。

損益計算書について説明いたします。

まず、営業収益として832万2,000円、営業費用として893万1,463円となり、収益から費用を差し引いたものがマイナスとなって、60万9,463円の営業損失となります。

次に、営業外収益は509万9,147円となり、営業費用は387万4,823円となります。したがって、経常利益については61万4,861円となり、そのまま当年度の純利益となります。

次に、前年度繰越利益剰余金が1,431万4,450円。よって、当年度の未処分利益剰余金は1,492万9,311円となります。

6ページをお願いします。

中ほどに掲載しています剰余金処分計算書についてですが、当年度末残高、自己資本金は3,860万円、未処分利益剰余金は1,492万9,311円です。処分後の残高は、自己資本金と未処分利益剰余金はいずれも当年度末残高と同額となっており、剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第52号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件については、決算特別委員会に付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第57号までの6件については、決算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午前11時27分 散会

第15日目（9月24日）（火曜日）

諸報告

1 議長報告

議事日程

- 第 1 発議第3号 「消費税10%への引き上げ中止を求める」意見書
- 第 2 提案要旨の説明
- 第 3 議案第38号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第39号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第40号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第41号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第42号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第43号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 9 議案第44号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第 10 議案第45号 地方税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 11 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 12 議案第47号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第48号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第50号 波佐見町水道条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第52号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

第 18 議案第53号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 議案第54号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 20 議案第55号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 21 議案第56号 平成30年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第 22 議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(以上 7 件 決算特別委員長報告)

第 23 議案第58号 教育委員会委員の任命について

第 24 議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結について

第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 26 報告第 2 号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 27 報告第 3 号 平成30年度波佐見町一般会計継続費精算報告書について

第 28 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第15日目（9月24日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 宮 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸般の報告を行います。

議長報告については、その報告書を配付しておりますので御了承願います。

日程第1 発議第3号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 発議第3号 「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の三石孝議員に内容説明を求めます。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

発議第3号

令和元年9月10日

波佐見町議会

議長 今 井 泰 照 様

提出者 波佐見町議会議員 三 石 孝

賛成者 波佐見町議会議員 横 山 聖 代

「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由

消費税の10%の引き上げは、単に税率の引き上げだけにとどまらず、複数税率制やインボイス制度などが採用されるものである。本町には地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者多数存在する。

今回の増税は、町が推し進める産業支援事業と逆行するものであり、事業経費をさらに圧迫しかねない。そこで、町民の代表である議会が、政府に対し、意見書を提出するものである。

別紙

「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書

安倍首相は、臨時閣議で2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを表明しました。

しかし、前回8%への増税後、経済への深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。

増税と同時に、「複数（軽減）税率」の導入が予定されていますが、事業者などにおいて事務作業の混乱を招くおそれがあり、国民にとっても非常にわかりにくい税率となっています。

さらに、「軽減」とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであり、増税となります。

また「適格請求書」（インボイス）の導入により約500万の免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

特に、波佐見町においては地場産業の分業制に伴う個人小規模事業者が多数存在し、今回の増税は事業経営を圧迫する可能性が憂慮されるところです。

消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた税であり、低所得者ほど負担が重い税金です。

私たちは、地域住民の暮らしや中小企業者の営業、地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月 日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

以上です。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

百武議員。賛成討論ですか。

○7番（百武辰美君）

反対です。

私は、発議第3号「消費税10%の引き上げ中止」を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

消費税が1989年に3%で導入され、約30年が経過をしております。その後、1997年に5%、2014年に8%、そして今回の10%の改正に至っております。御存じのとおり、消費税は目的税であり、消費税法第1条2項にあるように、消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費に充てるものとされております。

さて、今回の意見書には誤解を招きかねない記述があり、反対するものであります。その記述とは、意見書の15行目から始まる、消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた税であり、低所得者ほど負担が重い税金ですという部分であります。税制の原則とは、一般的には公平、中立、簡素の三原則とされております。ここでいう公正とは、人々がそれぞれの負担能力に応じて税金を分け合うことを指し、中立とは、税制が個人や企業の経済活動における選択をゆがめないようにするためのものであり、簡素とは、税制の仕組みをできるだけ簡素にし、納税者に理解しやすくするためのものとなっております。

意見書には、生活費非課税・応能負担があるべき税制の原則とあります。応能負担は税の

原則の公平に当たり理解できますが、生活費非課税があるべき税制の原則であることが私には理解できないところであります。生活費非課税という単語自体、私自身、余り聞く単語ではありません。生活費非課税、税制の原則という文字を検索エンジンで相当数調べてみても、生活費非課税と税制の原則が並列して表記してある記事はほとんどなく、唯一、過去の国会におけるある政党の代表質問の中に、今求められているのは直接税中心、総合累進、生活費非課税という原則に立った税制の民主的再建ではないでしょうかという中にしか私は確認はできておりません。

よって、生活費非課税があるべき税制の原則ということは無理があるのではないのでしょうか。生活費非課税という言葉が耳なれない言葉であり、一般的に認知されていないことを考えれば、波佐見町議会として提出する意見書として適切でないと考え、発議第3号「消費税10%の引き上げ中止」を求める意見書について反対といたします。

以上であります。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号「消費税率10%への引き上げ中止」を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立少数であります。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第2 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第2. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本定例議会に議案１件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結については、去る8月30日に実施した随意契約見積もり合わせに付した結果、落札した株式会社トータルメディア開発研究所と工事請負契約を締結するため、議会の同意を求めるものであります。

以上であります。詳細については議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第３ 議案第38号

○議長（今井泰照君）

日程第３．議案第38号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

では、議案第38号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）について説明いたします。

１ページをお願いします。

なお、記載のとおり予算書における年度表記についてでございますが、平成31年度を今後令和元年度と読みかえ、平成32年度以降も同様としますので、御了承くださいますようお願いいたします。なお、一般会計以外の会計についても同様の取り扱いとなりますので、あわせて御了承をいただければと思います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに１億7,900万円を追加し、総額を70億7,600万円とするものです。

債務負担の補正、地方債の補正については、第２表及び第３表によります。

今回の補正は、道路の整備、防犯灯、交通安全施設の整備、ため池などの小規模農林事業など、自治会や町民からの要望に対応したものや、保育費への給付費、人事異動による人件費組み替えなど、当初予算編成後に追加、変更を要するものとそれらの財源について所要額を計上しております。

次に、５ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正ですが、まず追加として、日本政策金融公庫から長崎県林業公社への貸し付けに関する損失補償について計上しています。これは長崎県林業公社が借り受けます2種類の資金について、長崎県が行う損失補償に対し、本町がその一部を補填するものとなっており、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、変更として、防災行政無線戸別受信機整備工事の限度額を2億5,000万から2億9,000万円に変更しています。これは、当初アナログ方式での整備を予定しましたが、国が無線に関し、アナログ方式からデジタル方式への早期移行を図る方針を示しており、今後のアナログ方式での免許交付が難しくなる可能性が出てきたことなどから、デジタル方式での整備に変更する必要性が生じたためです。

次の6ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、変更として、道路橋梁整備事業、消防詰所建て替え事業、臨時財政対策債の限度額を補正させていただいております。道路橋梁整備事業については、普通交付税の収入の状況などを踏まえ、普通交付税のない地方債の借り入れを当初予定したもののについて、将来の負担を軽減するため、一般財源での措置に変更することによります。消防詰所建て替え事業については、事業費の変更に伴い、その財源として補正を行うものです。臨時財政対策債については、本来普通交付税として配分されるべき額のうち、国の財源不足により一旦地方債を発行し、後年度にその元利償還金の財源として普通交付税が全額措置されるものですが、その限度額について、普通交付税算定時に確定することから、今回その確定額に合わせた補正を行うものです。

なお、利率、償還の方法について変更はありません。

続いて、9ページをお願いします。

以下、歳入について主なものを説明します。

8款、2項の地方特例交付金ですが、10月から実施する幼児教育の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金について、一時預り事業に関する交付分として138万円の増額となっています。

続いて、10ページをお願いします。

9款、1項、地方交付税ですが、7月に普通交付税の額が決定されたことに伴い、当初予算計上分との差額分について1億5,568万3,000円の増額補正を行っています。

次に、11ページをお願いします。

11款、2項、負担金ですが、老人ホーム入所者費用負担金について、所要の増額に関する補正となります。

次の12ページからでございます。

13款、国庫支出金から15ページの14款、県支出金につきましては、歳出側の各事業費の増減に伴う所定の率、あるいは額の増減による補正となります。主なものとしては、いわゆる認定子ども園や保育園の運営事業である子供のための教育、保育給付費、10月から実施する幼児教育の無償化に係る子ども・子育て支援事業、低所得子育て世帯支援としてのプレミアムつき商品券事業に伴う負担金、補助金となっております。

次に、17ページをお願いします。

16款、寄附金については、歳入の発生に伴う所要の補正となります。

次の18ページをお願いします。

17款、繰入金、1項の基金繰入金ですが、1目、財政調整基金繰入金について6,200万円の減額となります。この財政調整基金については、全体の予算を組んだ中で、どうしても財源不足になる場合、その歳入歳出を合わせるため繰り入れを行うものですが、今年度はどうしても財源が見つからない部分の8,300万について当初繰り入れを行うということで計上しておりました。今回の補正について、それぞれの事業費の増減、普通交付税などの歳入の増加もあり、結果として若干の余裕ができるということで、非常時対応のための一般財源として確保する必要もあるということから、今回減額としているところです。

19ページをお願いします。

18款、繰越金、1項、繰越金ですが、平成30年度決算における実質収支額が7,006万2,000円で固まったことに伴い、純繰越金をその額に合わせるため、4,006万2,000円の増額補正を行っているところです。

20ページをお願いします。

19款、4項、雑入の3目、雑入について、全体では12万5,000円の増額補正となります。各項目の中で大きなものとしては、自治総合センターのコミュニティ助成金事業へ応募したものの不採択となった事業に係る収入の減、跨道橋の定期点検に係る金融機関からの助成金収入の増などとなっています。

次の21ページをお願いします。

20款、町債、1項、町債ですが、これは先ほど6ページの第3表、地方債補正で申し上げ

た理由により、その財源としての増減を行っています。臨時財政対策債につきましては、今年度は普通交付税の算定から振りかえられた額が減少したことから、総額で100万円の減額となっております。

なお、普通交付税と臨時財政対策債の合算額自体は当初予算を上回っておりますので、全体として歳入が不足するというわけではないことを申し添えます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず企画財政課所管について説明します。

24ページをお願いします。

2款、1項、6目の企画費の中の19節の補助金ですが、歳入での雑入関係でも申し上げた自治総合センターが所管するコミュニティ助成金の要望に当たり、予算計上が必要であったため、当初予算で計上しておりましたが、残念ながら2件のうち1件が採択に至らなかったため、その分の減額補正を行うものであり、20ページの歳入の減に対応しています。

同じページ中の15款、ふるさと納税管理費については、各節で増減が出ていますが、総額での増減はございません。これは、これまで寄附をいただいた方向けに今後の寄附の願いを、これまでの寄附の使い道や波佐見町のPRなどの情報を掲載した冊子とともに昨年より送付しているところなのですが、その冊子の構成、印刷から発送までを当初分けて発注する予定でしたものを一括で委託する方式に変更することに伴う財源の組み替えとなっております。

以上が企画財政課所管の主なものでございます。その他の主なものは、これより各所管課より説明申し上げます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、歳出の中において総務課の所管の主なものについて説明をいたします。

補正予算書では24ページをお願いいたします。

総務管理費のうち、交通安全対策費の15節に交通安全施設工事を107万3,000円、それから、防犯灯の設置工事、81万5,000円を上げているのですが、こちらは地元からの設置、あるいは改良の要望等によります費用を追加をいたしております。

また、13目、電算管理費の13節でございますが、こちらは当初予算計上後にシステム改修

費を必要とするものでございまして、子ども・子育て支援システム、その他の業務等のシステムの改修費を951万3,000円追加計上いたしております。

続いて、ページ数は飛びますが、47ページをお願いいたします。

9款、1項、3目、消防施設費でございまして、こちらは令和元年度は、消防第4分団の消防詰所並びに水防倉庫の建て替え工事費を計上いたしておりますが、入札等の関係で、委託料に実施設計工事監理業務が101万円の減額、これは実績によるものでございます。また、15節に工事費を251万円追加補正をいたしておりますが、これは設計費の中で、躯体工事、それから諸経費等の経費が当初の設計よりも増額となったために251万円の増額をいたしておるものでございます。

なお、56ページのほうに、今回の補正予算で全体的な人件費の組み替えをいたしておりますが、一般会計の中にあつては、一般職の3人の増、給料が1,076万6,000円、手当に926万3,000円、合わせまして一般職関係では2,573万3,000円の調整額が発生をいたしておりますので、一般会計のほうに追加補正とさせていただいております。

総務課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の13節、委託料でございまして、プレミアムつき商品券交付事業委託料で508万円の増額補正といたしておりますが、当初予算編成時におきまして、このプレミアム商品券交付事業の対象者数を2,400人と想定しておりましたが、精査しましたところ3,600人となったことから、その差額分の経費を補正計上したものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

3款、2項、1目、児童福祉総務費の19節、負担金補助及び交付金で、一番上の保育体制強化事業費補助金216万円の減額といたしておりますが、これにつきましては、こども園や保育所におきまして、保育士の資格を持たない保育支援者を配置する場合に行う補助であります。当初、アナンダこども園、蓮池保育園、鴻ノ巣保育園の3園から配置意向がありましたので予算化していたんですけれども、蓮池保育園と鴻ノ巣保育園の2園から、ことしは配置しないとの連絡があったことから、2園分の216万円を減額するものでございます。

その下の延長保育事業費補助金の112万5,000円の増額補正でございますけれども、これは子ども・子育て支援交付金の標準額の改定によりまして、標準時間保育の補助金と短時間保育の時間単価が増額となったためにその所要額を補正したものでございます。

一番最後の20節、扶助費、福祉医療費で464万1,000円の増額補正といたしておりますが、これにつきましては、4月から8月までの福祉医療費の実績及び8月以降の前年度、前々年度の給付額を比較しまして、今年度後期の所要額を算出しましたところ不足が見込まれましたので、増額の補正を行ったものでございます。

34ページをお願いいたします。

3款、2項、2目、児童措置費でございます。

3節の職員手当等時間外勤務手当といたしまして223万2,000円の増額といたしておりますが、これは幼児教育・保育の無償化に伴う事務費の補正でありまして、時間外勤務手当に係るものでございます。

一つ飛んで、7節の賃金、臨時雇用賃金で101万6,000円の増額補正といたしておりますが、これも幼児教育・保育の無償化に係る臨時職員1名分の賃金を計上いたしております。

それから、13節、委託料で、私立保育所施設型給付委託費3,676万4,000円の増額補正といたしておりますが、これも本年度の前半ですね、7月までの委託費の実績をもとに、今後3月末までの予算に係る必要額を算出しましたところ、2,290万4,000円の不足額が生じました。さらに現在の待機児童が希望する園に全て入所可能となった場合に1,386万円の委託費が必要となることから、その合算分の3,676万4,000円を増額補正するものであります。

その下の20節、扶助費、子育てのための施設等利用給付費（一時預かり事業）としておりますが、276万円の増額補正といたしております。これにつきましては、教育・保育の無償化に伴い、未就学児の一時預かり事業に係る利用料も無償化となることから、本事業に係る所要額を給付するため増額の補正を行ったものでございます。

以上で住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、続きまして、健康推進課関係の予算の説明を申し上げます。

36ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項、2目、予防費、13節でございますが、予防接種委託料に101万1,000

円、これは風疹予防接種費の予算の計上でございます。これは風疹の公的な接種機会がなかった男性を対象に、今年度から3年間に限り、無料で風疹の抗体検査と予防接種をするということになっておりますので、これにつきまして今回計上しているものです。

続きまして、37ページをお願いいたします。

4款、1項、4目。健康増進費委託料、風疹抗体検査委託料となっております。188万5,000円です。先ほどは予防接種費でございますが、こちらについては抗体検査の委託料として計上しているものです。

以上で健康推進課の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、農林課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

6款、1項、5目の19節でございます。こちらの小規模農林事業補正ということで1,154万円を増額いたしております。当初予定しておった部分より、補助率の見直し等の関係もございまして、災害等による小さな部分の復旧の要望、それから田植え前の点検などで見つかった水路等の補修等の施設補修の要望が多く寄せられたということによる増額補正といたしております。

次に、40ページをお願いいたします。

6目の19節。負担金、補助金の300万円の減額でございますけれども、こちら、当初、儲かるながさき水田経営育成支援事業を活用して、農機具の購入を予定しておったわけでございますけれども、その前に、別の事業でございます産地パワーアップ事業において採択を受けたということで、そちらのほうの事業を活用するということでの減額となっております。

次に、7目の15節。工事請負費でございます。353万5,000円の増額です。こちらは農村環境改善センターの2階の男子、それから女子トイレの各1カ所の和式トイレを洋式トイレへ改修するという工事部分の増額、それと1階の機械室、それからトイレ、調理実習室の一部で雨漏りが見られるということでございますので、屋上の防水工事を行う必要があるということでの増額補正となっております。

次に、同じページの11目、23節。償還金利子及び交付金の増額でございます。こちら、過年度分の多面的機能支払交付金の長寿命化部分の返還金の補正ということで、131万2,000円

を上げさせていただきます。こちらの部分については、平成30年度の追加交付金のみを、追加交付金の部分が来たんですけれども、各組織の持ち越し金が多額になってしまうというところから、この追加部分については、交付せず、国と県へそのまま返還するという判断をいたしましたので、今年度の予算に計上させていただいております。

農林課部分については以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関連の補正の主なものを説明いたします。

25ページをお願いいたします。

2款、1項、18目。地方創生推進費でございますけれども、15節。工事請負費360万3,000円、岩峠の駐車場内に新たに観光案内所を設置する工事費でありまして、プレハブの事務所、あと給排水工事ですね。エアコン付きの給排水工事の工事費ということになっております。

続きまして、18節で備品購入費で、同じく岩峠の観光案内所内に置きますパソコンだったり、いろいろな机とかいすとかですね。もろもろの事務用品の購入費で38万円計上いたしております。なお、これについては、地方創生推進費で行うということで、歳入の13ページのほうで2分の1の歳入の金額があるということを、交付金があるということを申し添えておきたいと思っております。

以上で、商工振興課関連を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

続きまして、建設関係について説明申し上げます。

43ページをお願いします。

8款、1項、1目。土木総務費でございます。補正額503万円を計上しておりますけれども、これは人事異動による人件費が主なものでございます。

次ページ、44ページ、8款、2項、2目。道路橋梁維持費、補正額1,416万6,000円を増額しております。主なものとして、13節の委託料、これは夏季に雨が多く、樹木等の繁殖が多かったということから、樹木管理費を計上しております。また、跨道橋の点検業務ですね。当初見積もりから人件費がアップしたもので、その分を増額しております。

続いて、15節。工事請負費、町道維持補修工事として1,233万6,000円を増額しております。

これは当初予算に計上できなかった道路の側溝整備など維持補修工事費6路線、また、ポットホールなどの舗装補修費を計上しております。

続きまして、3目、その下ですけれども、道路橋梁改良費3,289万1,000円を増額しております。主なものとして、13節の委託料681万5,000円を増額は、町道長原線を横断する日見須川が長野川に合流する部分がありますけれども、その分の測量設計を委託するものでございます。

続いて、15節の工事請負費2,445万9,000円を増額しております。この維持工事と同様に当初予算に計上できなかった道路改良、舗装など8路線の経費を計上しております。

次ページをお願いします。

8款、3項、1目、河川総務費、補正額300万円の増額ですけれども、これは村木川の護岸工事の整備を行うために計上しております。

以上、建設課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係について御説明をいたします。

歳出、48ページをお願いをいたします。

10款、1項、2目、事務局費、18節、備品購入費に118万円を計上しています。大部分はAED購入費4台分でございます。これは当初予算にリースで計上しておりましたが、一括購入のほうが有利とわかりましたので、組み替えをして購入するものでございます。なお、補償等についてはリースと全く同じでありますので、申し添えます。

次ページをお願いいたします。

10款、2項、小学校費、そして3項、中学校費、それぞれ11節、需用費に光熱水費をそれぞれ計上させていただいています。東小学校では33万9,000円、中央小学校では46万1,000円、南小学校では41万6,000円、中学校費では46万1,000円でございますが、これは9月から本格運用を行っています空調機に係る電気料でございます、年内に係る分でございます。合計で167万7,000円を計上しているわけでございますが、今後、冬も動かすということで計画しておりますが、電気の使用料を計測いたしまして、改めて次期補正でお願いしたいというふうに考えております。

次ページをお願いをいたします。

10款、4項、4目．総合文化会館管理費、13節．委託料でございますが、127万6,000円の補正でございます。実施設計工事監理業務委託料ということでなっておりますが、これは当初予算に文化会館の非常用照明の取りかえ工事を3カ年にわたって計上するようにしております。当初では設計は自前でできるかなというふうに思ったのですが、建築基準法に基づいてしっかりと設計を行うということがわかりましたので、業者に委託する費用を今回計上したところでございます。

58ページをお願いいたします。

10款、5項、1目．保健体育総務費、53ページ、済みません、53ページです。済みませんでした。10款、5項、1目．保健体育総務費でございます。

19節．全国大会等出場補助金ということで100万の補正をしております。これは夏休み期間中に波佐見中学校女子ソフト部、野球部、または鴻ノ巣少年野球クラブ、デサフィーゴ波佐見、そして個人競技で二人が九州大会、全国大会に進みましたので、それに係る補助金を計上しているところでございます。

下りまして、3目．体育センター管理費、18節．備品購入費でございますが、100万1,000円の補正でございます。ここに掲げており、体育センターの備品、AED購入、屋内消火栓、ホース購入等ございますが、主なものは、AEDについては、事務局費で言ったとおり、リースより購入したほうが有利だということで、今回、組み替えでやっているところでございます。

以上で、令和元年度一般会計補正（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

補正予算書の20ページの4項、3目、3節と同じように支出のほうなんですけれども、24ページに2款、1項、6目、19節、コミュニティ事業補助金の180万円の減額がされておりますが、これは2件のうち1件が不採択というふうなことでおっしゃっていますが、これはどの案件、2件はどのような内容であって、どのような内容の1件が不採択になったかということと。

同じく、款、項、目の7目の15節ですけど、交通安全施設設置工事費の場所と内容ですね。また、34ページ、3款、2項、2目、13節ですね。委託費が3,676万4,000円、各保育所ということですけど、内訳をお願いします。

また、38ページです。5款、1項、2目、15節、勤労福祉会館の洋式化、トイレのほうの洋式化の工事をされていますけれども、洋式率はどれぐらいですか。

あわせて40ページの5款、1項、7目、15節、改善センター、先ほどは2基分と御説明がございましたけど、洋式化率はどれぐらいですか。

それと、48ページ、10款、1項、2目、8節ですね。ここに書いてある英語指導力向上授業の講師とはどういう人ですか。先ほど、外国語関係は指導助手というのは、この間も解説がございましたのでわかりますけれども、英語の指導力を向上させる講師とはどういう人なのか。また、英語の指導力を向上させる授業の受講生は誰なのですか。

以上、質問します。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

コミュニティ助成金の2件についてでございますが、採択となりましたのは、小樽郷自治会の公民館の備品整備、要望額は120万円となっております。不採択については、折敷瀬郷の自治会からの公民館備品の購入に関する助成ということで、要望額は180万円ということで、この2件を自治総合センターのほうに上げまして、小樽郷自治会の120万円分については採択されたという、1件が採択されたという状況になっております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

24ページ、2款、1項、7目、交通安全対策費、工事費の内訳でございますが、場所的には川内、井石、折敷瀬、湯無田、以上の4カ所分について補正を計上いたしております、量まではわかりませんが、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、この設置関係を計上いたしております。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

3款、2項、2目、13節の。（「何ページかね」と呼ぶ者あり）失礼しました。34ページでございます。34ページの3款、2項、2目、13節、委託料の私立保育所施設型給付費委託

費の3,676万4,000円の内訳をとということでございましたけれども、これにつきましては、私立保育所でございますので、蓮池保育園、白毫保育園、鴻ノ巣保育園の3園に係る運営経費でございますが、これは個別には出しておりません。全体経費で見まして、ことしの、前期の実績をもとにしながら、今年度末までの所要額というものを算出した際に2,290万4,000円の不足が生じたということと、で、現在待機児童がおられますけれども、年度末までに私立保育園のほうで大体14人ぐらい、ゼロ歳児14人ぐらいの待機児童が全て入所となった場合に1,386万円の委託費が必要となるということで、先ほどの2,290万と合わせて3,676万4,000円の増額としたものでございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

38ページですね、5款、1項、2目、勤労福祉会館のトイレの洋式化率の質問ですけれども、正確には数えていませんけれども、年次計画で整備をしております、今、約大体50%ぐらいじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

40ページ、7目、15節のところでございますけれども、まず、2階の部分のトイレ、各1個を、1個ずつを洋式化すると。ですので、まだ和式も一つずつ残るということで、約、大体50%ということになります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

48ページ、10款、1項、事務局費、8節、報償費、英語指導力向上授業講師謝礼ということでございますが、まず、講師は県立大の先生でございます。対象は町内の先生方です。今回、来年度、令和2年度の新学習指導要領の全面実施を見据えて、小学校3校、中学校1校を県の指定校として指定をしました。その中で、先生方が生徒に、児童に対する英語の指導力を向上するために行うものでございまして、歳入のほうも、県の指定を受けましたので、一定の助成を受けるようなことで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

24ページの2款、1項、6目、19節のコミュニティ助成事業補助金、説明がございましたけれども、小樽のほうは採用されて、折敷瀬のほうは採用できなかったと。小樽のほうは120万、その内容もということで言ったんですけれども、公民館の備品等についてはどういうものをこのコミュニティ助成のほうに上げられていたんでしょうかというのが1点。

もう一つは、先ほど、34ページですね。3款、2項、2目、13節の委託料、委託費なんですけれども、全体として算出されているということで、年度内の動きで、各保育所の金額は違うという理解なんですか。それとも、各保育所のマックスの定員はわかっているでしょうから、その辺から算出されたんじゃないかということを考えたんですけれども、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

コミュニティ助成金の要望時の内訳ということでございますが、まず、小樽郷自治会は、主に会議用テーブルと折りたたみいすの新調購入に要する経費が主になっております。あと、移動かまどの購入というのも入っております。

もう一つの折敷瀬郷自治会については、折りたたみテーブルですね。会議用テーブルの新調ということのみということになってございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

34ページの13節、委託料ですけれども、この委託経費につきましては、大体各園の定員数は決まっておりますけれども、大体マックスに近い子供さんを預かっておられますので、これが前年度、前期の伸び率によりまして、その決算見込みを立てた場合に、ちょっとこう不足が生じたということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、25ページお願いします。2款、1項、18目の工事請負費と、それから次の18節の備品購入費でございますけれども、岩峠駐車場の観光案内所整備工事ですね。あと、それから備品を購入予定でございますが、この観光案内所をこちらに設置されて、どのような業務を

されるものか、まずこれが第1でございます。

それから、48ページに、10款、1項、2目、19節、島への修学旅行補助金というのが24万6,000円減額してあります。これは当初も24万6,000円でしたから、恐らくゼロということで、これはなぜかということです。

もう1件、49ページ以降に1款、2項、1目、13節、各学校にダムウエーターの法定点検の委託ということで上がっておりますけれども、今まであっておりましたダムウエーターの保守点検委託料、これとの関係、線引きがどのようになるのか。

以上3点お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

観光案内所を設置して何をするかということなんですけれども、まず観光の案内を行います。観光案内の業務ですね。それに二次交通の案内、タクシーの手配だったり、乗合タクシーの案内、また、レンタサイクルの貸し出し業務、あと、これからはちょっといろいろな調整が必要なんですけれども、高速バスの発券業務、あと、物販、いろいろなものを、お土産品とかを売ったりとかする物販業務等を考えております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

48ページ、10款、1項、2目、19節、島への修学旅行補助金、24万6,000円を減額しております。脇坂議員おっしゃるとおり、当初予算に同額を上げておりましたので、今回ゼロということでございます。島への就学旅行については、中央小学校と南小学校が老岐への修学旅行、2泊3日を実施をしておりましたが、御存じのとおり、来年度の新学習指導要領の前倒しで本年度、移行期間に入っております。授業時数がかかなり増えてきたということで、さらには10連休があったということで、各学校、カリキュラムを組むのを大変苦慮しています。そういった中で、今回は島への修学旅行を見合わせて、本土への1泊2日に変えたということで学校から申し入れがありましたので、そういった経過を踏まえて、今回は補助金を減額するものでございます。

次に、49ページ、50ページに、それぞれ各学校の管理費に13節、ダムウエーターの法定点検業務委託料ということで改めて計上させていただきました。当初予算は、民間企業に通常の機械の点検の委託料をしとったわけでございますが、今回、建築基準法の適用で、ダムウ

エーターについてしっかり点検を下さい。ダムウエーターというのは、あれですね、食器類を上げ下げするエレベーターのことですが、ものの専用のエレベーターですが、これをしっかり点検して、所管省庁に報告下さいという通達が来ましたので、それに係る費用でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、島への修学旅行の補助金でございますけれども、これがいつごろ決定されたものかですね。それから、児童生徒、保護者、こういった関係者の意見、希望をとられたり、そういうことをされたのか。それから、壱岐だったら、恐らく1泊2日でも十分できるかと思っているんですよ。そういったことで、そこまで検討されたものかどうか。それから、あと、今年度限りなのか、10連休というふうな話もありましたので、今年度限りなのか、今後もそのまま本土への修学旅行に切りかえてしまわれるのか。

とにかく、本土では経験できない、非常に貴重な体験ができるかと思いますので、この事業は非常にいい事業だと思っておったわけですが。そして、また、いろいろ話を聞きますと、ほとんど、もう100%近くが、行ってよかったというふうなことを聞いております。したがって、こういうふうな教育効果も大きなものがあるし、場合によっては、恐らく子供たちもこの機会に島に行かないと、あと、もうわからないですもんね。島の事情を知ること。だから、そういうふうな意味からして、わずか24万6,000円の補助でありますけれども、非常に貴重な事業だと思いますので、この辺は再考ができればと思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは保護者の通知の時期でございますが、4月明けてすぐに保護者のほうには通知を出しているようでございまして、あわせて教育委員会のほうにもその旨事前の相談がっております。

議員お説のとおり、大変、海のない波佐見、または小さいときに島に行くというのは大変有意義だということで教育委員会としても大変思っているところでございます。その後、保

護者等からは特段意見等は寄せられておりませんので、おおむね理解をいただいているのかなということでございます。先ほど言ったとおり、有意義なことも理解はしておりますが、何せ教育課程、カリキュラムがもうきちきちで、どうなるかということもなかなか見通せないところもございます。来年度から新学習指導要領が正式に始まりますので、それを見ながら実際考える余地があるかどうかというのは、その時点でまた判断をさせていただければということで考えているところでございます。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

51ページです。10款、4項、1目、その中の、4目ですね、済みません。10款、4項、4目、その中の15節の工事請負費73万円、駐車場照明取り付け工事ということでございますが、この件については、私たちも月1回、文化会館を借りておるんですけども、そのときに暗いという意見が出ましたもので、次長にちょっとお話をしてみましたら、ほかにも要望が来とったという事で、それでどういう方式になるかなと思つたら、何か、まず、その説明をさせていただいてから、また質問しましょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

51ページ、10款、4項、4目、総合文化会館管理費の15節、駐車場照明取り付け工事でございますが、議員おっしゃるとおり、文化会館前の駐車場でございますが、照明がちょっと不足をしております、夜間、特に雨が降ったときは暗いということで複数のお声をいただきました。そこで、支柱型の電灯もつけようかと思ったんですが、大きく費用がかさみますので、建物に小型のライトをつけて、駐車場を数カ所照らそうかということで計画しているものでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

建物にちゅうことで、これは何個って今言われなかったんですが、1個ですか、1基ですか、何基ですか。それによって、小型ですからまばゆくはないと思いますけれども、前につけたときに、車をですね、スポットライトがこっちに来たときにどうかなと。小型ですから、そこまでしないと思いますけれども。

私は、ロータリーにLEDをつけたほうがもうちょっといいんじゃないかって思っていました。というのが、スポットライトをして、あそこに虫がいっぱい来るんじゃないかと思っています。玄関口に。そういうことで、LEDは虫が来ないと聞いておりますが、そのほうがムード的にもよいし、あそこで中学生あたりが全部いすに座って保護者の迎え、要するに部活をした人たちが寄り集まっとるわけですね。スポットライトをしたら、かなり明るくなるとは思いますけれども、その辺はどんなですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、ロータリーのほうにつけてみようかということも検討いたしましたが、ロータリーのところに大きな木があるもんですから、照らす範囲が奥まで行かないだろうということで、建物に複数箇所、そういったライトをつけて、広く照らしてみようかなというのが現在の計画でございます。上から照らすとまばゆいかどうかということもなりますが、その辺は考慮しながら、現場の確認もしながらやっていければなということでございますので、ロータリーにつけると、先ほど言ったように、支柱にライトを載せるというとは費用がかさみますので、現時点ではこれがベターということで考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

73万円ですね。そのスポットライトをやって、ここに上がっておるわけですが、ロータリーにLEDをつけたら幾らかという見積もりぐらいはしましたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正式に業者と、概算でございますが、したんですが、大きく費用がかさみますので、現時点ではこれが有利かなというふうには考えているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

31ページをお願いします。31ページの3款、1項、1目、13節。委託料、508万のプレミアムつき商品券の件なんですけど、これ、3,600人が対象者ということですが、今の時点でどのくらいの申請があっていますか。申請率というんですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

31ページの3款、1項、1目の13節。委託料でございます。プレミアムつき商品券の事業ですけれども、現在のその申請率ということだと思いますけど、まだ、そうですね、序盤でありまして、そう申請数はまだ上がってきていないような状況ではないかと思っております。ちょっとはつきり数を把握しておりませんでしたので、後だって報告させていただきます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

24ページをお願いいたします。24ページの2款、1項、17目、その、済みません、目を間違えました。16目です。これの中に工事請負費というのが、お試し住宅関連工事ということで50万円上がっております。この50万円はどういった工事があるのかということと、それと、済みません、25ページをお願いいたします。25ページの2款、1項、18目、この節が18節。備品購入費で、ジビエの普及イベントというのがありまして、この備品購入で6万ほど上がっております。きのうも鬼木の棚田まつりでジビエをされていたんですけど、大分大好評というような感じだったんですけど、今回この購入費というのは何を買われるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

まず、24ページの2款、1項、16目、15節。工事請負費のお試し関連工事事業につきましては、お試し住宅の周りが、今、土でございますので、そちらをコンクリートで固めるとい

うようなことで改修をして、雨の日とか、使いやすいようにということで考えております。

済みません、次のページの17、地域づくり事業費って。

○9番（尾上和孝君）

18節のジビエ普及イベント備品購入費。

○企画財政課長（山田周作君）

ジビエは17目でよろしいでしょうか。17目、地域づくり事業費の。ちょっと申しわけございません、手元には資料がなくて、ちょっと今見つからないので、ちょっと後だって報告させていただけないでしょうか。申しわけございません。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

2款、1項、17目の18節、ジビエ普及イベント備品購入費でございますけれども、こちらは地域おこし協力隊員がイベントではイノシシの丸焼き器の機器購入費ということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

5ページの債務負担行為の補正表なんですけど、防災行政無線の戸別受信機整備工事なんですけど、今これは2カ年計画で、予算的には10%が今年度、90%が来年度という御説明だったと思うんですけど、週末の台風はちょっと状況がわからないんですけど、線が切れて、できるだけ早く戸別受信機を配備してほしいとか、そういう要望というのは地域から上がっていたりはしないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

戸別受信機の整備に関する地元との協議は、自治会長会の中でもずっとこう情報交換をしながらやっておりますが、早くしていただきたい気持ちはあるけれども、町が元年度と、それから2年度でこういうふうに整備をしますという計画を一応お知らせをいたしておりますので、それをもっと前倒ししてやってくれという、そこまでの強い意見までは出ておりません。

○議長（今井泰照君）

住民福祉課長、答弁をお願いします。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの横山議員さんから、31ページの3款、1項、1目、13節、プレミアムつき商品券交付事業の現在その申請率はどのくらいかということで御質問がありましたけれども、9月20日、先週、申請書を送ったばかりということでございました。まだ上がってきていないということでございましたので、失礼いたしました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

23ページをお願いします。2款、1項、5目、15節。工事請負費のキュービクル転落防止柵設置工事について、詳細をお願いします。

それから、42ページ、商工費、7款、1項、2目ですね。13節の委託料、この波佐見ウイーク開催業務委託料と廃石膏リサイクル構築業務委託料の内容を説明してください。

それから、48ページ、10款、1項、2目、先ほど出ました8節。報償費の、もう少し詳しく聞きたいんですけれども、県立大学の先生は日本人なのか、外国人なのか。それから、教職員は何名がその受けられるのか。その辺の内容もお知らせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

23ページ、2款、1項、5目の15節。工事請負費中のキュービクル転落防止柵設置工事でございます。キュービクルというのは、電圧の変電設備ということで、庁舎の外側に機材があるんですか、こちらについては定期点検が必要でございます。その定期点検の際の点検者の安全も図りなさいということが今あっておりまして、落下防止用の柵をつけないといけませんよということがございましたので、今度そちらの柵をつけて、点検者の安全を図るというものになってございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

42ページの7款、1項、2目の13節の説明ですけれども、まず、波佐見ウイーク開催業務

委託料60万ですけれども、今、波佐見焼だったり、波佐見の食材を使って、福岡の飲食店での集中PRといたしますか、それを開催する予定としています。10月に開催をする予定としておりまして、そこを福岡での、少し、何ていいますかね、アンテナ機能的なものも有している場所でPRすることで、波佐見の観光のPRと波佐見焼のPRを行っていきたいというふうに考えております。

あと、廃石膏リサイクル構築業務は、今既に専門家を招聘して事業をやっているんですけれども、追加で、現在、その石膏のリサイクルの活用方法の一つの中に、波佐見町での農業での活用ができないかという研究が、今、少し進んでおりまして、山口大学にその石膏の農業活用の権威がいらっしゃるということで、そこにちょっとお話を聞きにくいための経費といたしますか、そういうところで委託料が増加しているということになっております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

48ページ、10款、1項、2目、事務局費の8節、報償費、英語指導力向上授業コーチ謝礼。まず講師の方は県立大学の教授で日本人の方です。これは重複するかもしれませんが、小学校3校、中学校1校を指定をしまして、先生方が児童生徒に対する英語の授業をする能力というんですかね、やり方を向上させようという授業でございます。当然、中学校は担任制でございますので、対象は英語の先生、教科担任制ですので、中学校は英語の先生、そして小学校は学級担任制でございますので、全ての先生が英語を扱いますので、そういった方が対象となります。それぞれ各学校で公開授業を行いまして、各先生方がその授業を見て、講師の先生がアドバイスを行って、授業改善につなげていくということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

40ページをお願いします。40ページの6款、1項、10目の中山間交付金の関係ですけれども、この傾斜測定と団地調書の作成委託業務ということなんですが、中山間団地につきましては、来年度が第5期目の見直しですけれども、ここは、これは新たに追加する地区なのか、それとも今指定された団地の中の傾斜を改めて測定するものなのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

40ページの6款、1項、10目の13節。委託料の件でございますけれども、こちら、来年が一応切りかえの年と、更新の年ということになっておりますけれども、その更新の年の部分の次の団体の傾斜地を図るというものではございませんで、こちらはシステムですね。断面図、傾斜測定システムですね。それが対象農地の抽出というようなものをシステム化、システムから呼び出すということで、こちらにつきましては、多くは会計検査の対象となっておりますので、会計検査の対象の資料をすぐ打ち出せるようなシステムをつくるということの委託料でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

特に章はないんですけど、例えば33ページで、保育の無償化等に関連してなんですけど、今多分、こども園さん、保育園さんに説明を、担当課とかで説明をいただいていると思うんですけど、制度自体、たくさん絡んでくる部分があると思うんで、わかりにくいという声も町民の方から聞くんですけど、ホームページとかで掲載したり、そういう予定はありますかというのと、今の段階で無償化に対して問い合わせというのは町民の方から入っていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この教育・保育無償化の問題につきましては、議員おっしゃるとおり、現在、各園におきまして説明会を行っているところでございます。ほとんど終わったような形になりますけれども、この無償化関係、この制度につきましては、町のホームページにも上げております。既に上げております。問い合わせの件数につきましては数件というところですかね。各園の説明会の中で若干説明があっておりますし、役場に帰ってきましてから問い合わせがあった件数は、まだ数名、数件というところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

川田議員。

○10番（川田保則君）

42ページ、商工費の3目、13. 委託料ですね。17万6,000円ということで、新泉源温泉成分の分析というのが上がっておりますけれども、これが何年に一遍されるのか。それと、15の新泉源の警報用設備設置工事、これはどういうものなのか、説明願えますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

42ページの7款、1項、3目の13節ですね。温泉成分の分析については、温泉法のほうで10年に1回ということで義務づけられておりますので、今回実施するものであります。

あと、15節の新泉源の警報用設備の設置工事というのは、先日も、例えば雷が落ちたりとか、いろいろなトラブルで供給ができない、ストップしたりとかいうときに、いち早くそれがわかるように、ちょっとパトロールランプみたいなのを上につけて、視覚的にわかるようにして、なるべく早目にその異常を察知できるようにということで今回つけるものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、先ほどの質問の追加なんですけど、多分、これから無償化の対象の保育料の決定通知とか、今後送られてきて、説明を聞かれていない保護者の方もたくさん、何でこの金額になったのと問い合わせが増えてくると思いますので、ぜひ、通知の見方とか、あわせてホームページに載せてほしいなというのが1個要望と、あとは今後増えてくると思いますので、問い合わせを、十分、保育園とかこども園の方にも説明をした上で、実際始まってからのほうが多分問い合わせは増えてくると思いますので、十分御不明な点をケアしていくような仕組みをとっていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議員おっしゃるとおり、この無償化の制度は非常に、担当のほうから説明をしますけれども、理解がなかなか難しいのかなと。各園で説明会をしましたけれども、余り質問が上がってこないところを見ると、ちょっとやっぱり理解が難しくて、そこでなかなか質問がしにく

いといったところかなというふうな印象を受けているというところでございます。

ですから、そのときに差し上げました資料を見てもらって、家庭で見てもらった後で、窓口のほうに質問等が上がってくるのかなというふうに思っておりましたけれども、現在のところ、さほど上がっていないというところであります。

今後、そういった相談が増えてくるかと思えますけれども、そのためにも臨時職員、専任の臨時職員をちょっと配置しておりまして、いろんな相談に対応できるようにしとりますし、インターネット、ホームページに上げております説明につきましても、もう一回ちょっと見直しまして、保護者の方が見て本当にわかりやすいかどうか、確認したいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

城後議員の関連質問なんですけれども、5ページの債務負担行為の補正が2億5,000万から2億9,000万になっている、その理由を教えてくださいということと同時に、その間、故障が来た場合にどういう対応策をします。地域振興補助金を使わせていただくとか、そういうのは考えていらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、1点目のアナログ方式からデジタル方式への転換をした理由でございます。幾つかございます。

まず1点は、総務省の総合通信局というのがあって、そちらから周波数をもらうという許可制度になっておりますが、総合通信局の基本的な考え方が、今後はそういったコミュニティに使用をする無線の周波数もアナログ方式からデジタル方式に転換をしていくという方向性を持っています。その基本的な方向性を踏まえた上で、今後5年後、あるいは10年後、5年に1回程度のその周波数の許可が、ずっと更新が必要でございますので、その時点でのアナログ方式の周波数自体の許可が確約できませんということだったのですね。であるならば、もしくは5年後、10年後にその確約ができなくてデジタルに転換をしてくださいということになると、その時点でまた費用が発生をするということを考えれば、現在の時点でもうデジタル方式を採用しておいたほうが将来にわたって費用の負担が少なくて済むだろうというこ

とが一つあります。

また、今年度に、今年度と来年度にわたって費用を負担するのですが、その費用の負担に当たりましては、防災減債対策の起債の、100%の起債の対象事業になっておりますので、5年後、10年後、この起債があるかないかもわからない。恐らくないかもしれないという趣旨を考えれば、現時点において、費用の負担は大きいけれども、起債の対象として実施をしたほうが有利ではないか。そういうことで、財政サイドとも協議をして、デジタル方式、費用負担は大きいけれども、デジタル方式を採用したということ。

それから、アナログ方式で予定をいたしておりました戸別の受信機は録音ができません。それから、線を別に引き出してスピーカーから出すということができません。そういった機能的にもデジタル方式のほうが、若干高いですけれども、デジタル方式のほうが使用に当たっても便利だという、そういうことを配慮したということもあります。そのような理由で、デジタル方式に転換をして債務負担でアップをしたということでございます。

それから、工事の途中の故障関係についてでございますが、予定では元年度と2年度、恐らく戸別の受信機の配付に関してはほとんど2年度に入ってくると思いますけれども、その段階でどのような運用するかですが、まず戸別受信機に移行をするまでは、現在の有線放送の設備の継続をしていただきます。そうしないと、防災行政の情報、あるいはコミュニティの、自治会からの放送が伝達できないということがございますので、その間にもしも故障があった場合は、修理をされるかどうかについては自治会の判断ということになります。ですから、できるだけ早いうちに各自治会の施工時期、工事の時期、配付時期を特定をして、お知らせをして、それからスケジュールを、自治会委員の中でもスケジュールを組んでいただいて移行をしていただく。もしもその間に、例えば1カ月ぐらい前になってから故障した。そしたら、その1カ月前も改修の工事をするのかどうか。その辺については、もう自治会の判断になってくると思いますが、もしも改修をされる場合に関しましては、ルールにのっとり地域振興補助の対象にはなりますので、その対応はとっていくという考えでおります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう来年度から多分導入されると思うんですが、その選定基準ですね。一遍にはできんでしょうから、どういう考えでいらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

選定基準というのは、各自治会の順番という趣旨でしょうか。その件につきましては、まだどの自治会からどのような形で実施をしていくかという、その順番までは決定をしておりますが、運用の始め方、例えば自治会ごとに設置したらすぐ運用が始められるかどうかはまだ業者と打ち合わせもできておりませんので、できるだけ現行の有線放送の古い分、あるいは故障が多いところをある程度優先的には考えておりますが、そのあたりについては、工事の進め方、そういったものを含めて、自治会とも協議をしながら判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう大体機種選定も、候補の機種が何点か上がっていると思うんですね。そういうのは絞り込まれて、一応、入札されるというのは大体いつぐらいなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

入札の時期についても確定的なものではございませんが、まずスケジュールで申しますと、9月いっぱいには実施設計を終えたいと思っておりますので、9月中に実施設計の竣工検査をやると。その後、部内で、部内というのは役場の内部で選考に係るプロポーザル方式を今のところ予定をしております。プロポーザルでその実施設計の仕様を出した上で、参加をされる業者さんに提案をしていただく。その提案をしていただいたものについて、内部でどの業者がいいのかの選定をしていくという、そういったやり方で選定をしていこうかというふうに思っておりますので、やり方としては、指名競争入札ではなく、プロポーザル方式を今のところ考えております。

時期的には、10月に提案、あるいは11月ぐらいにまた変わるかもしれませんが、を受けて、11月いっぱいぐらいに業者の選定ができればいいかなという、これから業者の選定の決定までに2カ月程度は要るのではないかと。それを受けて、12月ぐらいに工事契約ができればと、そのようなスケジュールで考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

福田議員。

○1 番（福田勝也君）

48ページの18節、備品購入費のAED購入費についてですけれども、この分については4台一括購入ということで、各学校の施設のほうに設置されているかと思うのですけれども、そのほかにも、体育施設とか、体育センターとか、あるいは鴻ノ巣、あるいは改善センター、いろんな施設においてもAEDのリースから購入という形になっているかと思うのですけれども、そしたら、全件、リースから購入に変わられたと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。今回、各AEDがリースの満期を迎えて概算見積もりをとったんですが、やはりリースより購入したほうが価格的に安いとわかりました。また、先ほど説明の中でも補償内容も一緒ということでありましたので、今回全て購入のほうに切りかえたところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○4 番（三石 孝君）

5ページの第2表、債務負担行為の補正で、追加になっております事項ですね。株式会社日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けを行ったということに関して、負担行為がっておりますが、これは限度額のほうに、早く言えば、林業公社のほうで政策金融公庫から借り入れた間伐資金について、長崎県との間になした損失補償契約、この内容というのはよくわかりませんが、この中身については、下段に書いてありますように、利用伐採間伐の資金として50万、波佐見町が負担するのが4,850円ですね。償還金の円滑化資金のほうで1億2,400万ですので120万。これは県下各市町のほうで予算化されている内容だと推測はするわけですけれども、この期間について、約12年、これは何で12年なのかということと、早く言えば、事業内容は、当然、間伐の資金というふうなことは理解、推測される。ということは、この12年の間に、波佐見町における町有林の間伐作業をしっかりとやられるという理解でよろしいものなのか。その辺について、ちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まず、資金の償還期間でございますけれども、12年というのは、あくまでも借入れをしたときに、その償還期間が決められているということで、まず12年ということになって、その期間内の保証を本町がやると、12年間の保証をしますよということで今回上げさせていただいております。それと、林業公社の事業内容でございますけれども、今回伺っているのは、間伐につきましては5ヘクタール、それと附帯施設、作業道の工事として400メートルをされると、本町の部分については伺っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

25ページ、2款、1項、17目、18節の電動釘打ち機購入費って上がっていますけれども、これの必要性、あるいは今からこれを買ってずっと使っていかれるのかどうかの説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

こちらにつきましては、空き家活用をしている隊員がおるんですけれども、自らも空き家を活用しようということで、その先々のことを考えて、空き家については自ら入手した上でですね。ただ、モデル的にそういったところの整備をしていこうということで、今整備のほうに鬼木のほうで取りかかろうとしておりまして、その上で、資機材、ほかにあるものはあるんですけれども、こちらについてはなかったというところなんです。今後やっぱり必要になってくるということで、こちらとしても、協力隊の活動として一応やっているということはございますので、そういったところで購入したほうがいいのかというところでの予算計上ということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉課長より発言の申し出がありますので、それを許可します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議決が済みましてから答弁を変更させていただきますことに対しまして、恐縮に存じておりますけれども、先ほど横山議員からプレミアム商品券事業の申請者率がどのくらいかという事で御質問があつて、9月20日に申請書を送ったばかりでまだ申請者は出ておりませんと答弁しておりましたけれども、これは間違いでございました。

申請書は既に7月に発送しておりまして、9月20日に発送したのは、購入引きかえ券の交付ということで、いわゆる決定者に対して送っていたということでありました。

この決定者は783人、決定に至らなかった人もおられまして87名、申請時ということから言えば870人でありますので、全体3,600人の対象者に対して24.1%の申請率ということで訂正をさせていただきたいと思ひます。大変失礼しました。

日程第4 議案第39号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案39号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第39号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,800万円とするものでございます。

内容につきましては、主なものとして繰越金と他の事業の残りを予備費で調整ということになりますけれども、急を要するものだけの計上となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款. 県支出金、1項、1目. 特別交付金に52万8,000円を追加しております。（「57万8,000円」と呼ぶ者あり）失礼しました。57万8,000円を追加しております。

7ページをお願いいたします。

7款. 繰越金4,717万円を追加しております。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款、1項、3目. 保険事業費に57万8,000円を追加しております。主なものとしまして、特定健診受診率達成自治会の増加に伴う報償費を計上しております。

10ページをお願いいたします。

7款. 町支出金、1項、1目. 一般被保険者分保険料還付金に200万円を追加しております。資格の遡及異動に伴うものでございます。

以上で、令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

11ページの8款. 予備費、1目. 予備費に4,542万2,000円の補正が上がってますけど、予

備費のこの4,500万以上はどういった内訳なんですか。内訳というか、予備費になぜこういう金額が。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

予備費の4,542万2,000円の方でございますが、歳入としまして繰越金が4,700万円ほどございましたけれども、今回、急を要する事業としましては、全体として約260万ほどの事業しかございませんでしたので、その余剰につきましては予備費で調整を行ったということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第40号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第40号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第40号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,072万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億372万円とするものでございます。こちらにつきましても、先ほどの国保と同様に必要なもののみの今回は補正となっております。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款. 繰越金に3,979万6,000円を追加しております。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業について319万2,000円を追加しております。こちらの主なものとしまして、13節の委託料でございます。次期、第8期になりますが、介護保険事業の計画策定に伴う調査業務委託料ということで、今回アンケートを行うようにしております。その分の経費をここに計上しております。

16ページをお願いいたします。

5款. 町支出金、1項、2目. 償還金でございますが、過年度事業の精算に伴う返還金を合計で660万円追加しております。主なものとしまして、地域支援事業交付金返還金となります。

17ページをお願いいたします。

8款、1項、1目. 予備費でございますが、3,021万円を追加しております。こちらも国保と同様に、事業に係る以外のものにつきまして、全体の財源の調整ということで、余った分につきまして予備費のほうで調整をさせてもらっています。

以上で、令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

13ページ、3款、1項、1目の13節。委託料、こちらで今、御説明がありましたけども、内容についてもう少し詳しくお願いします。また、委託先はどちらですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

3款、1項、1目、13節。委託料につきましては、現在、第7期の介護保険事業計画で進んでおりますけれども、第8期につきましては、通常であれば1年前から動き出すということでございますが、これからの介護保険等につきましては、もっと早くから取りかかり、そういった分析を行いなさいということです。今回の我々の予定としましては、65歳以上全数調査を行いまして、ニーズ調査を開催するとしております。その中身につきましては、今後、業者が決まりましたらそこをお願いをしたいと思っておりますが、業者については現状におきましてはまだ決定しておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

14ページをお願いいたします。

3款、2項、6目、この節の14節になります。この中に、視察研修バスの借り上げ料ということで13万1,000円上がっておりますが、これはどちらに何名ほど行かれる分でしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

3款、2項、6目、14節の使用料及び賃借料、視察研修バス借り上げ料というところがございますけれども、こちらにつきましては、生活支援体制整備事業ということで、支え合いのまちづくりをテーマにしたもので、先進地の視察ということで今回は大分県竹田市を予定しております。これにつきましては、バスを現在29人乗りで予定をしておりますので、そのバスに乗れる方については希望者を今募っておりますので、それに対応したいと考えているところです。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第41号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第41号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第41号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。

歳入歳出の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,900万円とするものです。

8ページをお願いします。

まず、歳入ですが、4款、1項、1目. 一般会計繰入金、補正額880万6,000円の減で、補正後、1億9,029万4,000円となります。これは、今回の歳入歳出補正予算計上に伴い減額するものです。

13ページをお願いします。

次に、歳出ですが、2款、1項、1目、管渠建設費、補正額895万7,000円の減で、補正後、6,462万5,000円となります。これは、人事異動により給与等の減額によるものです。

また、15から16ページに給与費の明細を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第42号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案42号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

議案42号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和元年度波佐見町上水道会計の補正予算（第1号）は次のところにあります。

収益的収入及び支出の補正です。

収入の補正はありません。

支出は第1款、水道事業費567万8,000円の減で、補正後、2億8,139万円とするところで、今回の補正は人事異動による給与、人件費の補正によるものです。

6ページをごらんください。

支出ですが、第1款、1項、4目、総係費の中で、補正額567万8,000円の減で、補正後、7,137万8,000円とするものです。これは人事異動に伴う給与減です。

なお、補正予算の給与明細書については4ページから5ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第43号

○議長（今井泰照君）

日程第8、議案第43号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第43号について説明を申し上げます。

議案第43号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月10日提出。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から臨時・非常勤職員が会計年度任用職員へ移行することに伴い、新たに条例を制定し、関係条例を改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙といたしまして、条例の本則並びに附則を提示しておりますが、まず、本条例に関しましては大きく本則と附則に分かれておりまして、本則のほうには、第27条までは趣旨、それから会計年度任用職員の手当を含む給与及び費用弁償について規定をされております。

また、会計年度任用職員を大きくフルタイムとパートタイムの2種類に分け、それぞれ給与、手当、費用弁償の内容を規定をしているものでございまして、第3条から13条までにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与関係について、それから第14条から第26条までにつきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び手当、費用弁償関係について規定をいたしております。

なお、大きく分けました後半の附則のほうには、本則の規定に伴いまして、既存の条例に影響があるものについて、9件の条例の改正を附則でいたしております。

それでは、条例の内容について説明をいたしますが、説明につきましてはお手元の資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案資料といたしまして、波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の骨子ということで説明資料をつけておりますので、この資料に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、大きくローマ数字のⅠ、波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の本則関係についてでございます。

1、制定の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一

一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されることになりました。会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について、地方公務員法第24条第5項の規定に基づいて条例を制定するものでございます。

2番目、条例の内容でございます。以下は各条文の内容について説明をいたします。

(1) は本則の第2条関係の規定でございます。会計年度任用職員の給与の種類について規定をしております。①といたしまして、フルタイム会計年度任用職員は、法第22条の2第1項第2号による任用については給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当について規定をしているものです。②としまして、パートタイム会計年度任用職員については、法第22条の2第1項第1号による任用でございますが、パートタイム会計年度任用職員は報酬、給料ではなくて報酬、時間外勤務、特殊勤務、休日勤務に係る報酬を含むとしておりまして、また、あわせて勤務手当、期末手当を支給するという規定でございます。

なお、ここで給料、報酬等の名称が違っておりますので、予算上にも節の区分が異なって計上されるということになります。給料は2節、手当は3節、報酬は1節、あとだって出てきますが、費用弁償関係については9節で計上するというようになります。

(2) でございます。本則の第3条関係でございますが、フルタイム会計年度任用職員の給料について規定をしております。一般職の職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規則に定める給料表の1級を適用する。いわゆる一般職給料表と技能労務職給料表のそれぞれ1級を適用しますという規定です。それから、給料の号給でございますが、これは本則の第5条関係です。規則に定める基準に従って任命権者が決定をするということになっております。

(3) です。本則では、第7条、第8条、第9条関係で、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当について規定をしております。各手当については給与条例、一般職の常勤職員と同様とするという規定です。

(4) は本則は第11条関係ですが、フルタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。期末手当の算定については、給与条例、これは一般職の給与条例を準用して、支給率、現行では2.6月分ですが、の支給日等については常勤職員と同様とする規定です。②支給対象、任期の定めが6月以上、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となったものを含む、のフルタイム会計年度任用職員が支給対象となり、その規定でございます。

(5) は本則では第14条関係ですが、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。パートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務形態によって月額、日額、時間額とします。

ページを改めまして、20ページでございます。

報酬の額については、第14条第2項から第5項関係の規定です。給料表の額を基準月額として、それぞれの勤務時間によって算出をするということになっておりまして、参考といたしまして記載しております。月額、日額、時間額の算定方法を例として記載しております。参考にごらんください。

(6) は本則第16条関係でございます。パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務について。特殊勤務手当については、規則で規定をするということになっておりますが、会計年度任用職員では、特異な手当でございますが、現行、これは現在も運用しておりますが、徴収嘱託員という制度をとっておりますが、この制度を残した場合の制度として徴収額に対する一定の率を支給しておりますが、その制度を残すために特殊勤務手当として規定をするということでございます。

(7) は本則では第17条、第18条関係ですが、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務に係る報酬の規定です。支給要件や支給率については常勤職員と同様とします。ただし、パートタイムの場合については、フルタイムと通常の勤務が短い場合がございますので、時間外勤務については7時間45分までは100分の100、それを超過した分については割増の対象となりますということにしております。

(8) は本則第20条関係でございます。パートタイム会計年度任用職員の期末手当、この算定につきましては、給与条例を準用し、支給率、現行2.6月分や支給日等については一般職、常勤職員と同様とするものです。なお、支給対象は、任期の定めが6月以上、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となったものを含む、のパートタイム会計年度任用職員とするをいたしてありまして、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして、町長が規則で定めるものについては、期末手当は支給しないとしてありまして、週15時間30分未満、フルタイムの職員の40%未満の職員については期末手当は支給しないという規定でございます。

(9) は本則第24条関係です。外国語指導助手等、他の規定により報酬額等を規定する必要がある会計年度任用職員は、本条例になじまないため、別に定めるという規定でございます。外国語指導助手等につきましては、国の基準等が示されておりまして、一定額の報酬を

支給するようになっておりますので、会計年度任用職員としての取り扱いはしますが、報酬等の規定については別に定めるということにしております。

(10) です。本則では第25条関係でございまして、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定をしているもので、通勤に係る費用弁償については、給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときには、通勤に係る費用弁償を支給します。なお、1月当たりの勤務回数が10回に満たないものの通勤に係る費用弁償は規則で別に定めることにしております。なお、費用弁償については手当ではなくて、9節の旅費関係で支給をするということになります。

②第26条関係ですが、公務のための旅行に係る費用弁償。職員等の旅費に関する条例によって費用弁償を支給するとしておりまして、フルタイム会計年度任用職員については旅費の支給対象となるため、旅費条例を適用することにしております。厳密に言いますと、フルタイムの任用職員は旅費、パートタイム任用職員は費用弁償ということで、旅費と費用弁償の違いがございます。

以上が本則についての内容の説明です。

資料は21ページに移ります。

ローマ数字の大きなⅡ番です。本則の規定に伴いまして、既存の条例関係を改正をする必要がありまして、条例関係では9件の条例の改正が必要となっております。

第1条につきましては施行日でございまして、来年の4月1日が施行日です。

第2条関係です。一般職の職員の給与に関する条例の改正でございしますが、まず、改正の趣旨でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されました。また、臨時的任用職員についても任用が厳格化され、常時勤務を要する職に該当することから、給与、勤務条件についても常勤職員と同様に取り扱うこととなった。これに伴いまして、臨時的任用職員についても常時勤務を要する職に該当することから、常勤職員と同様の取り扱いとすることとなりました。これらの制度の改正に伴い、関連条例の整備を行うもので、また、あわせて文言等の整理を行います。

なお、ここで説明しました改正の趣旨は、附則の第3条以降も同様の趣旨でございますので、以後の説明は割愛させていただきます。

(2) 改正の内容ですが、給与条例の第23条第2項関係でございます。見出しの「臨時職

員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員等」に改め、臨時的任用職員の給与は正規職員の例によるものとして、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるといたしまして、先ほど説明しました本条例の本則の部分でございます。

新旧対照表を見ていただければわかりますけれども、引用しております地方公務員法の適用条文「第3条第2項」が、「第22条の3」に改められまして、給与に関する規定を規則から条例に改めるということになっております。そういう趣旨でございます。

大きな2番です。附則第3条関係でございますが、職員の旅費に関する条例の改正でございます。

(2) 改正の内容は、第17条関係でございまして、見出しの「臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改め、「臨時雇用者」を削除し、「臨時的任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」に文言を修正するものです。改正後の地方自治法では、フルタイム会計年度任用職員はここで規定している職員に含まれることになり、この条例第1条に規定されております。

大きな3です。附則第4条関係です。職員の服務の宣誓に関する条例の改正でございまして、2の改正の内容は、非常勤職員及び臨時的職員の除外規定を削り、臨時的任用職員、会計年度任用職員についても本条例の適用対象とするものでございまして、会計年度任用職員も服務の宣誓が必要ですよという趣旨に改正するものです。

大きな4番です。附則第5条関係です。職務に専念する義務の特例に関する条例の改正でございまして、改正の内容は、第2条関係、ページは22ページに移りまして、職務専念義務の免除について、国の規定——国の規定は男女雇用機会均等法第12条及び第13条に準じ、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊産婦の休息、補食、妊娠中の通勤緩和を追加するものがございます——3項目に該当する場合については、職務専念義務の免除を受けることができるということになっておりまして、国家公務員関係では、人事院規則、規定に準じて改正をするものです。

大きな5番です。附則第6条関係です。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございまして、改正の内容は、第3条関係で、会計年度任用職員の減給について規定を追加するものでございまして、会計年度任用職員も懲戒処分の対象となりますが、減給の場合、フルタイムは給料、パートタイム職員は報酬であるため、報酬の規定を追加するという改正でございます。

大きな6番、附則第7条関係です。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございまして、第3条関係で、会計年度任用職員の休職期間について規定を追加するものです。一般職の常勤職員の場合については、休職は3年を超えない期間となっておりますが、会計年度任用職員は年度間の任用でございまして、その期間の範囲に限られるというもので規定を追加いたしております。

7番、附則第8条関係です。職員の育児休業等に関する条例の改正でございまして、改正の内容は、第7条第2項関係が、勤勉手当の適用について会計年度任用職員を除く旨の規定でございまして。引用しております給与条例第22条第1項には勤勉手当も含まれますので、会計年度任用職員は勤勉手当が任用されないため、除外をするものです。

②番、第8条関係です。育児休業の復職時調整の適用については会計年度任用職員を除く旨、規定をするものです。部内の他の職員との均衡上必要な場合は復職時に調整ができるという規定がありますが、会計年度任用職員はその規定から除外するものです。

大きな8番、附則第9条関係です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。第18条関係、会計年度任用職員の勤務条件等については規則で定める旨を規定するものです。これは勤務時間、休暇等に関するものです。

大きな9番、附則第10条関係ですが、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、第3条関係には、人事行政の運営の状況を公表すべき対象の職員にフルタイム会計年度任用職員を含めるという規定をするものです。

以上が、本条例の内容の全容でございまして。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

細かいところまで御説明いただきましたけども、結局のところは来年、令和2年の4月1日から、通常、臨時職とか非常勤職といった方々が会計年度任用職員となられて、フルタイムとパートタイムに移られるという理解で話をしますが、今の職というのは、結局、来年4月1日からは通常の常勤職員とフルタイム、パートタイムの会計年度職員の3パターンの労働者、職員がいらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

はい、そのとおりです。通常、私たちの一般職、常勤の一般職員はそのままですが、これまで、いわゆる臨時あるいは嘱託という呼び方で呼んでおりました臨時の職員が、パートタイム会計年度任用職員かフルタイム会計年度任用職員のどちらかに分類される。もう一つ、臨時的任用職員という制度もあるんですけども、本町の場合は、おおむねその二つの、パートタイムとフルタイムの会計年度任用職員で運用をしていくという計画でおります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ありがとうございます。そういう区分けの中で、今回、給与、費用弁償に関する条例の改正が諮られるわけですけども、雇用条件がかなり好転したという理解を持っておりますが、その中で、結局、決算書等にも上がりますが、性質別支出の内訳の中においては、この取り扱いに、いろんな形の旅費であったり費用弁償であったりということをおっしゃっております。これは人件費の中に扱う項目になるのでしょうか。それとも、従来どおりの物件費の中で扱う項目になるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、考え方をちょっと二つに分けていただきたいと思います。1点は予算書にどのように計上するか、これがまず一つあるんですが、これまではほとんど賃金、7節とか、9節の旅費関係は当たり前に9節に計上しておりますが、ほとんど賃金の形で計上をいたしておりましたが、これが、フルタイムの任用職員の場合には2節の給料等、それから3節の手当に上がってきます。それから、パートタイム会計年度任用職員の場合には1節の報酬、3節の手当、それから費用弁償は9節に上がってきますので、そのあたりの予算の計上の仕方が変わるというのが一つありますので、予算書の計上の仕方も変わります。もちろん、国の方向が出ておりまして、財務処理上の7節がなくなるという情報をいただいておりますので、今後は、8節以下が7節以下に繰り上げられるというふうに思っております。

もう一つは、いわゆる性質別がどのような形で上がってくるかということなんですが、これはいわゆる一般会計の決算の分析方法にかかわることになると思いますので、その部分については、まだちょっと私も情報は得ておりません。財政サイドも情報を得ているかどうかはわかりませんが、先ほどの条文の中で少し出てきましたが、人件費の公表の部分について

は、フルタイムの会計年度職員をあわせて公表しなさいという考え方が出てきておりますので、ひょっとすれば、フルタイムの会計年度任用職員も人件費という分類になる可能性は排除できないと、今のところをはっきり言えませんが、そういう可能性があるということとで御理解をいただきたいと思います。

ただし、これは決算統計の方法が来年度、2年度の会計決算ですから、さらに1年後の部分になると思いますので、もうちょっと時間がかかって方向性が決まるものではないかと思っています。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、この制度に伴って、予算的に、今の条件を同じにして、予算増になるものか、減になるものか。

それから、これは給与と費用弁償ですから、社会保険的なことについてはもちろんここにはないわけですが、いわゆる社会保険の適用をどのように考えておられるか。

それから、第2条の3に、給与は他の条件に規定する場合のほか、現金で支払わなければならないと、現金をまず原則としてあるわけですね。ただし、会計年度任用職員から申し出があったときは口座振替による方法も考えますよと、支払うことができるよということですが、これはやっぱり現状からすれば口座振替を原則にすべきと、私はそういうふうに考えますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、予算上の問題ですね。現行の形を継続した場合に、会計年度任用職員に係る人件費が上がるのか、減るのかということでございますが、現在の見込み、概算という形で御理解をいただきたいと思うんですが、元年度で雇用をしております臨時職員等の賃金関係を新しい制度に置きかえた場合には、当然、給与関係も恐らく1,000万とかそのようなレベルで増えるんじゃないかという見込みをしておりますし、通勤手当はそれほど変わらないと思いますが、期末手当については、当然パートの職員についても期末手当の支給を要することになりますので、これは当然増えてまいります。現在も波佐見町の場合には、年間を通じて雇用

をしている臨時職員については期末手当の支給をしておりますが、パートタイムも支給するということになりますので、こちらも恐らく数百万というレベルで上がってくるんじゃないかという見込みをしておりますので、全体的には会計年度任用職員に関する人件費は増えてくるという見込みはしております。

次に、社会保険の適用関係ですが、これも、現在でも社会保険事務所等の指導もあっておりますので、当然ルールに則って社会保険の加入、あるいは雇用保険の加入もいたしておりますので、この部分については、絶対数は変わらないと思いますが、期末手当とか給料等が幾らか上がって、増額になるとするならば、幾分、増額分の保険料相当分は増えてくる可能性があります。ただし、適用については、現在もずっと必要な職員については加入をしておりますので、その点については問題なく運用はできていると思っております。

また、現金もしくは口座振り込みの考え方でございますが、職員の場合も多分そうだと思いますが、現金で支給、または口座振り込みもできるという規定になっておりますので、基本的には現金支給というのが、多分、労働基準法とかそういった法律関係にも規定があるんじゃないかと思っておりますので、その部分について準じて規定をしておりますので、現金で支給するものとする、ただし本人が希望すれば口座振り込みもできると、そういう考え方に基づいての規定のやり方としております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

現金支給については、恐らく給与の支給の原則があって、それに基づくものかと思いますが、けれども、特に短期間のパートの皆さんなんかは、給与が出ましたよ、支給日に取りに来てくださいとか、そういったことがあったら、また二重に、退職後もまた足を運ばないかと、そういうこともありますので、これは、まず現金よりも口座振替という方法がよろしいかと思っております。

あと、採用の方法は、今までと変わらないというか、例えばハローワークにかけるとか、そういった方法も考えておられるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、現金と口座振り込みの関係ですね、基本的には私どもも現金で支給するよりも口座振り込みのほうが手間がかかりませんので、できるだけそういう方法を取っていく、現在も

そういう方向で運用しておりますので、できるだけ口座振り込みを活用するという方向性は持っております。

次に、採用の方法についてですけれども、まだ具体的にどのような方法であるかというのは決定しておりませんが、国のこの会計年度任用職員制度の導入の根本の趣旨のところ、会計年度任用職員の雇用に関して平準化を図る、あるいは公明公正といいますか、公平さ、そのあたりも盛り込まれておりますので、できるだけ公に公表をして公募をします。そこに、ハローワークまで出すのか、出さないのか、そこまではまだちょっと決めておりませんが、町の今後、来年の4月の採用部分からですので、できるだけ早いうちに公募をかけたいと思いますので、その段階で。ハローワークまでするか、しないかは、まだ決定しておりません。

ただし、現在も、臨時的に職員を求めたいという時期があった場合に応募がなかったような事例もありますので、そういった場合については、ハローワークまで申し込んで募集をかけるといこともいたしておりますので、そういった実態に応じた形で対応をしていくべきだろうと考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

採用の話が出ましたけども、今、雇用なさってる臨時職員また非常勤職員は、来年の4月1日からそのままの状態でのこの制度の適用がなされるという理解でよろしいんですか。改めて、先ほど公募の話が出ていましたが、条件等が変わりましたので、それをやる形で職員を採用される予定ですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在、雇用しております臨時の職員についての4月1日からの雇用ですが、やり方としては、まず、全ての会計年度任用職員について募集をかけるという作業が必要となっておりますので、その作業は一旦します。ただし、現在も仕事をしていただいている方についても、仕事の意欲があらわれる方については応募はしていただきます。それから、試験もしくは選考という表現になっておりますけれども、試験まではできるかどうか疑問ですが、当然、選考

は必要となつてまいりますので、改めて選考をするという作業も必要になってまいります。

ただし、現在雇用をしております臨時職員さんのいわゆる処遇に関しては、現在の賃金とか勤務条件を下回らないような形で考えております。ですから、今回は、来年の4月1日以降は昇給とか、そういう考え方も新たに盛り込まなくてはいけないということになっておりますので、長年勤務をされている方とか、そういった方についての処遇も当然ありますが、現在、令和2年度の雇用の状況を下回らないということをまず基本に考えております。

ただし、基本的には、初めて採用される会計年度任用職員については、初号——最初の初号ですね、についての考え方はきっちりありますので、そういった方については、その適用をしていくという考えでおります。

いろんな条件が初年度は出てくるんですけども、不利益がないように対応するという考えでおります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

会計年度任用職員の対象外となられる方で想定されるのが、地域おこし協力隊の隊員の方になるかと思うんですけど、今まで継続的に隊員を受け入れられてまして、今後もそういう形で活用されていくのかと思うんですけど、取り扱いとかそういう部分は、会計年度任用職員以外で、定期的に役場の中で準職員さんという形で扱う人に対して、どういう雇用形態とかどういう条件とか、そういうのは整備はされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

来年度から新しい制度を導入するに当たりまして、全課にわたりましてヒアリングを行いました。現在の予算の中に挙がっております非常勤特別職の職員の方、あるいは臨時的任用職員の方について、来年度からどうするかというのをヒアリングを行いまして、まだ最終的な決定はしておりません。ただし、方向性として、地域おこし協力隊の方については、今後予定をしております会計年度任用職員の制度には余りなじまないような、活動の方法とか、実際の動き方とか、そういうことを考えた場合に、余り制度になじまないのではないのかという考え方で、今のところは、私人に対する委託というような方法を取っていかうかと考えて

います。

ただし、2年目、3年目とかということがありますので、先ほど申しました、いわゆる雇用の条件については現行を下回らないということを考えておりますが、私人ということになると、年次休暇であったりとか、そういったものが今度はなくなりますので、その辺はよかったり、どうだったというのは幾らか運用が変わってきますので、本人さんの対応の仕方変わってくる部分はあると思います。ただし、賃金といいますか、給料といいますか、そういった町から出す報酬的なものについては、総額的には変わらないというような考え方で運用していこうかというふうに考えています。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

数的なことをお聞きしますが、来年からの適用ですから、その時点にならないと正確な人数はわからんと思うんですが、現状のところをそのまま当てはめたときに、大体フルタイムが何人ぐらいになるのか、あるいはパートタイムの会計年度職員が何人になるぐらいの予測ですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

令和元年度、現在の予算に計上をしております臨時の職員さんの状況について、大体フルタイム的に仕事をしていただいているのは約32人、それからパートタイム関係で、時間が不規則とか短時間とかで仕事をしていただいている方については大体65人程度いらっしゃいます。トータルで97という数字、今つかんでいるところの数字でありますので、今後この方たちをフルタイムあるいはパートタイムにするのかどうかについては、まだまだ今後担当の課ともヒアリングを行いながら、あるいは予算計上もありますので、どのような形で任用していくかというのはまだ決定をしておりますが、現行はその程度ですので、この数字に近いところになるのかなという見込みはしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第44号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第44号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第44号について説明いたします。

議案第44号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例。

波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由ですけれども、波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場の適正管理と公有地の有効活用による財源確保の観点から、地方自治法第244条の2の規定に基づき、波佐見町有料駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるために制定するものであります。

別紙をごらんください。

全部で15条からの条例となっておりますけれども、まず第1条については、趣旨について規定しております。地方自治法第244条の2の規定に基づき、波佐見町有料駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとしております。

第2条については、名称及び位置について記載をしております。名称については、波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場、位置、場所については、波佐見町折敷瀬郷89番地3、これについては代表の地番として記載をしております。

第3条では、利用時間について規定をしております。駐車場を利用できる時間は午前0時から午後12時までとするということで、要は24時間ということです。

第4条については、利用の休止について規定をしております。町長が駐車場の補修その他必要があると認めたときは、駐車場の全部または一部の利用を休止することができるということで、工事とかがあった場合には使えませんよということです。

第5条については利用できる車両、これについては、駐車場を利用できる車両は、道路交通法の第2条第1項第8号に規定する車両のうち、自動車（中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）及び原動機付自転車とするということで、（以下「自動車等」という。）と書いていますけれども、いわゆる普通の自動車と原動機付自転車ということになります。

第6条については、利用料を規定をしております。駐車場を利用するものは別表1に定める額の利用料を納めなければならないということで、別表1を一番最後のところに記載をしております。見ていただきますと、別表1、利用料は1時間以内無料、1時間を超え24時間以内300円、24時間を超える場合は300円に24時間を超え24時間（24時間に満たない場合は、24時間となる）ごとに300円を加算した額ということで、300円ずつ増えていきますよという意味です。

そして、6条の2項においては、別表2に定める定期駐車券の発行について規定をしております。それも、さっきの最後のページのところに、別表2、定期駐車券、ここは今回、有効期限が1カ月のものと3カ月のものと6カ月のものをそれぞれ金額も3,000円、9,000円、1万8,000円ということで規定をさせていただいております。

もとに戻って、条例の6条の2項のただし書きから以下、駐車場の利用状況を勘案し、定期駐車券の発行が適当でないと認めるときは、定期駐車券の全部または一部の発行を中止す

ることができるとしております。

3項で、定期駐車券の途中解約について規定をしまして、第4項では、先ほどの定期駐車券についての未使用分の利用料の還付について規定をしております。

次に、第7条ですけれども、利用料の不徴収及び減額について規定をしております、次の各号に該当する自動車等に限り利用料は徴収しないということで、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車ということで、パトカーとか救急車といったもの、2号では、災害その他緊急を要する業務を行うために利用する自動車、3号では、駐車場の電気、水道その他工事のために利用する自動車等、4号で、その他町長が特に認める自動車等ということで規定をしています。そして、前項第4号による利用料の減額または免除を受けようとするものは、規則に定める方法によってその申請手続をしなければならないと規定をしております。

第8条については、目的外利用について規定をしております、次の各項のいずれかに該当すると認めたときは利用を許可することができるということで、1号として、陶器まつり会場の用に供するとき、2号が、災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供するとき、3号で、前各号のほかに町長が必要と認めるとき。2項で、前項各号においては利用料を徴収しない、こういうときは利用料をいただかないということですね。そして、3項では、目的外使用する場合に支障となる車両については、管理者により移動することができる」と規定しております。

次の第9条においては、駐車の拒否。次の各号のいずれかに該当するときは自動車等の駐車を拒否することができるとして、1号、発火性又は引火性の物品を積載した自動車等、2号で、駐車場の施設等を損傷するおそれのある自動車等、3号で、前各号のほかに駐車場の管理に支障があると認められる自動車等ということで、めったにないとは思いますが、こういう危険が伴うような自動車については御遠慮いただくということですね。

第10条、禁止行為。利用者は駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

1号、他の自動車等の駐車を妨げる行為、2号、駐車場の施設等又はほかの自動車等を汚損する行為、3号、みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみ等を捨てる行為、4号で、前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為ということで定めております。

2項では、前項各号に掲げるいずれかの行為をしたものに利用を禁止することができる」という規定を盛り込んでおります。

第11条では、施設管理としまして、駐車場、同施設、便所及び周辺施設の管理運営は、町

長が行うものとするということで、直営で行うということで規定しております。ただし、町長が必要と認めたときは一部の業務を委託することができるというのは、専門的な機械の保守とかについては委託をしますよということです。

第12条、違法駐車車両及び放置車両に関する措置ということで、条例または条例に基づく規則の規定に従わず駐車した自動車等、及び相当期間にわたり放置されている自動車等については、当該車両の所有者または利用者を調査し、所有者に対し違法駐車車両及び放置車両を移動または撤去するよう勧告し、命ずることができるということで、まずは調査をしますということですね。それでお願いで、まずよけてもらうというような措置を取っていくということです。

2項、町長は、前項の規定による移動または撤去命令に従わず、さらに相当期間を経過した違法駐車車両及び放置車両については、移動または撤去することができる。

3項として、移動または撤去費については所有者及び利用者が負担するものとするということで規定をしております。

第13条では、損害賠償。利用者は駐車場の施設を損傷し、汚損し、又は焼失したときは損害を賠償しなければならない。町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる規定しております。

第14条では、賠償責任。駐車場内の自動車等相互の接触もしくは衝突によって生じた損害又は災害、盗難その他町長の責めに帰さない事由によって生じた損害については、町長はその責任を負わないということで、最後に15条で、委任として、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定をしているところであります。

最後のページは、先ほど言いました料金について規定をしているところでございます。

以上で、波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

15条にわたる今回の駐車場設置に関する条例ですけれども、最初に提案理由に、財源確保が挙がっていますけれども、これはどれくらいの収入を想定していらっしゃるのでしょうか。

経費と想定した年間の収入を教えてください。

2 番目に、第3条の利用時間について、24時間ということですが、これは多分自動で行うのを想定されていると思いますが、もしかして日中においては人を介在して管理をなさるかもしれませんので、どういうシステムで24時間の運用をされるかということをお聞かせください。

3 番目に、第5条の利用できる車両に関して、中型車両を除く、中型、大型となっておりますけれども、中型車両は、皆さん御存じのとおり、4トン車やマイクロバスというのが中型車両になりますが、駐車場への進入を妨げられるのかなというふうな疑問がございましたが、それについてお答えください。

4 番目に、第6条の利用料の徴収方法はというふうに、別表は上がっておりますが、される予定なのか。

5 番目に、同じく定期券の発行を考えていらっしゃいますが、どこで購入できますか。定期券の発行が適当でないということも書かれています。適当でないと認めるときはどのようなときですか。

6 番目に、第7条の2項、利用料の減免車両と書いてあります。これはどういうものを考えていらっしゃいますか。

7 番目に、第8条3項の移動、第12条2項の移動または撤去とは、どのような方法で、どこに移動を行われますか。

8 番目に、第9条の駐車の拒否について、それらの車両の判断、どこで誰が判断されますか。そういう基準があるんですか。そういうことは可能なんですかね。そこをお答えください。

9 番目に、第10条、禁止行為について、2項の利用禁止についてはどのような方法を考えておられるんですか。それがまた同じようにできるんでしょうか。そういうことについては、防犯カメラの設置は考えてらっしゃらないんですか。

10 番目に、第12条1項と2項に相当期間とあります。これはどれくらいの期間を指していらっしゃるんですか。放置車両の認定は誰が行うんですか。御回答ください。

11 番目に、附則に挙げられている、大体、条例と法律もそうですけど、制定、公布、施行、適用の順でいきますが、供用開始ということをやっていますが、いつを供用開始と考えてらっしゃるんでしょうか。また、その後の規則を含めて、これらの町民に対する告知方法、

いつからの開始と同時に方法と手段をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上、質問します。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、1番目に言われた、提案理由に財源確保ということで、収入と経費がどのくらいかということで、予算的に、まず計上した根拠を言いますと、これは、利用の調査をした結果で算定しておりますけれども、バスを利用するという方が大体25台くらいあったということで、まず25台と、あと、休憩とか待合が100台くらい1日にとまります。そのうち15%くらいの方がとまったと想定して15台、合計の40台が1日にとまったという計算で、300円の40台の30日で、月に36万の収入を考えておりますが、経費としては大体33万ぐらいかかるということで、最初のうちの状況というのはこんなものじゃないかということで考えております。赤字にならない程度の状況なのかということで考えておりまして、ただ、シミュレーションといたしますか、2年目にはいろいろ周知されて利用も上がってくるんじゃないかということで、ちょっと予測も立てているんですけれども、それについては年間50万ぐらいの収益になるように目指しているというところであります。

そして、2番目についてですけれども、24時間ということで、当然、自動の機械で、ゲート式の駐車場システムを導入いたしまして、自動的に発券をして、帰るときに料金を、現在の想定では現金だけの徴収ということで、コインを300円入れていただくというような仕組みを取りたいと思っております。将来的にはクレジットカード、または交通系ICカード、電子カード、WAONとかE d yとか、そういったものまでは対応できるようにやっていきたいのと、これは状況を見ながらの話になっていくと思います。ただ、今はやりのP a y関係はちょっと、対応は今のところできないということです。

あと、5番目で、どこで定期券は買えるのかということで、ここは直営で行いますので、当面は役場、商工振興課内で販売をするということにしております。

駐車券の発行が適当でないと認めるというのはどういうときかということですが、これについては、定期券を発行するための一定のサービスレベルが保てないとき。というのは、この8条関係で、例えば、陶器まつりとか災害があって、あそこが長期間使用できないとかいうときに定期券を売ったら逆に損をされるというとき、そういうときは定期券を当然発行はできませんので、そのサービスが一定レベルに保てないということで、定期券の発行

が適当でないというふうに考えております。

6番目が、減免の車両というのがどういうのがあるかということで、8条と少し被るところもあるんですけども、8条で、陶器まつりとか、災害、例えば口蹄疫があつたりとかいうときも過去にあそこを使ったという経過がありますけれども、そういった急な災害とか、そういうとき、8条に書いてある以外で、例えば公共性が高いようなものであそこを借りたとかいうことが、ほとんどないと思いますけれども、そういったことがあつた場合に、公共性が高い行事等で借りるというときは、そこを減免申請していただくというようなことで想定しております。

7番目が、移動または撤去は、どのような方法でどこに移動するかということで、条例に書いたからといって、当然ながら、勝手に我々がそこにある所有の自動車を移動したりとかすることはできません。それで、もちろん移動するとなったらそれなりの手続を取って移動するんですけども、まずは敷地内で邪魔にならないところに移動できないかを考えて、それでもどうしても邪魔になるようであれば、最終的に役場に持ってくるとか、そういった手段を取らないといけないんじゃないかということで。

ただ、この移動に関しては非常にややこしいといいますか、簡単にできないということは思っています。当然、民法上の規定とか自力救済の禁止とか、税を取るように強制執行ができればそれがいいんでしょうけれども、これはできませんので、そこは最終的には裁判所の令状を取ってということになると思っております。それは、例えば、移動してくださいとか、とにかく所有者を見つけるとか、連絡手段を取る張り紙をするとか、一定の条件を満たした上で、こういったものを移動していくというような考えでございます。

そして、拒否ですね。これは誰が判断するのかといえば、役場のほうで判断するしかないというふうに思っています。ただ、最初の初動は警備会社で、24時間遠隔操作の管理システムを入れますので、まずそこで初動は動いていただきたいと思います。そして、当然、警備会社が来たりとか、我々にも連絡をしていただいて、我々が駆けつけて判断をする。いきなり出禁といいますか、利用禁止とか、そういうのになるんじゃないくて、段階を踏んで、警告からずっと、そういった注意からずっとやっていくというふうに考えております。明確な基準はないと思っております。そのときの状況の判断ということで思っております。

そして、9番目に、禁止行為とか利用禁止についてどのような方法を考えているかは、先ほど言いましたように、まず、注意をして、警告をしてという段階を踏んで、最初は口頭な

り書面なりの注意とかいう形になるんじゃないかというふうに思っております。最初はお願いベースじゃないかというふうに考えております。こういう注意をするにも、証拠が要りますので、防犯カメラは必ずつけるようにいたします。

そして、相当期間、これも明確に相当期間というのは、ほかの市町村もこれを使っておりますけれども、明確に何日というのはありませんので、大体、半年から1年とか、それ以上とかになるんじゃないかというふうに思っております。

放置車両の認定は誰が行うか、これは駐車場のオーナーが行うしかありませんよね。町が行うということです。

それで、11番目に、供用開始はいつかということで、できるなら、1月中旬からできないかなということで、そういうふうに考えているところであります。

12番目で、今後の告知方法と期間ということで、看板を立てたり、広報紙に載せたり、ホームページ、あと町内の放送でお知らせをしたりとか、そういった方法を考えておりますけれども、まずこの議会が通ってからその後にこの周知はさせていただきたいということで、3カ月間ぐらいは周知ができるんじゃないかということで思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

答弁漏れはありませんか、三石議員。言ってください。

○4番（三石 孝君）

3番目に挙げておりました普通車以外の中型車両、これについてはなかなか自動であれしでもわからんと思うとですよ。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

済みません。失礼しました。

3番目の中型車両、これはまず看板で周知をして、普通車と原動機付自転車しか入れないというのは周知をします。それで、あそこの入り口のところが、普通のトイレの奥のところから入りますけれども、機械を置いたら、かなりぎりぎりでは回らないと大きい車は通れないような状況になるというのと、あと、上のバーも設置しますので、破らないと入れないような状況になるんじゃないかということで、駐車場業者とはそういう話をしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

たくさんの御回答ありがとうございます。

ただし、最初、収支のことを伺いましたけども、ちょっとがっかりですね。今の想定される中での試算では、収入が36万、経費が33万、月3万ということですね。今回の提案理由の中に財源の確保という観点を挙げられている以上、こういう試算で有料駐車場化をなさるおつもりというのは考えておりませんでした。

私が、土曜日でしたか、駐車場に行きましたら、96台ぐらい駐車できるんですけども、90台ぐらい停まっていました。それで考えると、ざっと考えても、出入りがあったとしても、マックスのほうで考えますと、300円の大体100台が出入りをしたとして3万円で、30日で90万なのかなというふうな計算をしたんですけど、かなり厳しい査定をされている。そういう意味からすると、この3万円の利益が、ある意味、財源確保につながるかに関してはちょっと疑問を持った回答でしたので、ちょっと残念です。もっとその辺については、今まで無料で開放されていたんです。それに関して、前回の広報はさみにおいては、前々回ですか、これまで以上に便利で安心して利用できる駐車場に変わりますと。そういう部分で、料金としての300円の設定がどうなのかということも考えられてはどうだろうかというふうに、提案理由が財源確保という理由ですので、その辺の考えはないのかというのは、一つあります。

もう一つは、確かに人がいないわけですから、人がいない段階で、9条に、発火性または引火性の物品を積載した自動車と。これは、外から見れる範囲の事柄を表現されていますけど、中にこういうものがあるというのは判断できないですよ、多分。だから、そういうことを考えると、どういう段階で判断されるかというのはなかなか厳しいんじゃないかというふうに思ってますが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに、提案理由に財源確保の観点というのも書いておりますけれども、一番大きいのは、公有地の適正な管理を行っていきたいというのもすごく大きな理由でもあります。それで、どうしても長年無料であそこを使っていて、無料が当たり前という感覚がほとんどの人にしみついでいて、いざ有料になったときに、お金を払ってまであそこで待ち合わせはしないよという方もいっぱいいらっしゃるんじゃないかという計算をしております。

ただ、ほかの駐車場の例をいろいろ聞いてみますと、一旦はがくと落ちるという話なん

ですよね。ただ、有料の駐車場にすることで、ある意味、安心感が出るというか、監視カメラもあるし、自分なんかでも、あそこに何日も車をとめておくのはちょっと嫌でしたけど、有料で安心してとめられるということであれば、それはまたそれで、安心感の担保なのかなということで、そういう認識をしていただける方が徐々に増えていくんじゃないかということで。ただ、最初の収支は、大風呂敷は広げ切れなかったということで、かたくさせていたんだということで、本当は、2年目、3年目では、三石議員が言われるように、そのくらいもうけたいというのは個人的には思っているところであります。

あと、先ほどの危険な車両、ここでいうのは、監視カメラとか、遠隔操作でもカメラがついていますので、見た目でわかるような状況でしか対応はできないと思っています。中に携行缶とかがあってもそれは当然わからないから、そこはそこで、レアなケースも含めたところでの大きく条例としてカバーするという意味で記載をさせていただいているということで御理解いただきたいと思っています。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

全体のことなんですけど、今、工業組合の横とかも波佐見町で管理されている有料の駐車場だと思うんですけど、今回、特定の岩峠の駐車場で、波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例というふうな、この名前だけ見たら、いろんなところをカバーするのかという誤解がある可能性があると思うんですけど、なぜ今回特定をされずに、全体を、波佐見町有料駐車場という形で表現されたのかというのをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

大体、どこの市町村といいますか、それぞれ特定の駐車場で、ずっとばらばらに条例をつくるんじゃなくて、例えば、この第2条とか第3条とか、今の条例に追加して、どこの場合はこうする、どこの場合はこうするというふうに書いてあるのが、主な条例のつくり方じゃないのかなと考えておりますので、もし工業組合の横の駐車場が加われば、この第2条とかいうところに2段書きとか追加という形になって、なるべく共有できるような条例については、共有して条例をつくっていくというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

利用料は一律に300円となっておりますけども、これは近隣の駐車場あたりを調査されていると思いますが、その辺はどんな結果だったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、形態といいますか、一番近い嬉野インターについては、ことしの3月末までは200円で行っていました。ただ、4月1日から300円ということで、嬉野インターのところは300円。あと、川棚は時間貸しとかもありますので、川棚の駅前の駐車場は余り参考にならないんですけれども、大体、近隣のところでは300円、高くても500円とか、そういったところでありました。

○議長（今井泰照君）

ほかに。脇坂議員、どうぞ。

○6番（脇坂正孝君）

有田駅もありますよね。あそこは調べられたですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

有田駅に向かって左のタイムズのところは300円だと思います。右側の砂利のところは330円というふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません。先ほどシステムは今回、現金が最初対応というふうに伺ったんですけど、定期駐車の場合はどうやって定期券みたいなのをに入れていく形になるんですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

定期券については、定期のパスカードみたいなのをこちらのほうで中のデータを機械に入れて、3,000円なり9,000円なりで発売するというので、その定期券を入れていただければ、

最初入るときに入れていただいて、出るときも入れるかわかりませんが、そういうふうになります。

それと、先ほど三石議員の中で割引はあるのかという質問があつて、答弁漏れでした。定期券の割引は、別紙のところに書いてあるとおりですので、普通300円を30日使ったら9,000円になるところを3,000円ということで、それが割引だということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

今、定期券のことが出ましたんで、単純な質問をいたしますが、個人的には誰が定期券を買ってあそこにとめるのかなという気はしますよね、遠いし、暗いし。これは、現在、日常的にとめて高速バスを利用される方がいるのかというのと、それとも、希望的にそういう利用をしてもらいたい、どちらなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

非常に少ないですけども、いらっしゃるということで、聞き及んでおります。ただ、言われるとおり、今後そういう方も増やして、あそこの利用を活発化させたいという狙いもございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済いません、2点ほどお願いいたします。

第8条の3、この中で、管理者により移動することができますということで、先ほども課長のほうからいろいろとお話は聞かせていただきましたけど、移動するのもなかなか難しいだろうということでお聞きしましたが、もし移動するとなった場合、この移動する経費はどちらが持つのでしょうか。

それと、13条、この損害賠償の件で、「ただし」からの下なんですけど、ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部または一部を免除することができるということで書いてありますが、どんなときを想定されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、最初の8条の移動するときの経費ということで、手続を踏んで、最終的な手続を踏めば、その所有者に請求するのが当然かと思うんですけども、そこまで至らずにというか、ほぼ職権では動かさませんので、所有者に請求するというのがセオリーだと思っております。

そして、特別な理由というのは、例えば、不可抗力といいますか、災害等で地震が起こって、ぽんとゲートに当たって崩したとか、そういった情状酌量の余地があるといいますか、不可抗力の場合というのが考えられるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

先ほど、補正予算の中で、岩峠駐車場観光案内所整備ということであつたんですけど、最初は定期券とかは役場に買いに行くという形だと思うんですけど、将来的には、観光案内所でいろんな形で駐車場の対応というのはできるというのは想定されているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、あそこの案内所とこの駐車場の発想というのは、もちろん別々の発想から来て、たまたま同じ時期になったということでもありますけれども、この駐車場も最初は直営で行いますけれども、いろいろ状況を見ながら、いろんなところに公募をかけての指定管理者とか、そういうのは当然考えないといけないことじゃないかということで思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ここの駐車場は以前、大型トラックの荷物の積みおろしということで、県道側を閉めたわけですね。出入りして、あそこで積み荷をしておったものですから。今は、自動車学校の中継で、要するにトイレ休憩をされとるということで、私も行ってみました、ちょうど何台かおりました。そこで、使ってもらうことはいいんでしょうけども、条例をした以上は、そ

この自動車学校なりが許可をいただかんばつちやないかなと思ってるんですが、その辺はそのまま今までどおりでいいんですかな。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

自動車学校が駐車場に入られるということになれば、当然、料金を払って入っていただくということになると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

料金ば払う時間じゃないんですよ。先ほど言いましたように、トイレ休憩ですから、多分二、三十分で済むと思うんですよ。来て、Uターンして、トイレしてまた出ていかるっですから。ただ、私が言いよるのは、条例ができた以上、何らかの形で、許可を申請するつとが、町のほうに相談をするとかって、せんばじゃないかなと言いよるんですよ。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そこは、どうなんでしょうね。1時間以内に帰られるのであれば、自動車学校だからといって申請をするということは、別にしなくてもいいんじゃないかというふうに考えておりますけど。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

2点質問したいんですけど、最初は直営で運営するということですけど、そのときの駐車料金、機械に入っていくと思うんですけど、それは誰が集金するのかというのが一つと、あと一つ、さっき、13条で損害賠償のところを言われましたけれども、そういった不可抗力によって駐車している車が破損したりした場合、最近、そういった災害が多かったりするので、そういった場合の、波佐見町があそこの管理者になるから、その管理者責任みたいな感じで保険等に入らなくていいのかなと思うんですけど、どがんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ただいまの件につきましては、町が管理をしている施設に係るものですが、その場合については、現在も加入をいたしております全国市町村総合賠償補償保険というのがございます。その中で、町が管理をする施設に瑕疵があった場合、そういった場合については、その保険の適用になるということになっております。恐らくそういった災害といった場合も対象になるのではないかなというふうに思います。ちょっとはっきり明言はできませんけれども、町が管理する施設にはなりますので、そういう適用になると思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

料金の集金については、うちの職員に足の速いのがいますので、徴収はうちの職員が行います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第45号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第45号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第45号について説明をいたします。

議案第45号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月10日提出。

提案理由でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、波佐見町道路占用料徴収条例ほか7件の条例に規定する使用料等の額に転嫁する率の改定を行うものでございます。

今回のこの条例の改正については、本町が制定しております条例の規定の中に、消費税相当の率を転嫁しているもの全てを本条例によって一括改正するものでございまして、全部で8本の条例の改正をするものです。

1 ページをお願いします。

別紙といたしまして、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

第1条は、波佐見町道路占用料徴収条例の一部改正でございまして、第2条中第2項中で道路占用料に乗ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改める。

第2条は、都市公園条例の一部改正でございまして、第11条中の都市公園の土地または施設を使用する場合の使用料に乗ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改めるものです。

第3条は、波佐見町水道条例の一部改正でございまして、第25条及び第33条第1項中、第25条中は水道料金でございます。第33条第1項は加入金に乗ずる率でございまして、ともに「100分の108」を「100分の110」に改めるものです。

第4条は、波佐見町使用料及び手数料条例の一部改正でございまして、第2条ただし書き中につきましては、使用料に関する別表第1から第9、内容は、総合文化会館の使用料から波佐見町講堂に関する使用料でございますが、そこに規定する使用料に乗ずる率、別表第10の手数料は対象外となっております。

第5条は、波佐見町法定外公共物管理条例の一部改正でございまして、別表第1中の中で

は土地の使用料、それから別表第2中の中では土砂及び竹木等の採取料に乘ずる率を「100分の108」から「100分の10」に改めるものです。

第6条は、波佐見町公共下水道条例の一部改正でございまして、第16条第1項中の下水道使用料に乘ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改めるものです。

第7条は、波佐見町温泉供給条例の一部改正です。第14条及び第21条第1項中の規定ですが、第14条は温泉の使用料、第21条第1項は温泉の受給施設の新設または増改築工事等の際の加入金に乘ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改めるものです。

第8条は、波佐見町工業用水道事業給水条例の一部改正でございまして、第2条中の規定ですが、工業用水道料金に乘ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改めるものでございます。

附則、施行期日は令和元年10月1日から施行する。

経過措置でございますけれども、第1条の規定による改正後の波佐見町道路占用料徴収条例以下、第2条、第4条、第5条、それぞれに規定されております使用料等、占用料等については、納付すべき使用料、占用料の徴収につきましての適用は、施行日の前日までに納付すべき使用料、占用料等について、なお従前の例によるもの。

第3として、第3条、第6条、第7条、第8条に規定をされておりますそれぞれの使用料等、水道料金等については、施行日以降の定例日に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後、最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例によるということになっております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第46号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第46号について説明をいたします。

議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月10日提出。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものです。

次ページをお願いいたします。

失礼しました。前ページに戻りますが、まず、今回の法律の目的でございますが、成年後見制度を利用することによって、社会的な排除の可能性や、各資格、職種、業務等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われている可能性があるということで、また、欠格条項等の存在によって成年後見制度の利用を敬遠するような影響があるのではないかという問題点の指摘が全般的にあっておりました。これを受けまして、利用者の一律排除から、能力の有無を個別的、実質的に判断する仕組みに移行されたと。法律の施行そのものがそのよう

な目的があったということの前提がありますので、まず御理解をいただきたいと思います。

それでは、改正条例について説明をいたしますが、今回、本町の条例では、4本の条例、規定を改正いたします。

まず、第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、この中では、第14条第5項、第21条第1項、第21条の2第2号、それから第22条第1項、それぞれの改正がっておりますが、地方公務員法第16条第1号の削除に伴いまして、2号が繰り上がったこと、それから、第14条第5項の中では、休職者の給与、給与というのは、期末手当の支給要件から欠格条項による失職を削るものです。それから、第21条第1項につきましては、職員の期末手当の件で、支給条件から失格条項による失職者を削除する。それから、第21条の2第2項中も同様でございまして。それから、第22条第1項中の改正は勤勉手当の規定に係るものでございます。

それから、第2条につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、第4条の2第1項中の「第2号」を「第1号」に改めるものでございまして、失職者の例外規定の第1号が削除されたことによりまして、第2号が繰り上がるものでございます。

それから、第3条、波佐見町公共下水道条例の一部改正では、第6条の3第1項第4号ア中、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削るものでございまして、この中では、排水設備指定工事店の指定基準の規定がございまして、成年被後見人もしくは被保佐人、この要件を削除するものです。

第4条は、波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございまして、第23条第2項第2号中、「第34条の20第1項第4号」を、「第34条の20第1項第3号」に改めるものでございまして、これは、条例そのものが、有資格者が自宅で保育事業をする場合の条例、規定でございまして、配慮すべき保育士の要件から児童福祉法の養育里親の欠格事項等から成年被後見人または被保佐人が削除され、条が繰り上がるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行する。12月14日は法律の施行日と同じ日になっております。

経過措置といたしまして、この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の波佐見町公共下水道条例第6条の8第1項第1号の規定により行われた旧条例第6条第1項の指定の

取り消しの効力については、なお従前の例によるというものでございまして、成年後見人または被保佐人となったために指定を取り消されたものについての効力は有効になりますという規定でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。3時20分より再開します。

午後3時8分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第47号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第47号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第47号について御説明を申し上げます。

波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例。

波佐見町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月10日提出。

提案理由でございますけれども、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

別紙をごらんください。

波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例。

波佐見町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第4条、第1項、第1号中、氏、名の次に「、旧氏、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏を言う。以下同じ」を加え、同号中、氏、名もしくは通称の次に「令第30条の16第1項に規定する通称を言う。以下同じ」を加え、同号中、または氏名の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中、氏名の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中、外国人住民のうち「非漢字圏の」を削り、住民票の次に「法第6条第1項に規定する住民票を言う。以下同じ」を記載の次に、「同条第3項の規定により磁気ディスク、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じをもって、調整する住民票にあつては記録、以下同じ」を加える。第1条第1項第3号中、「または」を「氏に変更があつた者にあつては住民票に記載がされている旧氏を含む。もしくは」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に、新旧対象表をつけておりまして、右が現行案、左が改正案になります。下線を引いている箇所が今回変更になるところでございます。

ちょっとぴんときられないと思います。もう少しわかりやすく言いますと、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布をされました。今回の改正によりまして、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるものでございます。

また、これとあわせ、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知がありまして、印鑑登録事務においても旧氏併記ができるよう決定をされたことから、今回、

本町印鑑条例の一部改正を行い、対応していくということにしていることでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○４番（三石 孝君）

提案理由の中に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月５日からなっています。施行がですね。ということで、附則のほうの条例の公布日から施行するというのは何日になるのですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

政令が施行されます11月５日を想定しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

日程第13 議案第48号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第48号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、議案第48号について御説明申し上げます。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月10日提出。

提案理由でございますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例などが規定されたため改正するものでございます。

別紙をお願いします。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3項でございます。

償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還、及び及びがちょっと2回続いておりますけれども、失礼しました。一つ及びを削除を願います。一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則。この条例は公布の日から施行する。

これにつきましては、新旧対照表をつけております。現行の条例案を左の改正案のとおり改正するものでございます。

この内容につきましては、令和元年6月7日に公布されました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律について、その背景、あるいは趣旨を説明しますと、平成7年の阪神淡路大震災の当時、この当時は被災者生活再建支援法、これが平成10年制定なんですけれども、平成7年当時はこの支援法がなく、ほかの災害と比べ、義援金の配分も少なく、多くの被災者が災害援護資金に頼って生活を再建することを余儀なくされたという状況があったわけでありまして、現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課

題になっているという実態を踏まえ、次の点について改正がなされたわけでございます。

改正点について七つほど項目がありますけれども、一つ目が被災者生活再建支援法制定以前の災害につきまして、一定の所得、資産要件による免除を規定したということ。

二つ目に、償還金から10年経過後に市町村が保証債権を放棄できるようにしたこと。

三つ目に、償還金を支払うことが困難である場合は、支払い猶予が可能であることを明確化したこと。

四つ目に、破産の場合は20年の経過を待たず、死亡、重度障害と同様に免除とすること。

それから、5番目に、免除等のため市町村に資産、収入を調査する権限を付与すること。

六つ目に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市町村は審議会等を設置するよう努めること。

最後、七つ目が、国は災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図ることと、こういった項目を追加したわけでございます。

以上の趣旨を踏まえまして、本町条例についても関係条文の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

この条例改正に伴う、ごめんなさい、法律改正に伴う条例の改正ですね。まだまだ秋が始まったばかりです。台風季節は去っておりません。どこでどういうふうな災害が起こるかもわからない状況の中において、附則の公布の日から施行するということで書いてありますが、いつの日を設定されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まだはっきりと決めておりませんが、きょう議決をいただければ、なるべく早い時期に施行するように努めたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号 波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

日程第14 議案第49号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、議案第49号について御説明を申し上げます。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますけれども、子供の福祉医療費の対象年齢を拡大するため、改正するものでございます。

別紙をお願いします。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日以降の診療にかかる医療費から

適用するとするものでございます。

3枚目に新旧対照表をつけておりますが、改正案のとおり、これまで15歳としていたものを18歳に改正するものでございます。

この子供の福祉医療費につきましては、これまで乳幼児及び小中学生の病院受診に係る医療費を、一部負担金を除き助成しているものでございますけれども、本年10月から対象年齢を高校生まで拡大し、助成することとするために所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

これもそうですけれども、附則の31年4月1日ということは、本年4月1日以降の医師にかかる医療費から適用されますが、単なる広報はさみの周知だけではなくて、18歳以下のお子さんをお持ちの皆さん方に親切に丁寧にお知らせをしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

おっしゃるとおり、丁寧な説明に心がけたいと思いますけれども、対象者、例えば中学を卒業して、今後高校に上がられる方、対象者につきましては、個別に案内文を差し上げておりまして、対象になりますからということで御案内を差し上げております。また、いろんな会合等、会合等といいますか、いろんな機会を捉えて、今度、福祉医療費の年齢を拡大しましたので対象者の方はぜひ申請をしてくださいというようなことで周知をしておりますので、今後とも丁寧な対応に努めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

関連するかどうかよくわかりませんが、18歳ということで、今おっしゃった対象は高校生というのは、普通一般的には考えるんですが、例えば、中学を卒業して就職される方もおり

ますよね。全ての18歳ということで、条文あるでしょうが、読み込んでいないので申しわけないのですが、全ての18歳ということで理解しておってよかわけですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

通常は高等学校に入学された方を対象というふうに考えておりますが、確かに今言われますように中学を卒業して就職と、される方もいらっしゃるようでございますけれども、その方たちも多分対象に含めるべきだというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

はっきりお答え願いたいのですが、全て対象になるのか。いやいや、有職者は仕事を、就職していれば対象になりませんかというのは、そこは厳格にちょっと今お答えいただきたいんですが。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

特に高校生、18歳までの児童に対して制限を設けておりませんので、就職されても対象にするというふうに考えていきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

日程第15 議案第50号

○議長（今井泰照君）

日程第15、議案第50号 波佐見町水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

議案第50号について説明いたします。

波佐見町水道条例の一部を改正する条例。

波佐見町水道条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由。水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照のほうで説明いたします。

まず、一つ目ですが、給水装置の基準に関するもので、工事の施行第8条4及び5並びに給水装置の基準違反に関する措置で37条1の文中にある政令第5条を6条に改めるものです。これは条ずれですね。

二つ目、32条の手数料に関するもので、別表3に給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき5,000円というのを追加するものです。これは水道法改正により、指定店の指定制度が更新制度に改正されるものによるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

申しわけありません。訂正いたします。この条例は10月1日から施行します。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

二つほど上げられておりましたけれども、2点目のほうの給水設置工事者、工事事業者で
すか、限られていると思います。この方たちにはどのような形で告知、お知らせをしますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今現在の全指定業者については、更新制度が始まりますという案内を今出しているところ
です。料金等については、この更新が全て1年で更新するわけではありませんで、今後5年
間において、本町ではそんなにたくさんないのですが、ほかの市町では数が多いので、5年
間で均等に更新していきましようということになっておりますので、その都度対象者には通
知をするということです。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号 波佐見町水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

日程第16～22 議案第51号～議案第57号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程
第22. 議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついてまでの7件を一括議題とします。

以上の7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告の提出がありました

ので、委員長の報告を求めます。

石峰委員長。

○決算特別委員長（石峰 実君）

決算委員長の報告。

ただいま一括議題となりました、議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件につきましては、9月12日の本会議において決算特別委員会に付託され、9月17日、18日の両日、町長はじめ、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第51号から議案第55号までの5件は認定、議案第56号及び議案57号の2件につきましては原案可決及び認定することに決定いたしました。

決算特別委員会では、平成30年度の各予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効果的に執行されたかどうか、それによってどのように行政効果が発揮できたのか、今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきかに着眼し、審査を行いました。

なお、審査結果及び質疑の内容につきましては、12人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は周知しておられますので、省略いたします。

以上、報告いたします。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第51号 平成30年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一

括して採決します。

本案に対する委員会報告は5件とも認定であります。委員長報告は5件とも認定であります。

以上5件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第51号から議案第55号までの5件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第56号 平成30年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第57号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は2件とも原案可決及び認定であります。

以上2件は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第56号及び議案第57号は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

日程第23 議案第58号

○議長（今井泰照君）

日程第23. 議案第58号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは説明いたします。

議案第58号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が、波佐見町宿郷72番地4、氏名が小柳吉喜、昭和27年1月18日生まれ、現在67歳でございます。

氏は、平成27年11月1日に教育委員に任用されまして、ことしの10月31日に第1期目の任期が到来します。人格、識見ともに非常に優れた方でございますので、引き続き任命をするものでございます。

なお、略歴等につきましては別紙資料として添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第58号は同意することに決定しました。

日程第24 議案第59号

○議長（今井泰照君）

日程第24. 議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第59号について御説明をいたします。

議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結について。

令和元年8月30日、随意契約、見積もり合わせに付した波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出。

別紙をお開きください。次ページでございます。

今回の契約は、さきに議決を受けました建物等の整備工事とは別に、建物内の展示ケース、パネル等の展示工事に係るものでございます。

契約の目的でございます。波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事。

契約の方法でございます。随意契約でございます。

契約の金額、4,994万円、税込みでございます。

契約の相手方、東京都千代田区紀尾井町3番23号、株式会社トータルメディア開発研究所、代表取締役山村健一郎でございます。

次ページが見積もり合わせの結果でございます。5社に見積もり依頼を行い、3社辞退、残り2社で見積もり合わせ、一般でいう入札会を実施したところでございます。

それでは、4ページ以降、参考資料に基づきまして、展示工事の概要について御説明をしたいと思います。

次ページをお開きください。右上に参考資料と枠を囲った資料でございます。

まず、1番、工事の場所でございますが、現在整備工事を行っています旧陶器会社社長宅となります。

次、2番目、工事の概要でございますが、大きく（1）展示室、波佐見通史ゾーン、（2）特別展示室、波佐見焼展示ゾーン、寄贈品ゾーンに係る展示ケースやハンズオンケース、テーブル、三領石レプリカ、展示パネル等となっており、参考資料記載のとおりとなっております。

なお、この中にWとか、Dとか、Hとかありますが、まずWが幅ですね。そして、Dが奥行き、Hが高さとなりますので、それぞれごらんいただければと思います。

内容については、以後の図面等を用いて説明をいたします。

そして、（3）その他として、案内スタンド、案内マップ、波佐見の先人パネルとなり、（4）附帯設備として、特別展示室の展示ケース内ほかに設置する照明設備、和室北側に設置予定の映像機器、展示室内に設置する音声機器等というふうになっております。それぞれ

台数等を掲げておりますので、御確認をお願いします。

これからは、次ページ、次のページですね、A3のカラー版の図面を中心に、これまで説明した内容について説明を行います。

図面を開いていただくと、図面右下に数字を打っておりますが、その番号を図面番号として説明しますので、よろしくお願いをいたします。

まず、図面番号1、1ページでございますが、完成予想図、内観でございます。6月議会でもこれは図面を用いましたが、完成予想図、内観の完成予想図となります。図面の上のほう、展示室になりますが、展示室のおおむねのイメージで作成をしておりますので、あわせて確認をしていただければと思います。

次のページをお開きください。

図面番号2となります。施設内配置計画となり、今回の展示工事に関係する部屋について、丸Aから丸Dまでを便宜的につけております。この丸Aとか丸Bという部屋を今後用いますので、それで説明いたしますので、よろしくお願いします。

次のページ、3ページ目をお開きください。

まず、展示室平面図、立面図、丸Aという図面でございますが、2ページ目の丸Aという部屋の拡大になります。図面上部が部屋の平面図になります。赤い字で、北側、東側、西側という方角をしております、その下のほうに四角でBの1、西側という青い字のちょっと右斜め上にBマイナス1、B-1、先史展示ケースとしておりますが、これが展示ケースの位置になります。

そして、図面の右側のほうに今度は赤い字で西側と書いておりますが、これは先ほど言った青い字の西側の壁面を、西側の壁面の立面図でございます。

平面図のほうに戻っていただきますが、この部屋、丸Aの部屋で、中央には波佐見町の航空写真を印刷した6分割できるテーブルを設置いたします。子供たちがグループ学習のときに使用したり、個別に学習するときは6分割して、それぞれ机として使用できるようにいたします。

次、4ページ目をお開きください。

これが丸Bの部屋となります。同じく青い字でそれぞれ方角を北側、東側、西側と記載をしております。

まず、丸Bという赤い字がございますが、その丸Bの右斜め上に火縄銃ハンズオン台とい

うことを記載しております。これは町内のある家の火縄銃を寄託を受ける予定でございますので、この火縄銃に直接触れることができるハンズオンケースというふうに考えております。また、その右側でございますが、中央には大村藩領図を印刷したテーブル、そして、その右側に三領石のレプリカを設置をいたします。

そして、南側の壁面でございますが、丸Bの下のほうでございますが、全体年表ということで、年表も展示をするようになっております。あわせて、丸Bの上のほう、青字の西側とか書いておりますが、その上にB-11、近世展示ケースというふうにしてありますが、これが展示ケースの並びと場所でございます。

次、5ページ目をお開きください。

これが、丸Bのそれぞれの方角の壁面の立面図というふうになります。それぞれ掲げておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

そして、次ページでございます。6ページをお開きください。

字が小さくて大変恐縮なんですけど、これが展示室A、丸A、丸Bに係る展示パネルの展開図となっております。図面の右側上にそれぞれ青い丸数字で、①、②、③から⑧までとしておりますが、これが丸A、丸Bの部屋を続けてあらわしております、それぞれの壁面を①から⑧までつけております。

そして、図面のほうになりますが、展示パネルのほうになりますが、丸、赤い字で、丸数字で、①から⑧まで、こう矢印で示した部分、これがそれぞれの青い丸数字の壁面に係る展示パネルの内容となっております。

展示のテーマについては、今回、交流をテーマとしております。波佐見町がさまざまな文化、地域と交流し、発展してきた歴史を踏まえて、学術的、体系的に波佐見の通史があらわせるように展示パネルをつくっていきたいと思います。

字が小さくて大変恐縮なんですけど、先史から中世のところを見ていただきますと、左側から、1-1ということで、交流のあけぼのから、2-1、古代における交流、2-2、仏教世界との交流ということで、年代的にずっとこういうふうにパネルをつくって行って、それぞれの年代に応じた作成をするようなことで考えております。

なお、図面のパネルの1段目、先史から中世のところのちょうど真ん中付近ですね。②の下付近にダイダイ色の四角があるかと思いますが、その場所には音声による案内、歴史案内、特に原マルチノに係る天正遣欧少年使節を中心として音声装置を設置をいたします。こ

れはボタンを流すと音声が出る、また、お客さんがいるときはヘッドホンでその内容を聞く装置でございます。

展示パネルの詳細については、今後、契約業者と詳細を詰めることとしておりますが、展示パネルの文言については、子供たちにも理解が進むよう、あわせて町内教諭と、小学校の教諭とも協議を行い、内容を詰めたいと考えております。

次、7ページ目をお開きください。

これは、丸Cの部屋、特別展示室の部屋でございます。

青い字で、同じように北側、西側、東側と方角を記載しております。この展示室は西側と東側、南側に天井まで一体となった展示ケースを設置し、特に東側と南側は逆L字型の大きな展示ケースを設けるようにしております。ここの部屋は、以前にも言っておりますが、美術的に、美術館的な使い方を考えております。特に美術的に価値が高い波佐見焼を中心とした展示を行うこととし、南側のこの出っ張った部分については、三上コレクションを中心とする寄贈品を展示するコーナーも設けたいと思います。

次ページ、8ページ、さらにその次、9ページが特別展示室のそれぞれの方角の壁面の立面図としております。赤い字で囲んでいるところがその方角でございます。

最後に、図面の2ページのほうにお戻りください。

丸Eの町民ギャラリー講座室に波佐見の先人のパネルの展示、そして丸Dの部屋、和室の北側でございますが、この部屋には、これまで撮影した人形浄瑠璃、浮立等の記録映像を視聴できるテレビや映像選択装置を設置をしております。なお、実施設計は福岡市の修復技術システムとなっており、工期は整備工事と同じ令和3年3月26日としております。

以上で、議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

まず、見積もり合わせの結果の一覧表をごらんいただきたいと思います。質問は、随意契約ですから、通常の建設工事の入札の指名会とかは行わず、指名を決められたと思うんですが、まず、この工事に入るのに何か業種的な資格があるのかどうかということが1点と、

この業者を5社にした、どういう手順でこの5社にしたのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回は展示工事という特殊工事でございますので、特にこちらとしては随意契約でございますので、事前の資格等については設けておりません。

今回この5社に指名する経過でございますが、この5社は国内を代表する5社でございます。それぞれ実績等を調べたところ、かなり著名なところをやっております、本町とすれば、やはり今回の展示工事、品質確保の面からこの5社を指名したということでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

もう一つですが、予定価格が4,629万、恐らくその実施設計の方が積み上げてこられたと思うんですが、一般の工事と違って、一般の工事はある程度客観性が保てますよね。歩掛も公開ですし、コンピューターでやりますから、ある程度透明性が保たれるんですが、この予定価格は、裏づけというか、客観性というか、ここはどうやって担保されるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当然、議員さんおっしゃるとおり、国等の歩掛、単価等は公表されているわけではございません。この間、実施設計の変更をするに当たって、こういったパネルとか、また、展示ケースを扱う業者に複数見積もりをとって、その中で見積書を徴収しまして、その中で適正というものを設計額に反映して積み上げを行っているというところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も契約のあり方についてお伺いをいたします。

まず、議会の議決に付すべき契約と、金額的に5,000万を超えていますので、予定価格が、ということになっているわけなんですけども、議会の最中というか、まだ議会に付される前に、今度の広報はさみ9月号、この19ページですか、ここに町の事業、8月発注分で予定価

格130万円以上というところ、ここに波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事ということで4,990万円、（株）トータルメディア開発研究所と載っているわけですね。これはもう発注ということになっておりますので、まだ議会が審議もしていないのに発注をされているというふうに見れるわけですが、まず、このいきさつについて第1点でございます。

それから、随意契約の理由は先ほどお聞きしたと思いますけども、業者の指名の中に、全部、東京ばかりになっていきますけども、もう少し近辺の業者がおられなかったのか、このところもお尋ねします。

それから、見積もりの予定業者中、5社中、3社が辞退をされています。この理由。そして、見積もりのために、こういった図面とか、それから概要等を業者さんに渡されていると思いますけども、その渡し方はどうされたのか。そして、普通、工事の場合は最低制限価格が設けられると思いますけども、これはたしか最低制限価格はなしですね。この理由もあわせてお願いします。

以上、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

1点目の広報誌への掲載でございますけれども、こちらにつきましては、前月分の入札後、見積もりにつきまして、その結果を載せるということになっております。一定額以上のものでございますけども、その中で見積もり執行は8月30日ということで、その結果として確かに掲載をしておりました。ただ、ほかからも御指摘を受けまして、確かにまだ議決がおりていない状態でこれを載せるということは、もう契約というか、そういったものまでしているんじゃないかとか、そういったことで受け取られても仕方がないなと、こちらとしても、今ちょっと反省といいますか、そういったことを考えております。こういった議決を要するものにつきましては、本来であれば、通常のものであれば、入札後速やかにというのが逆にありますので速やかに載せているんですが、その辺は議決のタイミング等を考えて、ちょっと掲載の方法については、ちょっと改めないといけないなと考えておりますので、その点は御了承願いたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、東京ばかりの会社を指名したのではないかということでございますが、先ほど言っ

たとおり、今回の指名については、国内を代表する5社に指名をかけております。そういった関係で、本社は東京にございますが、支社、支所は九州管内に全てございます。それは確認を行っておりますし、工事の実績も九州管内ありましたので、そういった観点で問題なしということで考えております。

今回5社の指名をかけて、3社が残念ながら御辞退をされたわけでございますが、全て辞退の理由は聞いておりませんが、うち1件について話を聞いたところ、十分な利益が確保できないということでお話がありましたので、かなり限られた予算の中で設計を行っておりますので、そういった理由かなというふうに思います。

あと、どういうふうにされたかということでございますが、まずはこちらから見積りの御依頼の通知をファクスで送りまして、確認とれた後は郵送で、速達で内容等を送付をしまして、かつ届いたら、その確認のファクスをいただくようにしました。

最後に、最低制限価格が必要かということでございますが、そもそも随意契約には最低制限価格という観念がございませんので、今回については設定をしなかったということでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、この広報の掲載でございますけれども、ここで見ると、発注分となっているんですよね。既に発注されたと、もう町民の方はそういうふうな理解をされるかと思います。この辺はもう慎重にやってもらわないと。以前、1カ月か2カ月前に駐車場の条例のことが先に先行して、また同じようにこれに広報誌に掲載されまして、そのときは十分留意をするというふうな副町長の答弁もあったわけでございますけれども、全くこれと同じことですので、今後こういったことがないようにぜひ注意をお願いしたいと思います。この広報誌の最終的なチェックと申しますか、恐らく企画財政課で各課あたりから記事を求められて、企画財政課で編集されて、そして最終的なチェックはどこまでされているんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

まず、確かに文言等につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、注意を払っていきたいと考えております。

チェックにつきましては、まず、原稿は各課担当がおりますけれども、それについては複数

回、校正のほうを各課でもかけますし、当然企画財政課のほうでも全体のチェックというの
も二、三度には行わしていただいておりますので、その中で当然担当課長としての、私が最終
的な校正責任者ということにはなろうかと思っておりますので、その中で、今回こういった載せ方
をしたというのは、入札に関係の掲載は取りまとめて企画財政課がやっておりますので、こ
ちらに関しての責任は、最終的には私が担当課長としての責任があると思っております。確
かにいろいろ広報誌については複数回御指摘をいただいておりますので、こちらとしてもいた
だいたものを注意してチェックしているつもりといたしますか、そういった中で、こういった
書き方が出てしまうのは本当に申しわけないと思っております。今後ますます精進してい
きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

広報誌については、ほかの出版物と申しますか、文書についても同じことでございますけ
れども、そういったところまで入念にチェックをお願いしたいと思えます。

それから、見積書等の関係書類、これらの送付は、一応役場まで受け取りということやな
くて、郵送されたということでございますね。これについては、特別その不満とかなんとか
ってことはもう、行き違いとか、そういったことはあっておりませんですね。これは、この
前、3月議会やったですか。私が執行通知書を役場までわざわざもらいに来られんでも、郵
送なり、そういった方向でいいじゃないですかというふうなことで申し上げとったところで
ございますけれども、一応、これを機会に、また全体的にそういった方向に切りかえていた
だければと、このように思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

この見積もりに関してのその書類の受け取りとかはあったんですけども、確かに御指摘い
ただいた点については、現在、企画財政課のほうで検討しております。郵送なども考えたん
ですが、今はインターネットのほうも発達しておりますので、その中でデータのやりとりとい
ったものもできておりますし、そういったことで実際やっておられる自治体もおられますん

で、そういったところの事例を参考に、業者が余り手間にならないような方法についても検討させていただいておるところですので、その辺についても固まりましたらまた公表させていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この東京の業者さんで今回は決定したわけですけど、例えばメンテナンスとか、何か不具合があったときとかに、東京から来てもらう形になるのか、どういう形でそういうものに対応するのかなというのを、例えば見学者の方がたまたまぶつかって何かを損傷したと、この展示に関するもので。その修理についてはどういうふうな形になるのかというのを御回答いただきたいと思いますのと。

先ほどから、広報誌のことについてちょっとよくわからないんですけど、前回の全協でこういうことがないようにということを言われたんですけど、その後、どういうふうなチェック体制をしようとされたのか。こういう間違いがないような方法論を何かやらないと、また同じような形で、議会の議決の前にこういう形で出てしまうのは、ことが起こるんじゃないのかなと。最終チェックのその仕方がちょっと、何ていうんですかね、少し甘いんじゃないのかなと思うんですよね。このところを改善案を出さないと、また同じことが起こりますよ。どういうふうな改善をされるのかというのをお聞きしたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは展示ケース等の破損があった場合のメンテナンスはどうかという質問でございますが、今回落札されて契約予定のトータルメディア開発研究所でございますが、県内で実績が数件ございます。長崎県歴史文化博物館ですね。県と長崎市の共同の設置の博物館でございますが、そのリニューアルを請け負っていらっしゃいます。また、長崎市の出島資料館、そして雲仙普賢岳のがまだスドームの展示という実績があります。

今後詳細は、メンテナンスの詳細については詰めるところでございますが、そういったことも遜色なくやられているというのは、先ほど言ったとおり、九州とか、まずは管内にそういった営業所、また支社があるというふうに理解しておりますので、一定の迅速な規模で対応していただけるというふうになります。これは工事が完了後、そういった契約、または覚書というふうになるのかなというふうに考えています。

また、2点目の広報誌については、私どももやはり、ちょっとやはり教育委員会としても確認が不十分だったというふうに反省はしております。よく見ておくべきだったというふうに私も思います。今後、やはりある程度の校正が来た段階で、複数の目で見るとなことで、ちょっと私どもも反省しながら、内部で協議させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほどから上がっています、今回提案される中においては、地方自治法第96条1項第5号の規定によると、議会の承認、議決を求めると、条例のほうもそれを書いています。事の重大さをおわかりになっていませんよ、先ほどの答弁。8月分の発注分ですよ。結果。条例で皆さん方、この条例に基づいて提案をされています。議論する必要はなかわけですか。

副町長の7月の全協の答弁、何とおっしゃいましたか、私たちに。似たようなケースがございまして、岩峠の駐車場について、広報はさみに出ていました。まだ議決もしない前に。あっちゃならんこととおっしゃいました。今後気をつけますと、おわびをしました。議会軽視じゃないですかと言いました。議会軽視をお認めになったじゃないですか。また同じことをされるんですか、こうやって。気をつけてやります、気をつけてやりますって、議会が、議決が必要だと書いてあるのに、必要、議決の前に出されること自体は重大なことですよ。2度も。いい加減にしてください。御答弁お願いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

2カ月前にその指摘がありまして、担当課、課長会議で注意をいたしましたけれども、再びこういったものがあったということは、言葉ではですけども、反省は非常にしております。絶対こういうことがないようにいたしますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いつもそうです。御理解ください。情報の共有も言ってらっしゃったじゃないですか。談合事件のときも。私は何度も言いましたよ、一般質問でも。こういうことをやられると、議会の存在意義、チェック機関、議会はそれなりに行政に指摘をしています。チェックもしてやっていますよ。同僚議員が言いましたようにまたありますよ。誰がどこでチェックするの

か、それを徹底してやって、談合事件の後もコンプライアンスの研修もやられて、いろんな形でチェックをやられる。その後も出たじゃないですか、町長。各自治会に交付金があるのも、適正な手続を無視して。チェック機関を自分たちでつくっておりながら、それも実行できずにやられた経緯もあります。数を上げればたくさんあります。こういうことでよろしいんですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

副町長も言ったように、あつてはならないことでございまして、また、決して議会軽視というようなことではなくて、やはりその注意力、関心力、その気の緩みじゃないですけども、やっぱりやっとならなくても、そこができなかったなという。そういう面で、いろんな監査の指摘等においても、やはりそういう小さなことをきちっと整理をしながら、チェックをしてやっていかなければというようなことは、全職員にも、また管理職会議でもそういうふうなことを指示をしておりますけれども、本当にこのような自体が大変申しわけなかったなというような思いをいたしております。やはり、さらに気を引き締めて、きちんとした形で事を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

さっきから言っているように、今までのチェック体制がこうだったのでちょっとこういうミスが起こるというようなところをあぶり出して、そのミスが起こらない形はどういう形なのかというのを議会に提案してください。今後こういう形でその広報はさみはつくりますというのを具体的に出してもらわないと、もう、ただ感情的なといいますか、もう反省しています、申しわけなかったはいいいんですけど、実際にそのチェックが、ちょっとチェック機能が落ちていると思うんですね。ですから、そここのところの改善案をしっかりと出していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

2度も3度も、こういったことで不備をいたしまして大変本当に申しわけないと思っています。御指摘のように、このチェック体制をもう一度、課内、あるいは管理職会議の中で十分協議をしながら、その体制をつくってお示しをしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

入札の8月31日、10時30分からということでございますけれども、以前は町長がトップでやとった、今は副町長がトップでやったり。今回の場合、教育委員の管轄ですから、どなたとどなたで立ち会いされましたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回は随意契約ということでございます。教育委員会が主管となりました。一方で、入札の手續等々については、私たちはふなれな部分がございますので、企画財政課の職員さんの手もかりながら共同でやりましたが、教育委員会が主管となって行ったところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

先ほどから、そのチェック体制がと言われておりますが、確認ですが、よく見ると、発行責任者は書いていないんですね、広報はさみ。誰がこの責任者なのかというのを明確に今していただきたい。誰が本当に発行責任者なのかというのが確認が1点と。

もう1点は、その議会軽視じゃないとおっしゃいましたが、もしきょうこれが議会の同意を得なかったらどうされるおつもりですか。もしの仮定で申しわけないんですが。それなら、その担当課長、責任とれますか、どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今までの歴史文化交流館の重要性、そして皆さん方の御理解ということで、この案件は御理解いただいて同意いただけるものだというような思いをいたしておりまして、ただ、そういう中で、このようなその手續、そして広報等の過ちがあったということには大変極めて残念に思っておりますが、やはりこのことについては、それはもうぜひ同意をしていただいて、これからぜひ議員の皆さん方、また町民の皆さん方の信頼を得るような、そういう取り組み

をやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○7番（百武辰美君）

責任者は誰ですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

最終責任は、発行責任は、やはり町長であるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）賛成討論、反対討論ですか。

はい、どうぞ、三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は、議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結について、反対する立場で討論を行います。

先ほどから議論がなされておりますが、今回の工事の締結については、議会の議決を待たずして広報はさみに発注分としてお知らせをされています。このような行為は適正手続を無視した行為でありまして、なおかつ議会軽視の何物でもありません。こういう観点から、このような行政の業務を私たち議会はちゃんとした形でチェックをし、きちんとした形で審査をしなければいけないと思います。

そういう意味から、今回の契約における締結については反対の討論とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

城後議員。

○2 番（城後 光君）

議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

歴史文化交流館（仮称）の工事に関しては既に始まっておりまして、展示内容についてもほぼ決定、建設検討委員会で決定がなされています。一刻も早く歴史文化交流館を開設しないといけない状況がもう始まっていると思いますし、仮に展示工事等おくれた場合、その工期にかかわる費用がまた増す可能性が懸念されますので、一刻も早く展示工事についても進められる観点から、賛成で討論をさせていただきます。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。開会時間は追って連絡します。

午後4時30分 休憩

午後4時54分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、時間を延長して行いたいと思います。

しばらく休憩します。時間は追って連絡いたします。

午後4時54分 休憩

午後5時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論を続けます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）展示工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

日程第25 諮問第1号

○議長（今井泰照君）

日程第25、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、御説明をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、波佐見町岳辺田郷1085番地1。

氏名が、岳邊忠彦。昭和32年11月4日生まれ、現在61歳の方でございます。

現委員であります筒正俊氏が本年12月の31日で任期満了となりますので、その後任として法務大臣へ推薦をするものであります。

岳邊忠彦氏の略歴につきましては、資料2枚目に添付をしております。

1番が学歴で、昭和51年3月に佐世保東商業高等学校を卒業されて、職歴が、51年の4月に役場職員として勤務なされております。それから、平成26年4月に税務課長、そして、平成28年3月に退職をされております。その年の4月には波佐見町社会福祉協議会の相談支援員・就労支援員として活躍をされて、ことしの3月で退職をされております。

公職歴等につきましては、若いころからサークル活動、手話をされておりました、昭和58年7月から現在まで波佐見町手話サークルの会長でございます。それから、ボランティアもされておりました、平成13年4月から平成28年3月までは、波佐見町ボランティア連絡協議会の副会長、さらに平成28年4月から現在に至るまで、同じく波佐見町ボランティア連絡協議会の監事を務められております。

このような方ですから、人格、識見ともに優れておられまして、人権擁護委員としては最適任者と存じますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議ないものとして報告することに決定しました。

日程第26～27 報告第2号～報告第3号

○議長（今井泰照君）

日程第26. 報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び日程第27. 報告第3号 平成30年度波佐見町一般会計継続費精算報告書について報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告するものです。

まず、健全化判断比率、数値が4項目あります。表の左から、実質赤字比率につきましては一般会計の赤字の程度を比率化したものですが、赤字はありませんので、数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率については、特別会計の実質当たりの対象となりますが、全ての会計において赤字は出ておりませんので、これも数字の記載はありません。

それから、次の実質公債費比率は、標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準

財政規模に対しまして、町の年間の実質的な地方債借り入れの償還額、返済額に必要な額がどれだけを示す割合かの3年平均でございますけれども、平成30年度は10.5%となりました。前年度が11.2%でしたので、比較しますと0.7%の改善となりました。

最後の将来負担比率は、町の財政規模に対し、町の借入金など、現在抱えている負債がどれだけを示す割合ですが、平成30年度は9.9%となり、29年度と比較して0.3%改善しました。

それらの要因について簡単に説明申し上げます。

報告第2号関係の資料の5枚目、後ろから2枚目になりますけれども、総括表③をごらんください。

まず、こちらが実質公債費比率の算定となります。平成30年度単年度では、上の表にある分子となる項目1の一般会計の起債の元利償還金が6億4,758万5,000円、これが29年度の6億6,182万3,000円から約1,424万円減少しております。また、④公営企業に要する経費につきましては、下水道事業などへの元利償還金相当の一般会計からの繰出金が1億8,172万7,000円ということで、29年度の1億7,347万2,000円から約826万円増額しています。これらから控除する項目がございます、公営住宅使用料などの⑧特定財源の額、普通交付税で措置された起債の元利償還金である⑨から⑪については、その①、④の額から控除することとなり、これらを控除した結果、町の年間の実質的な地方債借り入れの償還額に必要な額は、前年度と比較して合計で500万円ほど減少しております。

一方で、分母の基礎となります⑫から⑭までの合計額、これがいわゆる標準財政規模となりますけれども、こちらについては、税収の増、普通交付税の増により約1,032万円ほど増加しました。

これらを計算した結果、平成30年度単年度の実質公債費比率は10.34262%となりました。先ほど申しましたとおり、用いる実質公債費比率は過去3カ年の平均であらわすため、表にある平成28年度から平成30年度の3年分の平均値である10.5%が平成30年度の指標となっているものでございます。

また、将来負担比率についてですが、その次のページ、お手元の最後のページをごらんください。

町の借入金など現在抱えている負債については、地方債の償還など、現在負担が見込まれている額から基金などの充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものをここでは用います。

将来負担額については、ごみ処理施設建設等に伴う福祉組合の負担金が昨年度より大きく増加しておりますけれども、一方でふるさと納税の伸びなどもあり、基金の積立額も増加したことから、結果として29年度より約648万円減少しました。

分母となる財政規模につきましては、実質公債費比率と同様の理由で、結果として29年度より約1,586万円増加しました。

分母が増加し、分子は減少したということで、前年度の10.2%から、今回は9.9%と減少したものでございます。

以上、二つについて内訳を説明しましたが、再度、1枚目に戻りまして説明を続けます。

健全化比率をもとに括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものです。こちらについては、当然ながら下回っている状況でございます。

次に、下の段、資金不足比率ですが、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものとなります。これは、本町では上水道事業会計など四つの事業会計が対象となりますが、これらの会計ではいずれも資金不足はなく、赤字にもなっておりませんので、数字は上がってきておりません。

以上、1枚目の説明で、次に2枚目の両面には、8月30日に監査委員から通知がありました平成30年度健全化比率及び資金不足比率審査の結果について、その写しを添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、監査委員の御意見にもありますように、今後とも各財政指標の動向を注視し、有効財源の活用を図りながら健全財政の堅持を図っていく所存でございます。

以上で、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

続きまして、報告第3号 平成30年度波佐見町一般会計継続費精算報告書について申し上げます。

これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成30年度に終了した波佐見町一般会計継続費の精算について別紙のとおり報告するものです。

こちらにつきましては、旧公会堂の耐震補修修復事業について、平成28年度から30年度の3カ年度にわたり実施する事業であることから継続費として計上しておりましたが、30年度で事業が完了することから、その結果を報告するものです。

そもそも継続費については、地方自治法第212条により、地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところによりその経費の総額及び年割額を定めて数年度にわたって支出することができるとなっているものです。また、この継続費については、地方自治法施行令により、毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出が終わらなかったものについて、当該継続費の終わりまで順に繰り越して使用することができるということになっております。

なお、各年度の執行額については決算審議の中で報告した額であり、継続費の実行状況については、各年度の当初予算の中で報告させていただいていることを申し添えます。

別紙の報告書をごらんください。

表の左側、全体計画の中の年割額が実施前に定めた総額の各年度の執行予定額となり、表の真ん中、実績の中の支出済額が各年度で実際に執行した経費、表の右は比較の年割額、支出済額の差がその差となりますが、平成28年度、29年度については、支出済額は年割額を下回ったため、その差額は後年度に繰り越しが可能となった額になります。平成30年度については、過去2年度で繰越可能な額を充てた上で執行したことから、計画されていた年割額よりも実際の執行額のほうが大きくなり、その結果、差の欄がマイナス表記になっておるものです。

なお、計画の年割額より執行額が大きくなっているのは、執行見込みに合わせ年割額を全体額に合わせて減額したためであり、当初予定より事業費が膨らんだというわけではないということを申し添えます。

以上で、報告第3号 平成30年度波佐見町一般会計継続費精算報告書の報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上、2件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第28 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第28. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議はこれで終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後5時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員